

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 7 9 号
発行日 平成 3 1 年 1 月 4 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正
(学校教育課)・・・1
- ・綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(社会教育課)・・・2
- ・綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正
(社会教育課)・・・3
- ・綾部市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
(上水道課)・・・4
- ・綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正
(総務課)・・・6
- ・綾部市情報公開条例の一部改正
(総務課)・・・7
- ・綾部市個人情報保護条例の一部改正
(総務課)・・・8
- ・綾部市農業集落排水施設条例の一部改正
(下水道課)・・・9
- ・綾部市下水道条例の一部改正
(下水道課)・・・11
- ・綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部改正
(下水道課)・・・13

- ・綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
(下水道課)・・・15
- ・綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
(総務課)・・・16
- ・綾部市上水道給水条例の一部改正
(上水道課)・・・17
- ・綾部市附属機関設置条例の一部改正
(下水道課)・・・18
- ・綾部市特別会計設置条例の一部改正
(下水道課)・・・19
- ・綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正
(総務課)・・・20
- ・綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正
(総務課)・・・21
- ・綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正
(総務課)・・・22

○規 則

- ・市長の事務を委任する規則の一部改正
(総務課)・・・31
- ・綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正
(社会教育課)・・・32
- ・綾部市保育所等保育料に関する規則の一部改正
(民生児童課)・・・33

・綾部市農業集落排水施設条例 施行規則の廃止	(下水道課)・・・34
・綾部市下水道条例施行規則の 廃止	(下水道課)・・・35
・綾部市特定地域生活排水処理 事業条例施行規則の廃止	(下水道課)・・・36
・綾部都市計画下水道事業受益 者負担に関する条例施行規則 の廃止	(下水道課)・・・37
・綾部市下水道排水設備指定業 者規則の廃止	(下水道課)・・・38
・綾部市下水道排水設備指定業 者資格審査委員会規則の廃止	(下水道課)・・・39
・綾部市上水道審議会規則等の 廃止	(下水道課)・・・40
○告 示	
・綾部市国民健康保険被保険者 証の無効告示	(市民・国保課)・・・41
・平成30年12月綾部市議会 定例会において議決を経た予 算の要領の公表	(財政課)・・・42
・綾部市ブロック塀等緊急安全 対策支援事業費補助金交付要 綱の制定	(建築課)・・・43
・綾部市パブリックコメント制 度実施要綱の一部改正	(秘書広報課)・・・51
・綾部市雨水貯留施設設置費補 助金交付要綱の廃止	(下水道課)・・・52

・公営企業会計の業務の状況に ついて	(財政課)・・・53
○訓令甲	
・綾部市文書取扱規程の一部改 正	(総務課)・・・62
・綾部市現業職員給与規程の一 部改正	(総務課)・・・63
○公 告	
・公示送達	(税務課)・・・68
・公示送達	(税務課)・・・69
・市有財産の売り払いについて	(監理課)・・・70
・味方配水流量計修繕条件付一 般競争入札について	(監理課)・・・88
・上谷川外1川1線河川道路災 害復旧工事条件付一般競争入 札について	(監理課)・・・98
・マンホールポンプ設置(30 ー2)工事条件付一般競争入 札について	(監理課)・・・109
・高津町配水管布設替工事条件 付一般競争入札について	(監理課)・・・119
・公示送達	(市民・国保課)・・・129
・農業経営基盤強化促進法に基 づく農用地利用集積計画の縦 覧について	(農業委員会)・・・130
・綾部市職員採用試験について	(総務課)・・・131

・ 公共下水道管渠築造（３０－６）工事公募型指名競争入札について	（監理課）・・・ 138
・ 市道黒谷線外１線１川道路河川災害復旧工事条件付一般競争入札について	（監理課）・・・ 149
・ 見内川河川災害復旧工事条件付一般競争入札について	（監理課）・・・ 161
・ 林地崩壊防止工事（下八田町牛取地区）条件付一般競争入札について	（監理課）・・・ 171
・ 小規模治山工事（味方町アミダジ地区）条件付一般競争入札について	（監理課）・・・ 181
・ 市道梅迫新町線（新町橋）上部工更新工事条件付一般競争入札について	（監理課）・・・ 191
・ 小規模治山工事（鍛冶屋町茅倉地区）条件付一般競争入札について	（監理課）・・・ 201
・ マンホールポンプユニット設置（３０－２）工事条件付一般競争入札について	（監理課）・・・ 211
○水道事業管理規程	
・ 綾部市上下水道部事務分掌規程の一部改正	（下水道課）・・・ 221
・ 綾部市上下水道部公印規程の一部改正	（下水道課）・・・ 222

・ 綾部市上下水道部事務決裁規程の一部改正	（下水道課）・・・ 225
・ 綾部市水道庁舎管理規程の一部改正	（上水道課）・・・ 226
・ 綾部市上下水道部就業規程の一部改正	（下水道課）・・・ 227
・ 綾部市水道事業職員証発行規程の一部改正	（上水道課）・・・ 228
・ 綾部市企業職員給与規程の一部改正	（上水道課）・・・ 229
・ 綾部市水道事業公金徴収事務委託規程の一部改正	（上水道課）・・・ 234
・ 綾部市水道事業検針業務委託規程の一部改正	（上水道課）・・・ 235
・ 綾部市上水道給水条例施行規程の一部改正	（上水道課）・・・ 236
・ 綾部市上水道個別需給給水契約規程の一部改正	（上水道課）・・・ 237
・ 綾部市給水工事に関する規程の一部改正	（上水道課）・・・ 238
・ 綾部市浄水場管理規程の一部改正	（上水道課）・・・ 239
・ 綾部市上下水道審議会規程の制定	（下水道課）・・・ 240
・ 綾部市下水道条例施行規程の制定	（下水道課）・・・ 242

- ・綾部市農業集落排水施設条例
施行規程の制定
(下水道課)・・・272
- ・綾部市特定地域生活排水処理
事業条例施行規程の制定
(下水道課)・・・290
- ・綾部都市計画下水道事業受益
者負担に関する条例施行規程
の制定
(下水道課)・・・312
- ・綾部市下水道排水設備指定業
者規程の制定
(下水道課)・・・321
- ・綾部市雨水貯留施設設置費助
成金交付規程の制定
(下水道課)・・・333

条 例

綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 9 号

綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市立幼稚園保育料等に関する条例（平成 2 7 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 6 項中「適用しないものとする」の次に「。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

- 7 前項の場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 3 9 年政令第 2 2 4 号）第 1 条第 2 号に規定する母又は同政令第 2 条第 2 号に規定する父に該当するときは、その者の申請により地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第 3 項に規定する寡婦控除を準用して所得割額の再計算を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の規定は、平成 3 0 年 9 月 1 日から適用する。

条 例

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 0 号

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

（４）教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 1 0 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（１０）５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 0 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 1 号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 1 0 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

志賀放課後児童健全育成学級	綾部市志賀郷町丁田 8 番地	志賀小学校通学区域
上林放課後児童健全育成学級	綾部市八津合町片山 1 7 番地	上林小学校通学区域

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 2 号

綾部市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年綾部市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

題名中「綾部市水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第 1 条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 下水を排除し、処理することにより、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図るため、下水道事業を設置する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（下水道事業の法適用）

第 1 条の 2 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第 2 条第 1 項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条第 2 項中「給水区域」を「水道事業の給水区域」に改め、同条第 3 項中「給水人口」を「水道事業の給水人口」に改め、同条第 4 項中「1 日最大給水量」を「水道事業の 1 日最大給水量」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 下水道事業のうち、公共下水道事業の事業区域は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画の区域等とする。

6 下水道事業のうち、農業集落排水事業の事業区域は、綾部市農業集落排水施設条例（平成 7 年綾部市条例第 4 1 号）に規定する区域とする。

7 下水道事業のうち、特定地域生活排水処理事業の事業区域は、綾部市特定地域生活排水処理事業条例（平成 1 4 年綾部市条例第 4 3 号）に規定する区域とする。

第 5 条を削る。

第 4 条第 1 項中「上水道審議会」を「上下水道審議会」に、「上水道の運営」を「上水道及び下水道の運営」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）」を「法」に、「水道事業の管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

条 例

(管理者)

第3条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「または」を「又は」に改める。

第7条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第8条中「水道事業」を「上下水道事業」に、「または」を「又は」に改める。

第9条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

条 例

綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 3 号

綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 9 年綾部市条例
第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「市長」の次に「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を
含む。以下同じ。)」を加え、「、水道事業管理者」を削る。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 4 号

綾部市情報公開条例の一部を改正する条例

綾部市情報公開条例（平成 1 2 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市長」の次に「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)」を加え、「、水道事業管理者」を削る。

第 7 条第 6 号中「、消防長及び水道事業管理者」を「及び消防長」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 5 号

綾部市個人情報保護条例の一部を改正する条例

綾部市個人情報保護条例（平成 1 5 年綾部市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「市長」の次に「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)」を加え、「、水道事業管理者」を削る。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 6 号

綾部市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

綾部市農業集落排水施設条例（平成 7 年綾部市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 4 条第 7 号、第 5 条、第 6 条ただし書、第 7 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 8 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 9 条、第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 5 条及び第 1 6 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 6 条の 2 第 2 項第 2 号中「市長」を「管理者」に改め、同項第 3 号中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 7 条中「市長」を「管理者」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（使用料等の督促）

第 1 7 条の 2 管理者は、この条例の規定により徴収する使用料等を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 2 0 日以内に、督促状により督促するものとする。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発した日から 1 5 日以内とする。

3 督促状を発行した場合は、1 通につき 1 0 0 円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

（延滞金）

第 1 7 条の 3 管理者は、前条第 1 項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が 2 , 0 0 0 円以上（1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年 1 4 . 6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7 . 3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1 , 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収することができる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。

3 管理者は、前条第 1 項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第 1 項の規定により徴収することとした延滞金を免除する

条 例

ことができる。

第 18 条及び第 19 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 20 条中「市長」を「管理者」に、「使用料及び分担金を減額し、又は免除する」を「使用料等を減免する」に改める。

第 21 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に、「使用料又は分担金」を「使用料等」に改める。

第 22 条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（延滞金の割合等の特例）

- 2 当分の間、第 17 条の 3 第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 7 号

綾部市下水道条例の一部を改正する条例

綾部市下水道条例（平成 6 年綾部市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 3 号及び第 5 号、第 3 条の 3 第 1 号、第 3 条の 4 第 2 号並びに第 3 条の 6 第 5 号中「規則」を「規程」に改める。

第 4 条第 2 号中「規則」を「規程」に改め、同条第 3 号中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 5 条第 1 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 6 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 7 条から第 9 条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「規則」を「規程」に改める。

第 1 3 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 4 条中「規則」を「規程」に改める。

第 1 5 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 7 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 9 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 2 0 条第 2 項第 2 号中「市長」を「管理者」に改め、同項第 3 号中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 2 1 条及び第 2 2 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「規則」を「規程」に改める。

第 2 5 条第 1 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 2 5 条の 2 及び第 2 6 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 2 8 条を次のように改める。

（使用料等の督促）

第 2 8 条 管理者は、この条例及び法の規定により徴収する使用料等を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 2 0 日以内に、督促状により督促するものとする。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発した日から 1 5 日以内とする。

条 例

- 3 督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

第28条の次に次の1条を加える。

(延滞金)

第28条の2 管理者は、前条第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収することができる。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 3 管理者は、前条第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第1項の規定により徴収することとした延滞金を免除することができる。

第29条中「市長」を「管理者」に、「事情」を「理由」に改め、「督促手数料又は延滞金」を削る。

第30条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第34条中「使用料又は占用料」を「使用料等」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合等の特例)

- 2 当分の間、第28条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

条 例

綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 8 号

綾部市特定地域生活排水処理事業条例の一部を改正する条例

綾部市特定地域生活排水処理事業条例（平成 1 4 年綾部市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 5 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「規則」を「規程」に改め、同条第 3 項、第 6 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 0 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 2 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 4 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 5 条第 1 項及び第 1 5 条の 2 第 2 項第 2 号中「市長」を「管理者」に改め、同項第 3 号中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 6 条を次のように改める。

（分担金等の督促）

第 1 6 条 管理者は、この条例の規定により徴収する分担金等を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 2 0 日以内に、督促状により督促するものとする。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発した日から 1 5 日以内とする。

3 督促状を発行した場合は、1 通につき 1 0 0 円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（延滞金）

第 1 6 条の 2 管理者は、前条第 1 項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が 2, 0 0 0 円以上（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年 1 4. 6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7. 3 パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収することができる。

条 例

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 管理者は、前条第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第1項の規定により徴収することとした延滞金を免除することができる。

第17条中「市長」を「管理者」に、「分担金及び使用料を減額し、又は免除する」を「分担金等を減免する」に改める。

第19条及び第21条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第22条第2項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第23条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第24条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「分担金又は使用料」を「分担金等」に改める。

第25条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合等の特例）

2 当分の間、第16条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

条 例

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 9 号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 6 年綾部市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 2 条第 2 項、第 3 条、第 4 条、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 7 条から第 9 条まで、第 1 0 条第 2 項、第 1 1 条並びに第 1 2 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 4 条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 0 号

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市上水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 1 号

綾部市上水道給水条例の一部を改正する条例

綾部市上水道給水条例（昭和 4 4 年綾部市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第 3 条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 2 号

綾部市附属機関設置条例の一部を改正する条例

綾部市附属機関設置条例（昭和 4 6 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

綾部市行財政健全化審議会	行財政の健全化に関して、市長の諮問に応じ意見を答申する事務	を
綾部市下水道審議会	公共下水道、農業集落排水施設及び特定地域生活排水処理施設の管理運営に関して、市長の諮問に応じ意見を答申する事務	

」

「

綾部市行財政健全化審議会	行財政の健全化に関して、市長の諮問に応じ意見を答申する事務	に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 43 号

綾部市特別会計設置条例の一部を改正する条例

綾部市特別会計設置条例（昭和 39 年綾部市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 綾部市下水道事業特別会計及び綾部市地域排水事業特別会計に係る平成 30 年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。
- 3 綾部市下水道事業特別会計及び綾部市地域排水事業特別会計に係る平成 30 年度の決算上の剰余又は不足並びに債権、債務及び資産は、綾部市下水道事業会計に引き継ぐものとする。

条 例

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 4 号

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

（その他）

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

条 例

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 5 号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和 2 7 年綾部市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

（その他）

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

条 例

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 6 号

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 7 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 0」を「1 0 0 分の 9 2 . 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 2 . 5」を「1 0 0 分の 4 5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

条 例

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	127,700	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	128,400	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	129,100	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	129,800	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	130,400	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	131,100	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	131,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	132,500	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	133,400	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	134,200	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	135,000	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	135,800	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	136,400	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	137,300	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	138,200	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	139,100	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	140,000	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	141,000	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	142,000	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	143,000	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	144,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	145,200	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	146,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	147,500	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	148,600	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	149,700	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	150,800	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	151,900	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	153,000	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	154,400	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	155,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	157,000	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	158,300	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	159,800	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	161,300	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	162,900	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	164,200	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	165,700	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	167,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	168,700	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

条 例

再任用職員以外の職員	41	170,100	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	172,800	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	175,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	178,000	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	180,700	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	182,400	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	184,000	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	185,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	187,200	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	188,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	190,700	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	192,400	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	194,000	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	195,400	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	196,900	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	198,400	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	199,700	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	201,000	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	202,200	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	203,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	204,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	206,100	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	207,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	208,700	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	209,800	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	211,100	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	212,400	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	213,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	214,800	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	215,900	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	216,900	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	218,000	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	219,100	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	220,100	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	221,000	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	222,000	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	222,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	223,300	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	224,100	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	224,900	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	225,600	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	226,600	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	227,400	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	228,300	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

条 例

	85	229,000	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	229,800	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	230,700	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	231,700	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	232,400	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	233,100	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	233,700	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	234,500	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	235,300	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94	236,000	294,900	342,600	381,300			
	95	236,700	295,200	343,100	381,600			
	96	237,300	295,600	343,500	381,900			
	97	238,000	295,800	343,700	382,200			
	98	238,800	296,100	344,100	382,500			
	99	239,600	296,500	344,500	382,800			
	100	240,300	296,900	344,800	383,100			
	101	240,800	297,100	345,100	383,400			
	102	241,500	297,400	345,500				
	103	242,200	297,800	345,900				
	104	242,900	298,100	346,300				
	105	243,500	298,300	346,800				
	106	244,200	298,600	347,200				
	107	244,900	299,000	347,600				
	108	245,600	299,300	348,000				
	109	246,100	299,500	348,500				
	110	246,600	299,900	348,900				
	111	246,900	300,300	349,200				
	112	247,300	300,600	349,500				
	113	247,600	300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300
	2	159,400	176,000	293,900
	3	160,900	178,100	296,800
	4	162,400	180,300	299,300
	5	164,100	182,300	301,800
	6	166,000	184,500	304,200
	7	167,800	186,700	306,500
	8	169,600	188,900	308,900
	9	171,400	191,200	311,300
	10	173,500	194,000	313,900
	11	175,500	196,700	316,600
	12	177,500	199,400	319,500
	13	179,500	202,300	321,900
	14	181,700	204,000	323,900
	15	183,900	205,600	325,900
	16	186,100	207,300	328,200
	17	188,400	209,100	330,200
	18	191,000	210,700	332,400
	19	193,500	212,400	334,700
	20	196,000	214,000	336,800
	21	198,500	215,800	339,000
	22	200,200	217,700	341,200
	23	201,900	219,600	343,500
	24	203,600	221,500	345,800
	25	205,100	223,000	347,500
	26	206,500	225,000	349,300
	27	208,100	227,000	351,200
	28	209,600	229,000	353,100
	29	211,300	230,800	354,900
	30	213,000	233,500	356,700
	31	214,700	236,200	358,400
	32	216,400	238,900	360,300
	33	217,800	241,500	361,600
	34	219,500	244,300	363,300
	35	221,200	246,900	364,800
	36	222,900	249,600	366,600
	37	224,300	252,100	368,500
	38	226,000	254,600	370,000
	39	227,700	257,100	371,300
	40	229,400	259,400	372,900

条 例

再任 用職 員以 外の 職員	41	231,000	262,000	374,000
	42	232,700	264,400	375,400
	43	234,300	266,600	376,800
	44	235,900	268,800	378,300
	45	237,600	270,900	379,700
	46	239,100	273,100	381,300
	47	240,400	275,300	382,900
	48	241,800	277,300	384,400
	49	243,000	279,600	385,800
	50	244,400	281,600	387,300
	51	245,900	283,500	388,800
	52	247,100	285,500	390,200
	53	248,200	287,300	391,400
	54	249,600	289,700	392,700
	55	250,800	292,000	393,800
	56	252,000	294,500	394,900
	57	253,200	296,500	396,300
	58	254,400	299,000	397,500
	59	255,500	301,300	398,700
	60	256,700	304,000	400,000
	61	258,100	306,400	401,200
	62	259,100	308,800	402,200
	63	260,300	311,300	403,600
	64	261,200	313,600	404,900
	65	262,200	315,800	406,100
	66	263,600	318,000	407,200
	67	265,000	320,100	408,400
	68	266,400	322,300	409,500
	69	268,000	324,200	410,500
	70	269,500	326,300	411,700
	71	271,000	328,400	412,900
	72	272,400	330,400	414,100
	73	273,400	332,500	414,700
	74	274,600	334,600	415,500
	75	275,900	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600

条 例

	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	
	105	301,600	378,100	
	106	302,000	379,000	
	107	302,300	379,900	
	108	302,500	380,900	
	109	302,700	381,700	
	110	302,900	382,700	
	111	303,200	383,700	
	112	303,500	384,700	
	113	303,700	385,300	
	114	303,900	386,200	
	115	304,100	387,100	
	116	304,400	388,000	
	117	304,700	388,800	
	118	305,000	389,500	
	119	305,300	390,300	
	120	305,600	391,100	
	121	305,800	391,700	
	122	306,000	392,500	
	123	306,200	393,200	
	124	306,500	393,900	
	125	306,800	394,500	
	126		395,200	
	127		395,700	
	128		396,300	

条 例

	129		397,000	
	130		397,600	
	131		398,100	
	132		398,600	
	133		398,900	
	134		399,200	
	135		399,500	
	136		399,800	
	137		400,100	
	138		400,400	
	139		400,700	
	140		401,000	
	141		401,300	
	142		401,600	
	143		401,900	
	144		402,200	
	145		402,400	
	146		402,700	
	147		403,000	
	148		403,200	
	149		403,400	
	150		403,700	
	151		404,000	
	152		404,200	
	153		404,400	
	154		404,700	
	155		405,000	
	156		405,200	
	157		405,400	
再任 用職 員		225,200	271,100	324,400

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

条 例

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

(その他)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

規 則

市長の事務を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 9 号

市長の事務を委任する規則の一部を改正する規則

市長の事務を委任する規則（昭和 2 6 年綾部市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し及び同条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

（2）その他市長が必要と認めること。

第 5 条第 3 号から第 5 号までを削る。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 0 号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成 1 0 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表に次のように加える。

志賀放課後児童健全育成学級	3 5 人
上林放課後児童健全育成学級	2 0 人

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 入級の申請その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

規 則

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 21 号

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則

綾部市保育所等保育料に関する規則（平成 27 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表備考第 5 項中「適用しないものとする」の次に「。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

- 6 前項の場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 1 条第 2 号に規定する母又は同政令第 2 条第 2 号に規定する父に該当するときは、その者の申請により地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第 3 項に規定する寡婦控除を準用して所得割額の再計算を行うものとする。

別表の 2 の表備考第 5 項中「適用しないものとする」の次に「。この場合において、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

- 6 前項の場合において、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 1 条第 2 号に規定する母又は同政令第 2 条第 2 号に規定する父に該当するときは、その者の申請により地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第 3 項に規定する寡婦控除を準用して所得割額の再計算を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の綾部市保育所等保育料に関する規則の規定は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

規 則

綾部市農業集落排水施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 2 号

綾部市農業集落排水施設条例施行規則を廃止する規則

綾部市農業集落排水施設条例施行規則（平成 7 年綾部市規則第 3 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市下水道条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 3 号

綾部市下水道条例施行規則を廃止する規則

綾部市下水道条例施行規則（平成 6 年綾部市規則第 3 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 4 号

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規則を廃止する規則

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規則（平成 1 4 年綾部市規則第 5 1 号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 5 号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則を廃止する規則

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成 6 年綾部市規則第 3 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市下水道排水設備指定業者規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 6 号

綾部市下水道排水設備指定業者規則を廃止する規則

綾部市下水道排水設備指定業者規則（平成 1 1 年綾部市規則第 7 9 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市下水道排水設備指定業者資格審査委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 7 号

綾部市下水道排水設備指定業者資格審査委員会規則を廃止する規則

綾部市下水道排水設備指定業者資格審査委員会規則（平成 6 年綾部市規則第 3 4 号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市上水道審議会規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 8 号

綾部市上水道審議会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 綾部市上水道審議会規則 (昭和 5 6 年綾部市規則第 5 号)
- (2) 綾部市下水道審議会規則 (平成 2 4 年綾部市規則第 8 号)

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 179 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成30年12月14日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成30年 4月 1日	綾0105-71002	昭和27年 4月 4日
平成30年 4月 1日	綾0303-61001	昭和42年11月 7日
平成30年10月 5日	綾0809-81004	平成 7年10月 7日
平成30年 4月 1日	綾1020-32014	昭和21年 1月25日

綾部市告示第 180 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 平成 30 年度綾部市一般会計補正予算（第 5 号）
- 2 平成 30 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 平成 30 年度綾部市一般会計補正予算（第 6 号）
- 4 平成 30 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 平成 30 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 平成 30 年度綾部市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 平成 30 年度綾部市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 平成 30 年度綾部市地域排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 平成 30 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 10 平成 30 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 11 平成 30 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 2 号）

綾部市告示第 1 8 1 号

綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震により倒壊するおそれのある危険なブロック塀等の倒壊による
通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、ブロック塀等を撤去し処分
する（以下「除却」という。）工事に要する費用に対して、予算の範囲内において、所
有者等からの申請に基づき補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを推
進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに
よる。

- (1) 道路等 一般の通行の用に供している道（建築物の敷地内の通路を除く。）をいう。
- (2) 公園等 都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条に規定する都市公園（緑地
を除く。）その他の公園、児童遊園その他の児童が利用する遊び場又は広場及び公益
的施設の敷地をいう。
- (3) ブロック塀等 コンクリートブロック造、レンガ造、石造その他の組積造又は補強
コンクリートブロック造の塀、門柱及びこれらに付随して設けられている上部のフ
ェンス等をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第 3 条 補助金の交付対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」とい
う。）は、本市の区域内に存するブロック塀等のうち、次に掲げる基準のいずれにも適
合することを要する。

- (1) 次に掲げる基準のいずれかに該当するブロック塀等であること。

ア 道路等に面するブロック塀等

イ 公園等に面するブロック塀等

- (2) 道路等又は公園等の地盤面からの高さが 8 0 センチメートル以上のものであること。
- (3) 京都府民間施設ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年
京都府告示第 6 6 8 号）第 2 条に規定する組積造の塀の基準又は補強コンクリート
ブロック造の塀の基準に不適合であること。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる基準のいずれかに適合し、市税に滞

納がない者とする。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関を除く。

(1) 補助対象ブロック塀等の所有者で除却工事を行う者

(2) 近隣住民その他の補助対象ブロック塀等の関係者で、所有者の同意を得て補助対象ブロック塀等の除却工事を行う者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、地盤面よりも上部に存する補助対象ブロック塀等（基礎の部分を除く。）の全部又は一部を除却する工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ブロック塀等の除却に要する費用とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、150,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 一のブロック塀等の存する敷地に対する補助金の交付は、1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更又は中止等の申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、第8条の申請内容を変更し、又は補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金変更等承認申請書（様式第3号）に、関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助対象工事完了後速やかに、綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金実績報告書（様式第4号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

告 示

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

(表)

年 月 日

様

氏名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号

綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付申請書

綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者区分	☐ 所有者 ☐ その他 ※その他の場合所有者の同意書がなければ交付対象となりません。					
補助対象 ブロック塀 等の 概要	区 分	☐ 道 路 等 ☐ 公 園 等（名称： ）				
	所 在 地	綾部市				
	規 模	高さ（H） . m、長さ（L） . m <u>見付面積（H×L） . m²</u> ※高さ・長さは１０cm未満切り捨て				
	建　設　年　月	年 月				
共有者の同意	☐ 不要（共有のブロック塀等ではない場合） ☐ 有 ※共有者の同意書がなければ交付対象となりません。					
補助対象費用	円					
交付申請額 （補助金額）	補助対象経費に４分の３を乗じて得た額とし、１５０，０００円を限度とします。 ※１，０００円未満の端数は切り捨て 円					
工事の期間	年 月 日 ～ 年 月 日					

(裏)

交付決定番号_____

申請者氏名_____

点検表 1

補強コンクリートブロック造の塀の点検表

(鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表 2 を使用してください。)

点検項目		点検内容	チェック欄	
			適 合	不適合
1	塀は高すぎないか	地盤面から 2. 2 m 以下	☐	☐
2	塀の厚さは十分か	高さ 2 m を超える塀で 15 cm 以上	☐	☐
		高さ 2 m 以下の塀で 10 cm 以上	☐	☐
3	控え壁はあるか	塀の長さ 3. 4 m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある（高さ 1. 2 m を超える塀の場合）。	☐	☐
4	塀は健全か	全体的に傾いていない、又は 1 mm 以上のひび割れがない。	☐	☐
		人の力でぐらつかない。	☐	☐
		塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない。	☐	☐
5	基礎があるか	基礎の丈が 35 cm 以上で根入れ深さが 30 cm 以上のコンクリート造の基礎がある（高さ 1. 2 m を超える塀の場合）。	☐	☐
6	塀に鉄筋が入っているか	壁内に直径 9 mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80 cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。	☐	☐
評 価		上記 6 項目のうち、1 つでも「不適合」にチェックがあれば、安全対策が必要です。		

点検項目において、「適合」、「不適合」が不明である場合は、「不適合」にチェックを入れてください。

点検表 2

組積造の塀の点検表（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造等）

点検項目		点検内容	チェック欄	
			適 合	不適合
1	塀は高すぎないか	地盤面から 1. 2 m 以下	☐	☐
2	塀の厚さは十分か	各部分の塀の厚さは、その部分から塀頂部までの高さの 1/10 以上	☐	☐
3	控え壁はあるか	塀の長さ 4 m 以下ごとに、塀の厚さの 1. 5 以上突出した控え壁がある、又は塀の厚さが必要寸法の 1. 5 倍以上ある。	☐	☐
4	塀は健全か	全体的に傾いていない、又は 1 mm 以上のひび割れがない。	☐	☐
		人の力でぐらつかない。	☐	☐
		塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない。	☐	☐
5	基礎があるか	根入れ深さ 20 cm 以上の基礎がある。	☐	☐
評 価		上記 6 項目のうち、1 つでも「不適合」にチェックがあれば、安全対策が必要です。		

点検項目において、「適合」、「不適合」が不明である場合は、「不適合」にチェックを入れてください。

市 町 村 名_____

上記点検表確認者氏名_____

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金については、綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理 由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 3 号（第 10 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所

氏名

㊟

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

電話番号

綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したので、綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- （１）当該変更内容が確認できる書類（変更の場合のみ）
- （２）その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名 (印)
(法人にあっては名称及び代表者氏名)
電話番号

綾部市ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市ブロック
塀等緊急安全対策支援事業費補助金に係る工事を完了しましたので、綾部市ブロック塀等
緊急安全対策支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象費用 円

2 交付申請額 円

提出書類一覧（番号順に添付してください） ※添付した書類にはチェック☑をしてください。	
①補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し	☐
②補助事業の完了後の状況を示す写真（道路等側から撮影した全景写真）	☐
③その他市長が必要と認める書類（必要な場合のみ）	☐

※ 複数回変更している場合は、最終の変更交付決定通知書の年月日及び番号を記入してください。

告 示

綾部市告示第 1 8 2 号

綾部市パブリックコメント制度実施要綱（平成 1 8 年綾部市告示第 1 0 0 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 2 項中「市長」の次に「（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「、水道事業管理者」を削る。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

綾部市告示第 1 8 3 号

綾部市雨水貯留施設設置費補助金交付要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 5 号）は、廃止する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

綾部市告示第 1 8 4 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、
平成 3 0 年 9 月末における公営企業会計の業務の状況について、別紙のとおり公表する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

平成30年度

綾部市上水道事業会計上期業務報告書

(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 業務量について、給水戸数は12,886戸で、前年同期に比べ31戸増加しました。
総給水量は1,535,404立方メートルで、前年同期に比べ26,048立方メートル、1.7パーセント増加しました。平成30年度の総給水予定量3,508,000立方メートルに対する執行率は、43.8パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額365,754千円（予算額887,025千円）で執行率41.2パーセント、支出では、執行額326,682千円（予算額851,784千円）で執行率38.4パーセント、収支差額は、39,072千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額20,149千円（予算額26,105千円）で執行率77.2パーセント、支出では、執行額117,563千円（予算額472,559千円）で執行率24.9パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、60,655千円（予算額147,542千円）、発注率は41.1パーセントとなっています。

告 示

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予算量	H30.9.30現在	比較 (%)	備考
給水戸数 (戸)	12,843	12,865	12,886	100.2	
総給水量 (立方メートル)	3,237,076	3,508,000	1,535,404	43.8	
1日平均給水量 (立方メートル)	8,869	9,611	8,390	87.3	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率（％）	備考
収入	事業収益	878,742	887,025	365,754	41.2	
	営業収益	778,533	794,070	365,502	46.0	
	給水収益	759,462	771,370	364,040	47.2	水道使用料、量水器使用料
	手数料収益	2,239	1,400	1,427	101.9	設計審査竣工検査手数料など
	他会計負担金	16,511	21,300	0	0.0	
	その他営業収益	321	0	35	皆増	
	営業外収益	97,435	90,653	252	0.3	
	受託工事収益	36,224	27,539	0	0.0	
	受取利息	0	230	230	100.0	定期預金利息、有価証券利息
	他会計補助金	3,830	2,994	0	0.0	一般会計補助金(統合簡水利子)
	長期前受金戻入	56,043	55,613	0	0.0	
	雑収益	1,338	4,277	22	0.5	
	特別利益	2,774	2,302	0	0.0	
固定資産売却益	0	2,302	0	0.0		
過年度損益修正益	2,774	0	0	-		
支出	事業費用	797,215	851,784	326,682	38.4	
	営業費用	695,470	734,323	298,992	40.7	
	浄水費	108,239	124,538	37,472	30.1	
	給配水費	123,374	114,562	28,810	25.1	
	業務費	40,504	45,433	15,893	35.0	
	総係費	42,083	57,695	20,069	34.8	
	減価償却費	315,292	354,708	173,459	48.9	
	資産減耗費	65,978	6,409	0	0.0	固定資産除却費
	資産減耗費（繰越）	0	30,978	23,289	75.2	
	営業外費用	101,745	115,301	27,690	24.0	
	受託工事費	22,549	27,539	47	0.2	
	支払利息及び企業債取扱諸費	56,605	51,586	26,378	51.1	企業債利息償還金
	消費税及び地方消費税	19,983	26,106	0	0.0	
	雑支出	2,608	10,070	1,265	12.6	
予備費	0	2,160	0	0.0		
収支差額		81,527	35,241	39,072		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

(3) 資本的収支		(単位：千円、枕元)				
科目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
収入	資本的收入	103,310	26,105	20,149	77.2	
	出資金	22,445	15,887	0	0.0	一般会計出資金(統合簡水元金)
	固定資産売却代金	0	848	0	0.0	
	加入金	23,435	9,370	20,149	215.0	
	他会計負担金	430	0	0	-	
	国庫補助金(繰越)	57,000	0	0	-	
支出	資本の支出	595,341	472,559	117,563	24.9	
	建設改良費	396,603	283,148	23,443	8.3	
	浄水施設改良費	60,004	3,414	2,554	74.8	
	浄水施設改良費(繰越)	203,688	0	0	-	
	配水施設改良費	93,139	201,308	9,159	4.5	
	配水施設改良費(繰越)	36,278	69,557	6,801	9.8	
	固定資産購入費	3,494	8,869	4,929	55.6	
	企業債償還金	198,738	189,411	94,120	49.7	企業債元金償還金
収支差額		△ 492,031	△ 446,454	△ 97,414		内部留保資金で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	平成29年度	平成30年度	比較	伸率(%)	備考
給水戸数 (戸)	12,855	12,886	31	0.2	
総給水量 (立方メートル)	1,509,356	1,535,404	26,048	1.7	
1日平均給水量 (立方メートル)	8,248	8,390	142	1.7	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	平成29年度	平成30年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	水道使用料	361,452	364,040	2,588	0.7
	手数料収益	1,167	1,427	260	22.3
	他会計負担金	5,669	0	△ 5,669	△ 100.0
	その他営業収益	269	35	△ 234	△ 87.0
	合計	368,557	365,502	△ 3,055	△ 0.8

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	平成29年度	平成30年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	浄水費	45,077	37,472	△ 7,605	△ 16.9
	給配水費	38,727	28,810	△ 9,917	△ 25.6
	業務費	15,524	15,893	369	2.4
	総係費	16,630	20,069	3,439	20.7
	減価償却費	160,810	173,459	12,649	7.9
	資産減耗費	51,422	0	△ 51,422	△ 100.0
	資産減耗費 (繰越)	0	23,289	23,289	-
	合計	328,190	298,992	△ 29,198	△ 8.9

(4) 建設改良費の状況 (H30.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
浄水施設改良費	3,414	2,554	△ 860	74.8	
配水施設改良費	105,500	27,000	△ 78,500	25.6	配水管布設替など
配水施設改良費 (繰越)	38,628	31,101	△ 7,527	80.5	ポンプ施設更新
合計	147,542	60,655	△ 86,887	41.1	

※工事請負費のみ

平成30年度

綾部市病院事業会計上期業務報告書

(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 患者数について、入院患者数は32,247人で、前年同期に比べ163人、0.5パーセント増加しました。一日平均患者数は176.2人で、前年同期に比べ0.9人、0.5パーセント増加しました。外来患者数は71,075人で、前年同期に比べ196人、0.3パーセント減少しました。一日平均患者数は577.8人で、前年同期に比べ1.6人、0.3パーセント減少しました。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額3,229,964千円（予算額6,375,846千円）で執行率50.7パーセント、支出では、執行額3,286,617千円（予算額6,475,558千円）で執行率50.8パーセント、収支差額は、△56,653千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額23,657千円（予算額47,314千円）で執行率50.0パーセント、支出では、執行額67,077千円（予算額442,314千円）で執行率15.2パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、6,450千円（予算額286,723千円）、発注率は2.2パーセントとなっています。

告 示

2 経理の状況

(1) 業務量

(単位：人)

区分		前年度	予定量	H30.9.30現在	比較(%)	備考
年間患者数	入院	65,612	64,970	32,247	49.6	
	外来	141,452	141,669	71,075	50.2	
一日平均患者数	入院	179.8	178.0	176.2	99.0	
	外来	582.1	583.0	577.8	99.1	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
収入	病院事業収益	6,400,776	6,375,846	3,229,964	50.7	
	医業収益	6,184,805	6,199,690	3,138,103	50.6	
	入院収益	2,982,414	2,975,626	1,558,117	52.4	
	外来収益	2,954,444	2,946,715	1,443,520	49.0	
	その他医業収益	247,947	277,349	136,466	49.2	室料差額、医療相談、文書料など
	うち一般会計負担金	43,923	76,139	38,069	50.0	
	医業外収益	162,894	124,659	63,316	50.8	
	受取利息及び配当金	2,049	1,979	1,049	53.0	定期預金利息、有価証券利息
	補助金	16,082	17,140	8,570	50.0	地域医療確保研修・研究事業費補助金など
	他会計負担金	96,778	60,243	30,121	50.0	一般会計負担金（企業債利息など）
	長期前受金戻入	31,430	31,412	15,706	50.0	
	その他医業外収益	16,555	13,885	7,870	56.7	宿舍貸与料など
	訪問看護事業収益	52,325	50,497	28,545	56.5	
	訪問看護事業収益	46,425	44,944	24,802	55.2	
	居宅介護支援事業収益	5,900	5,553	3,743	67.4	
	特別利益	752	1,000	0	0.0	
	過年度損益修正益	752	1,000	0	0.0	
支出	病院事業費用	6,443,590	6,475,558	3,286,617	50.8	
	医業費用	6,270,175	6,344,086	3,199,770	50.4	
	給与費	16,603	17,133	7,346	42.9	職員給料、手当、法定福利費など
	経費	5,927,942	5,979,362	3,014,355	50.4	
	うち交付金	5,883,887	5,933,585	2,991,466	50.4	公社管理運営、病院診療
	減価償却費	318,396	347,491	173,746	50.0	建物、器械備品など
	資産減耗費	7,234	100	4,323	4,323.0	固定資産除却
	医業外費用	79,478	79,487	39,579	49.8	
	支払利息及び企業債取扱諸費	41,965	38,637	19,205	49.7	企業債利息償還金
	長期前払消費税償却	22,211	25,446	12,723	50.0	
	消費税及び地方消費税	15,302	15,404	7,651	49.7	
	訪問看護事業費用	54,642	49,985	25,934	51.9	
	訪問看護事業等交付金	54,642	49,985	25,934	51.9	公社管理運営、病院診療（訪問看護事業分）
	特別損失	39,295	1,000	21,334	2,133.4	
	過年度損益修正損	26,470	1,000	14,159	1,415.9	過年度収益の減
	その他特別損失	12,825	0	7,175	皆増	公社貸付資金免除（奨学金）
	予備費	0	1,000	0	0.0	
収支差額		△ 42,814	△ 99,712	△ 56,653		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

（８）資本的収支		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率（％）	備考
収入	資本的収入	76,777	47,314	23,657	50.0	
	出資金	25,595	44,914	22,457	50.0	一般会計出資金（企業債元金）
	投資償還収入	8,028	2,400	1,200	50.0	
	府補助金	43,154	0	0	0.0	
支出	資本的支出	486,307	442,314	67,077	15.2	
	建設改良費	339,660	286,723	6,450	2.2	
	病院建設整備費	305,877	286,723	6,450	2.2	医療機器など
	病院建設整備費（繰越）	33,783	0	0	－	
	企業債償還金	127,302	128,903	60,627	47.0	企業債元金償還金
	投資	19,345	26,688	0	0.0	公社貸付資金（奨学金）
収支差額		△ 409,530	△ 395,000	△ 43,420		内部留保資金で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	平成29年度	平成30年度	比較	伸率(%)	備考
入院	4～9月(人)	32,084	32,247	163	0.5
	診療日数(日)	183	183	0	0.0
	1日当たり(人)	175.3	176.2	0.9	0.5
外来	4～9月(人)	71,271	71,075	△ 196	△ 0.3
	診療日数(日)	123	123	0	0.0
	1日当たり(人)	579.4	577.8	△ 1.6	△ 0.3

(2) 医業収益

区 分	平成29年度	平成30年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	入院収益(千円)	1,471,234	1,558,117	86,883	5.9
	診療単価(円)	45,855	48,318	2,463	5.4
	外来収益(千円)	1,461,703	1,443,520	△ 18,183	△ 1.2
	診療単価(円)	20,509	20,310	△ 199	△ 1.0
	その他医業収益(千円)	118,607	136,466	17,859	15.1
	合計	3,051,544	3,138,103	86,559	2.8

(3) 医業費用

(単位：千円、税込)

区 分	平成29年度	平成30年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	給与費	7,079	7,346	267	3.8
	経費	2,929,593	3,014,355	84,762	2.9
	減価償却費	161,663	173,746	12,083	7.5
	資産減耗費	3,617	4,323	706	19.5
	合計	3,101,952	3,199,770	97,818	3.2

(4) 建設改良費の状況 (H30.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
病院建設整備費	286,723	6,450	△ 280,273	2.2	医療機器など
合計	286,723	6,450	△ 280,273	2.2	

綾部市訓令甲第4号

庁 中 一 般

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市文書取扱規程（平成12年綾部市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「綾部市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年綾部市条例第26号）第3条」を「綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年綾部市条例第26号）第4条」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令

綾部市現業職員給与規程（昭和 3 6 年綾部市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

現 業 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	127,700	194,000	230,000	263,000
	2	128,400	195,800	231,600	264,900
	3	129,100	197,600	233,100	266,700
	4	129,800	199,400	234,700	268,800
	5	130,400	200,900	236,100	270,500
	6	131,100	202,700	237,800	272,400
	7	131,800	204,500	239,300	274,300
	8	132,500	206,300	240,900	276,400
	9	133,400	207,900	242,100	278,400
	10	134,200	209,700	243,600	280,400
	11	135,000	211,500	245,200	282,500
	12	135,800	213,300	246,600	284,500
	13	136,400	214,700	248,100	286,500
	14	137,300	216,500	249,600	288,600
	15	138,200	218,200	250,900	290,600
	16	139,100	220,000	252,300	292,600
	17	140,000	221,700	253,800	294,400
	18	141,000	223,400	255,400	296,400
	19	142,000	225,000	257,100	298,500
	20	143,000	226,600	258,900	300,500
	21	144,100	228,000	260,500	302,400
	22	145,200	229,700	262,300	304,500
	23	146,400	231,300	264,000	306,500
	24	147,500	232,900	265,700	308,600
	25	148,600	234,000	267,600	310,300
	26	149,700	235,500	269,500	312,400
	27	150,800	236,900	271,300	314,400
	28	151,900	238,200	273,100	316,400
	29	153,000	239,500	274,800	318,100
	30	154,400	240,700	276,700	320,100
	31	155,700	241,700	278,600	322,200
	32	157,000	242,900	280,300	324,300
	33	158,300	244,200	281,800	325,500
	34	159,800	245,300	283,700	327,500
	35	161,300	246,500	285,500	329,400
	36	162,900	247,800	287,400	331,500
	37	164,200	248,700	289,000	333,400
	38	165,700	250,100	290,700	335,300
	39	167,200	251,500	292,500	337,300
	40	168,700	252,900	294,300	339,200

再任用職員以外の職員	41	170,100	254,300	295,800	341,100
	42	172,800	255,700	297,500	343,000
	43	175,400	257,100	299,000	344,800
	44	178,000	258,400	300,600	346,700
	45	180,700	259,600	302,200	348,200
	46	182,400	260,900	303,900	349,600
	47	184,000	262,300	305,500	351,100
	48	185,700	263,600	307,200	352,600
	49	187,200	264,700	308,100	354,200
	50	188,900	265,800	309,600	355,000
	51	190,700	267,100	311,100	356,200
	52	192,400	268,400	312,700	357,200
	53	194,000	269,400	314,300	358,100
	54	195,400	270,500	315,900	359,200
	55	196,900	271,800	317,500	360,100
	56	198,400	273,100	319,000	361,200
	57	199,700	274,000	320,500	362,100
	58	201,000	275,000	321,700	362,800
	59	202,200	275,900	322,900	363,500
	60	203,500	277,000	324,100	364,200
	61	204,800	278,100	324,800	364,600
	62	206,100	279,100	325,700	365,200
	63	207,400	280,000	326,500	365,900
	64	208,700	281,000	327,300	366,600
	65	209,800	281,500	328,200	366,900
	66	211,100	282,400	328,600	367,600
	67	212,400	283,100	329,300	368,300
	68	213,700	284,000	330,100	369,000
	69	214,800	285,000	330,900	369,300
	70	215,900	285,800	331,600	369,900
	71	216,900	286,600	332,300	370,600
	72	218,000	287,400	333,000	371,200
	73	219,100	288,200	333,500	371,500
	74	220,100	288,700	334,100	372,100
	75	221,000	289,100	334,600	372,800
	76	222,000	289,600	335,200	373,400
	77	222,400	289,800	335,500	373,800
	78	223,300	290,100	336,000	374,300
	79	224,100	290,300	336,400	374,900
	80	224,900	290,700	336,900	375,400
	81	225,600	290,900	337,300	375,900
	82	226,600	291,100	337,800	376,500
	83	227,400	291,500	338,300	377,000
	84	228,300	291,800	338,800	377,300

訓 令 甲

	85	229,000	292,100	339,100	377,700
	86	229,800	292,400	339,500	378,200
	87	230,700	292,700	340,000	378,600
	88	231,700	293,100	340,400	379,000
	89	232,400	293,400	340,700	379,400
	90	233,100	293,800	341,100	379,900
	91	233,700	294,100	341,600	380,300
	92	234,500	294,500	342,000	380,700
	93	235,300	294,700	342,200	381,000
	94	236,000	294,900	342,600	381,300
	95	236,700	295,200	343,100	381,600
	96	237,300	295,600	343,500	381,900
	97	238,000	295,800	343,700	382,200
	98	238,800	296,100	344,100	382,500
	99	239,600	296,500	344,500	382,800
	100	240,300	296,900	344,800	383,100
	101	240,800	297,100	345,100	383,400
	102	241,500	297,400	345,500	
	103	242,200	297,800	345,900	
	104	242,900	298,100	346,300	
	105	243,500	298,300	346,800	
	106	244,200	298,600	347,200	
	107	244,900	299,000	347,600	
	108	245,600	299,300	348,000	
	109	246,100	299,500	348,500	
	110	246,600	299,900	348,900	
	111	246,900	300,300	349,200	
	112	247,300	300,600	349,500	
	113	247,600	300,800	350,000	
	114		301,000		
	115		301,300		
	116		301,700		
	117		301,900		
	118		302,100		
	119		302,400		
	120		302,700		
	121		303,100		
	122		303,300		
	123		303,600		
	124		303,900		
	125		304,200		
再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

(その他)

2 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、綾部市一般職職員の例による。

公 告

綾部市公告第 1 4 8 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済み

公 告

綾部市公告第 1 4 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済み

公 告

綾部市公告第 1 5 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 の規定により、市有財産を随意契約により売り払うので公告します。

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 売却物件

以下の物件（建物付き土地）を先着順受付による随意契約により、売り払います。

物件 番号	物件の所在地	土 地			建 物		
		地 番	地 目	登記面積	構 造	用 途	延床面積
1	東京都大田区 南雪谷五丁目 （市街化区域） （第 1 種低層住居専 用地域）	799 番 20	宅 地	82.41 m ²	木造亜鉛 メッキ鋼 板葺 2 階 建	居 宅	1 階 65.12 m ² 2 階 56.30 m ²
		799 番 21	宅 地	83.43 m ²			

2. 入札参加者の資格等

別紙の市有物件売却実施要領（先着順受付）（公告第 1 5 0 号）に定めるとおり。

市 有 物 件 売 却
実 施 要 領
(先 着 順 受 付)

(公告第150号)

綾 部 市

目 次

- 1 実施要領（先着順受付）
- 2 契約書（案）
- 3 物件調書

実施要領（先着順受付）

平成30年10月1日付け公告の一般競争入札で入札参加者がなかったため、入札不調となった物件について、地方自治法施行令第167条の2第1項8号に基づき、随意契約で売払いをします。売却方法は、先着順受付によるものとし、最初に売払申請書類の受理が認められた方と売買契約を締結します。

参加を希望される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 売却物件

物件 番号	物件の所在地	土 地			建 物		
		地 番	地 目	登記面積	構 造	用 途	延床面積
1	東京都大田区 南雪谷五丁目 (市街化区域) (第 1 種低層住居専用 地域)	799 番 20	宅 地	82.41 m ²	木造亜鉛 メッキ鋼 板葺 2 階 建	居 宅	1 階 65.12 m ² 2 階 56.30 m ²
		799 番 21	宅 地	83.43 m ²			
予定価格		68,600,000 円					

※ 土地は2筆合計で165.84m²です。うち北西側23.26m²は道路敷地となっており、有効地積は142.58m²です。

2 売払申請者の資格等

(1) 以下のいずれかに該当する方は、申請いただくことができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

- ・ 成年被後見人
- ・ 未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- ・ 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- ・ 破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する者

次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後三年を経過しない者

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 契約者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 綾部市が定めるこの実施要領を承諾せず、順守できない者
- エ 納付すべき市町村税等の滞納がある者

3 申込方法等

(1) 申請方法

普通財産売払申請書（様式1）に必要事項を記載し、記名・押印（印鑑登録されたものに限る）の上、必要書類を添えて申込期間内に、正本及び副本（コピー可）各1部を提出してください。持参又は郵送（簡易書留郵便）により申請を受け付けます。

(2) 必要書類

- ア 申請者の住所地又は法人の所在地における市町村税納税証明書
- イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ウ 住民票（法人の場合は商業法人登記事項全部証明書）
- エ 誓約書（様式2）
- ※ 各種証明書は受付時において1か月以内に発行されたもの。
- ※ 提出いただいた書類は、お返しできません。

(3) 売払申請を受理した時に、市有地売払申請書の副本（コピー）をお渡しします。郵送の場合は副本（コピー）を返送させていただきますので、郵送書類に切手貼付の返信用封筒を同封してください。

(4) 申請に当たっての留意事項

売買契約は、売払申請者本人と行います。所有権移転登記は、契約の相手方の名義で行い、中間省略登記には応じません。

共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を売払申請書に記載し、全員分の必要書類を添えて、提出してください。

4 売払申請の受付

- (1) 申込期間 平成31年1月7日（月）から平成31年3月29日（金）まで
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（土・日・祝日等の閉庁日を除く。）

- (2) 場所 綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所 建設部監理課管財担当

- ※ 申請は、基本的に申請者本人が書類を提出してください。ただし、申請者本人が申請できない場合は、委任状の提出により受任者による申請を認めるものとします。
- ※ 郵送の場合は簡易書留郵便によるものとし、平成31年1月7日から平成31年3月29日までの必着とします。(簡易書留郵便の到着日が受付期間内であることが、書類受付の条件になります。)

(3) 契約者の決定

- ア 契約者は、原則、最初に売払申請書類の受理が認められた方とします。ただし、同じ物件について、同一の日に複数の売払申請書が到着し、かつ受理された場合は、申請者にくじを引かせて契約者を決定します。くじの実施方法については、後日連絡調整の上、実施することとします。
- イ 既に申請書類が受理された物件について、新たに売払申請があった場合は、次順位申請受付者として登録します。何らかの事情により、先に申請された方に売払いがされなかった場合には、次順位の受付者を売買契約の相手方として繰上げて、売払いの手続きを行います。

(4) その他

不正が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他手続きの実施が困難な特別な事情が生じた場合は、売払いを中止又は延期することがあります。

5 契約

(1) 契約の締結

契約者との売買契約は、契約者が決定通知を受けた日から5日以内(土日、祝日等の閉庁日は算入しません。)に行います。契約書は、市の書式(別途指定)によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、契約者の負担とします。

(2) 契約保証金

- ア 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として納付してください。
- イ 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ウ 契約者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり返還いたしません。

6 契約上の条件

物件について、契約書において次の条件が付されますので、ご注意ください。

(1) 用途制限

- ア 契約者は、売買物件を、綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の事務所又はその他これに

類するものの用に供してはならない。

イ 契約者は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

ウ 契約者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

エ 契約者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

（2）実地調査

上記（1）の履行状況を確認するため、綾部市は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、契約者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（3）違約金

上記（1）（2）の条件に違反した場合、契約者は売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として綾部市に支払わなくてはならない。この違約金は、違約罰と解釈し、損害賠償額の予定と解釈しないものとする。

7 売買代金の支払方法

売買契約締結後、30日以内に売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により支払うものとします。

8 注意事項

（1）契約を締結した時点で、契約者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は、契約者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

（2）契約者は、契約締結後に財産に面積の不足その他隠れた瑕疵^{かじ}を発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。

（3）契約者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は契約者に移転します。この際、売買物件は現状のままり渡します。

（4）綾部市は、売買代金の残金を納付した契約者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

（5）契約書に貼付する収入印紙、登記に要する登録免許税は契約者の負担となります。また、物件の

取得に伴い、必要となる不動産取得税が課税されますのでご注意ください。

(6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査などは行っておりません。また、開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び条例などの法令により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

(7) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。また、越境物の処理については、綾部市は関与しませんので、当事者で話し合ってください。（契約後に判明した場合も同様です。）

9 問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所（東庁舎3階）

建設部監理課管財担当

電話番号 0773-42-4278（直通）

0773-42-3280（代表）内線351

(様式1)

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いについて、関係書類を添えて申請いたします。

記

種 別	土地・建物
所 在 地	東京都大田区南雪谷五丁目 799 番 20、799 番 21
地 目	登記地目：宅地 現況地目：宅地、公衆用道路
構 造	
数 量	土地 1 6 5 . 8 4 m ² 建物 1 階：6 5 . 1 2 m ² 2 階：5 6 . 3 0 m ²
使 用 目 的	
添 付 書 類	市町村納税証明書 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） 住民票（法人の場合は商業法人登記事項全部証明書） 誓約書

(様式1)

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

共有者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

共有者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いについて、関係書類を添えて申請いたします。

記

種 別	土地・建物
所 在 地	東京都大田区南雪谷五丁目 799 番 20、799 番 21
地 目	登記地目：宅地 現況地目：宅地、公衆用道路
構 造	
数 量	土地 1 6 5 . 8 4 m ² 建物 1 階：6 5 . 1 2 m ² 2 階：5 6 . 3 0 m ²
使 用 目 的	
添 付 書 類	市町村納税証明書 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） 住民票（法人の場合は商業法人登記事項全部証明書） 誓約書

(様式2)

誓 約 書

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名

㊞

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

私は綾部市が実施する公有財産売却に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、実施要領及び貴庁における申請、契約などに係る諸規程を厳守し、申請をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 市有地を購入したときは、これを上記3から4のいずれかに該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該売払い手続きに参加しないこと。
 - (2) 契約者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (3) 契約の履行をしないこと。
 - (4) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と綾部市に認められること。
 - (5) 売払いに関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (6) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (7) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、貴庁の公有財産売却に係る「実施要領（先着順受付）」、「公告」、「物件調書」、「売買契約書（案）」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式 2)

誓 約 書

年 月 日

綾部市長 様

共有者 住所
氏名

㊞

共有者 住所
氏名

㊞

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

私は綾部市が実施する公有財産売却に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、実施要領及び貴庁における申請、契約などに係る諸規程を厳守し、申請をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成 24 年綾部市条例第 37 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 市有地を購入したときは、これを上記 3 から 4 のいずれかに該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該売払い手続きに参加しないこと。
 - (2) 契約者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (3) 契約の履行をしないこと。
 - (4) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と綾部市に認められること。
 - (5) 売払いに関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (6) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (7) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、貴庁の公有財産売却に係る「実施要領（先着順受付）」、「公告」、「物件調書」、「売買契約書（案）」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

委 任 状

綾 部 市 長 様

私は_____⑩ をもって代理人と定め、下記物件の売払申請に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	所 在 地

委任期間 平成 年 月 日 から
 平成 年 月 日 まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとします。

平成 年 月 日

委 任 者 住 所

ふりがな

氏 名

⑩

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

受 任 者 住 所

ふりがな

氏 名

⑩

(収入印紙)

売 買 契 約 書 (案)

土地の売買について、綾部市（以下「売主」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売主は、買主に対して次に掲げる内容により物件を売買する。

物件の所在地	土 地			建 物		
	地 番	地 目	登記面積	構 造	用 途	延床面積
東京都大田区 南雪谷五丁目	799番20	宅 地	82.41㎡	木造瓦鉛 メッキ鋼 板葺2階 建	居 宅	1階 65.12㎡
	799番21	宅 地	83.43㎡			2階 56.30㎡

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 68,600,000円とする。

(契約保証金)

第4条 買主は、この契約締結と同時に契約保証金として、金（売買代金の10/100以上）円を売主に納付しなければならない。

2 契約保証金は、次条第2項に定める遅延利息及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させるものとする。

(売買代金の納付及び遅延利息)

第5条 買主は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた、金（売買代金から契約保証金を差し引いた額）円を売主の発行する納入通知書により納付期限までに、売主の指定する金融機関に納入しなければならない。

2 買主が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、売主は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（前条第2項の規定による遅延利息を含む。）の支払を完了した

ときに移転するものとし、何らの手続きを要しないで引渡しを終わったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、買主の請求により売主が囑託する。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、買主の負担とする。

(危険負担)

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、売主の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買主が負担するものとする。

(かし担保)

第9条 買主は、この契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(用途制限)

第10条 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

3 買主は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

4 買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前3項に規定する義務を書面によって承継させなければならない、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

5 買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第1項から第3項までに規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

(実地調査)

第11条 前条に定める用途制限の履行状況を確認するため、売主は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、買主は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 買主は、第10条及び第11条に定める義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として売主に支払わなくてはならない。

2 前項の違約金は違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主がその責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、催告なしにこの契約を解除することができる。

2 前項により解除された場合、買主に損害が生じても売主はその責を負わないものとする。

公 告

(原状回復及び返還金等)

第14条 買主は、売主が前条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を提出しなければならない。

3 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買主に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買主が支出した一切の費用を負担しない。

(損害賠償)

第15条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 売主は、第14条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第13条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約費用の負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等規制の遵守)

第18条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、売主買主協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売主 住 所 京都府綾部市若竹町8番地の1

氏 名 綾部市長 山 崎 善 也 印

買主 住 所

氏 名 印

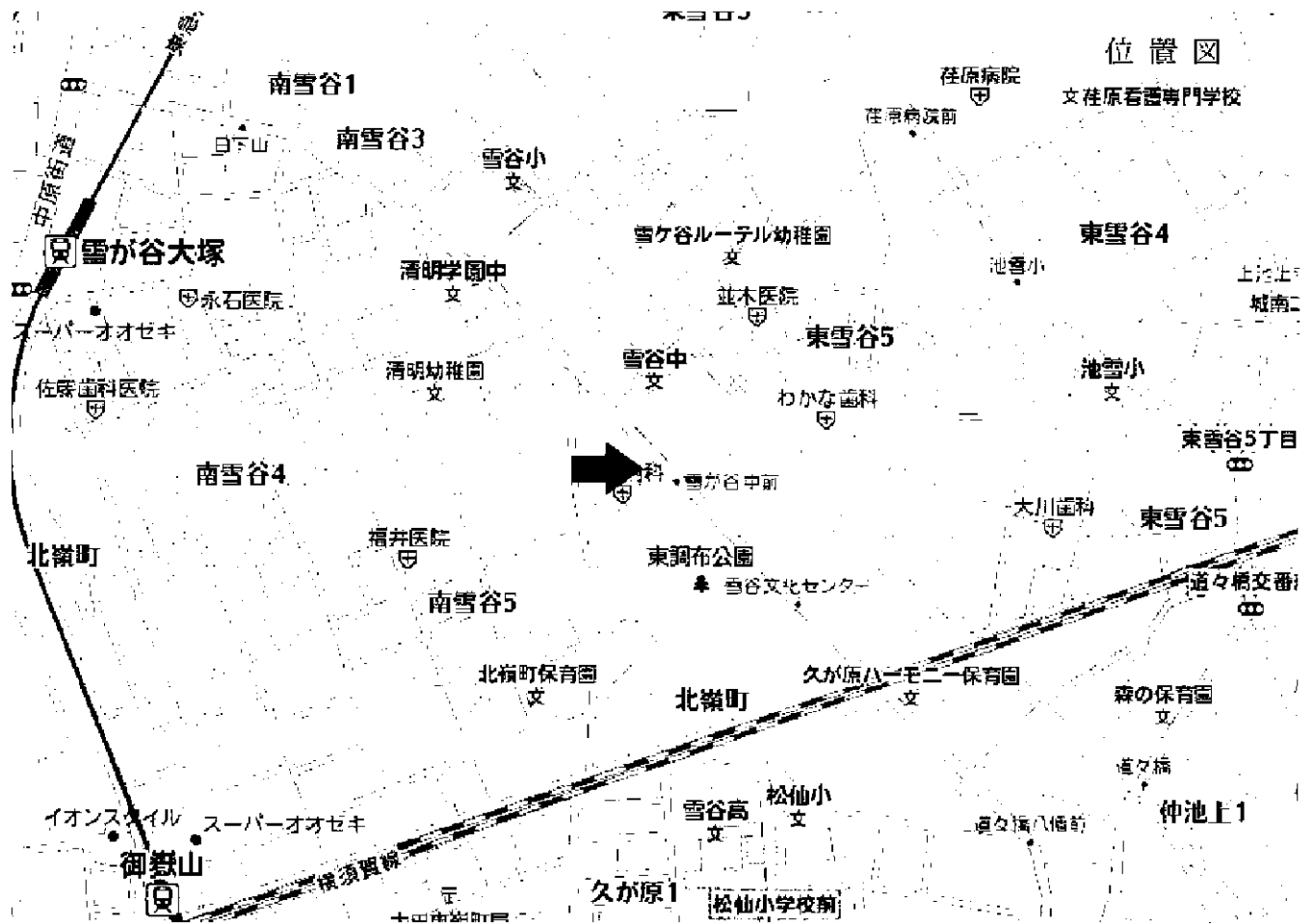
様式F B - 9

物 件 調 書

物件番号

1

所在地	東京都大田区南雪谷五丁目799番20、799番21			
地 積	165.84㎡	地 目	宅 地	
売却価格		不動産鑑定評価額 68,600,000円		
法令等による制限	都市計画区域	市街化区域		
	用途地域	第1種低層住居専用地域		
	建ぺい率	50%	容積率	100%
	その他の規制	第1種高度地区 準防火地域		
接面道路の状況	北西側 私道 幅員4m 有			
供給処理施設状況	電気			
	上水道			引込済み
	下水道			引込済み
	ガス			引込済み
交通機関	東急池上線「御獄山」駅から約910m			
その他	1 土地北西側23.26㎡は道路敷地となっており、有効地積は142.58㎡である。 2 建物概要 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 用 途 居宅 床面積 1階 65.12㎡ 2階 56.30㎡ 合計 121.42㎡ 築年数 不詳(昭和30年頃) その他 昭和41年12月増築 昭和52年6月増築 <			



綾部市公告第 1 5 1 号

上水道事業修繕、味方配水流量計修繕に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 1 1 4 号 |
| (2) 工 事 名 | 味方配水流量計修繕 |
| (3) 工事場所 | 綾部市味方町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水流量計 2 5 0 A 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成 3 1 年 1 月 1 6 日から
平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（7 5 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成30年12月10日(月)午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は170円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 平成30年12月13日(木)午前9時から午後6時まで
平成30年12月14日(金)午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で12月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年12月20日(木)から
平成30年12月21日(金)正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年12月25日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等

は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年1月7日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年1月8日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月8日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年1月9日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



綾 部 市 長 様

様式－２

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

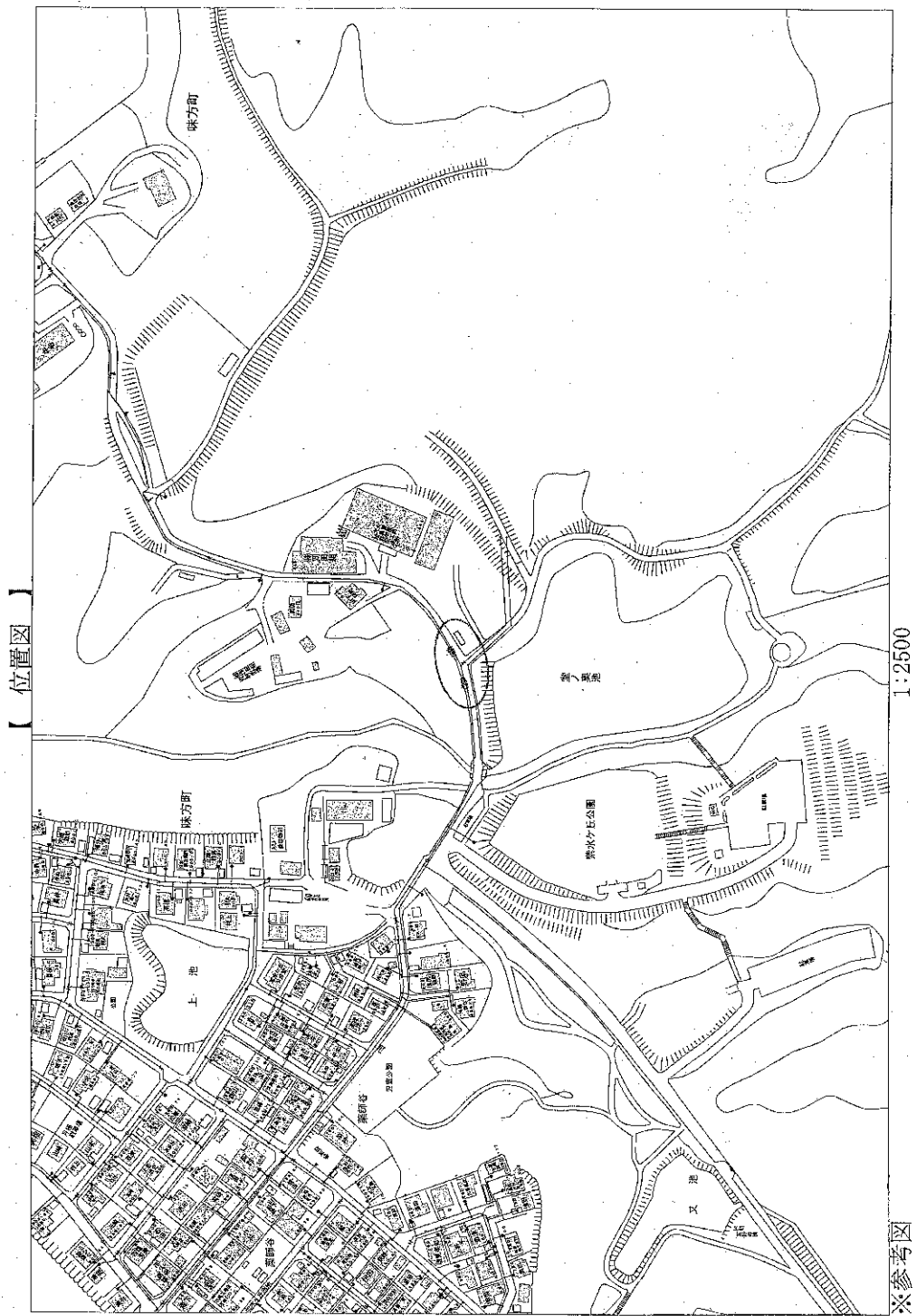
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第152号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、29 災第 2925 号 上谷川外 1 川 1 線河川道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年12月10日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 120号 |
| (2) 工 事 名 | 29 災第 2925 号 上谷川外 1 川 1 線河川道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市下八田町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 29 災第 2925 号 L = 20.6 m
かごマット (多段積) A = 9 m ²
コンクリートブロック積工 A = 33 m ²
護床工 (根固め工) N = 1 箇所
工事用道路工 (敷鉄板) L = 52 m
縮切排水工 一式
29 災第 2934 号 L = 18.5 m
コンクリートブロック積工 A = 60 m ²
工事用道路工 (敷鉄板) L = 18 m
縮切排水工 一式
29 災第 2952 号 L = 19.8 m
コンクリートブロック積工 A = 47 m ²
小口止工 N = 2 基
取付工 (石積) A = 6 m ²
筋芝工 A = 10 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成31年1月16日から
平成31年3月31日まで (75日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する

契約等からの除外措置を受けていないこと。

(3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。

(4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年12月10日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,150円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年12月13日(木)午前9時から午後6時まで

平成30年12月14日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年12月中旬に電子入

札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年12月20日（木）から
平成30年12月21日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年12月25日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年1月7日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年1月8日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月8日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年1月9日（水）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

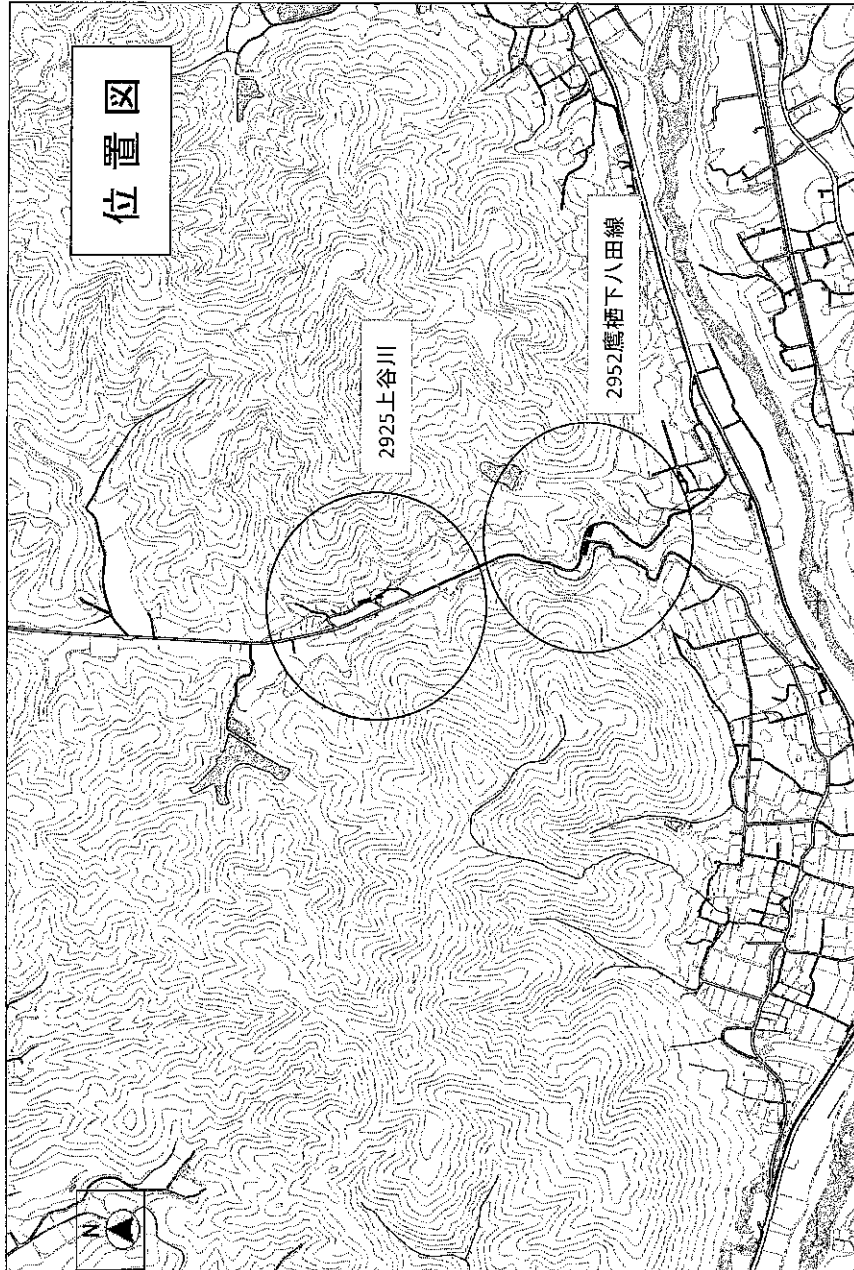
2) 主任技術者

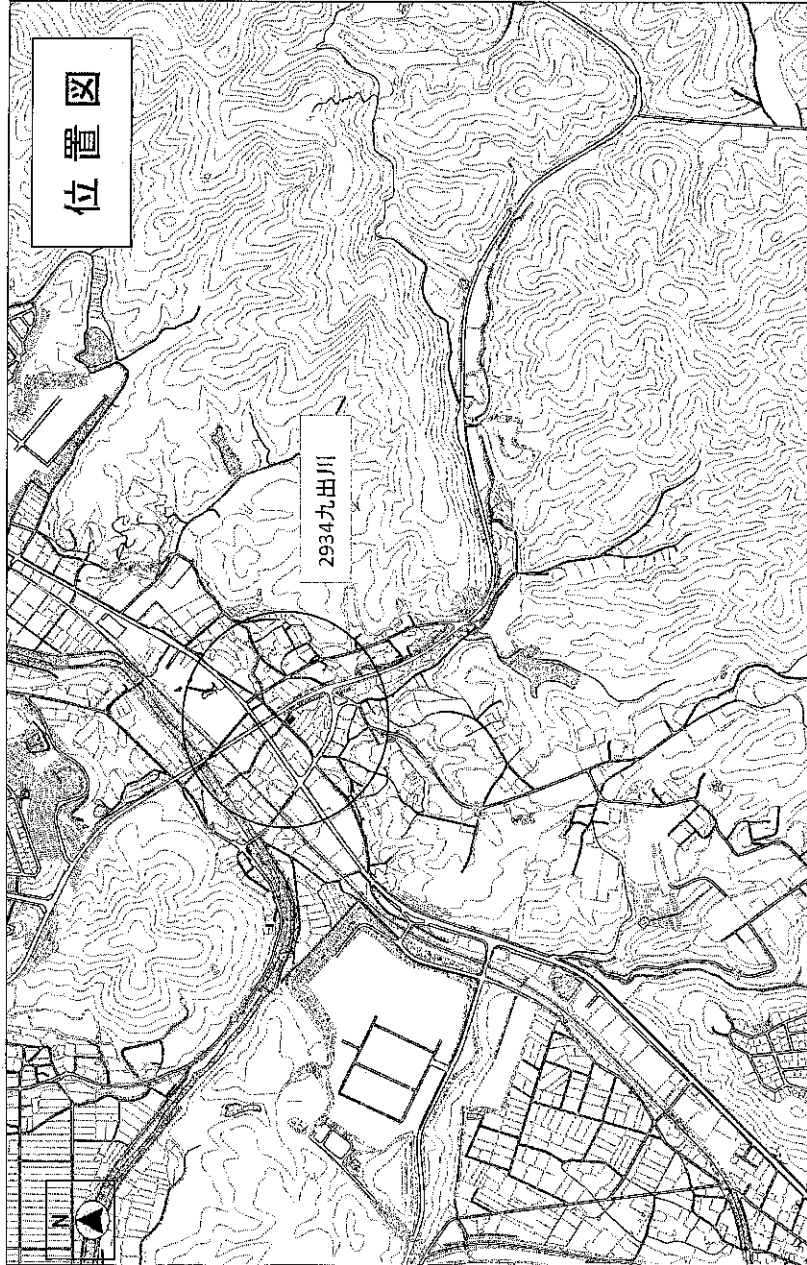
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第153号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置（30－2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年12月10日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第430 123号 |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプ設置（30－2）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | マンホールポンプ 1箇所 |
| (5) 予定工期 | 平成31年1月16日から
平成31年3月16日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式－1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式－2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成30年12月10日(月) 午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は690円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 平成30年12月13日(木) 午前9時から午後6時まで
平成30年12月14日(金) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で12月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年12月20日(木) から
平成30年12月21日(金) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年12月25日(火) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等

は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年1月7日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年1月8日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月8日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年1月9日(水) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



マンホールポンプ設置（30-2）工事

綾部市公告第154号

水量水質安定的対策事業、高津町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年12月10日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 124号 |
| (2) 工 事 名 | 高津町配水管布設替工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市高津町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
H I V P（RRロング）φ100 L=125m
H I V P（RRロング）φ75 L=58m
消火栓設置工 N=1基
給水戸数 N=11戸
仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成31年1月16日から
平成31年3月31日まで（75日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年12月10日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,840円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年12月13日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年12月14日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年12月20日（木）から

平成30年12月21日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年12月25日（火）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 平成31年1月7日（月）午前9時から午後6時まで
平成31年1月8日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月8日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

平成31年1月9日（水）午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

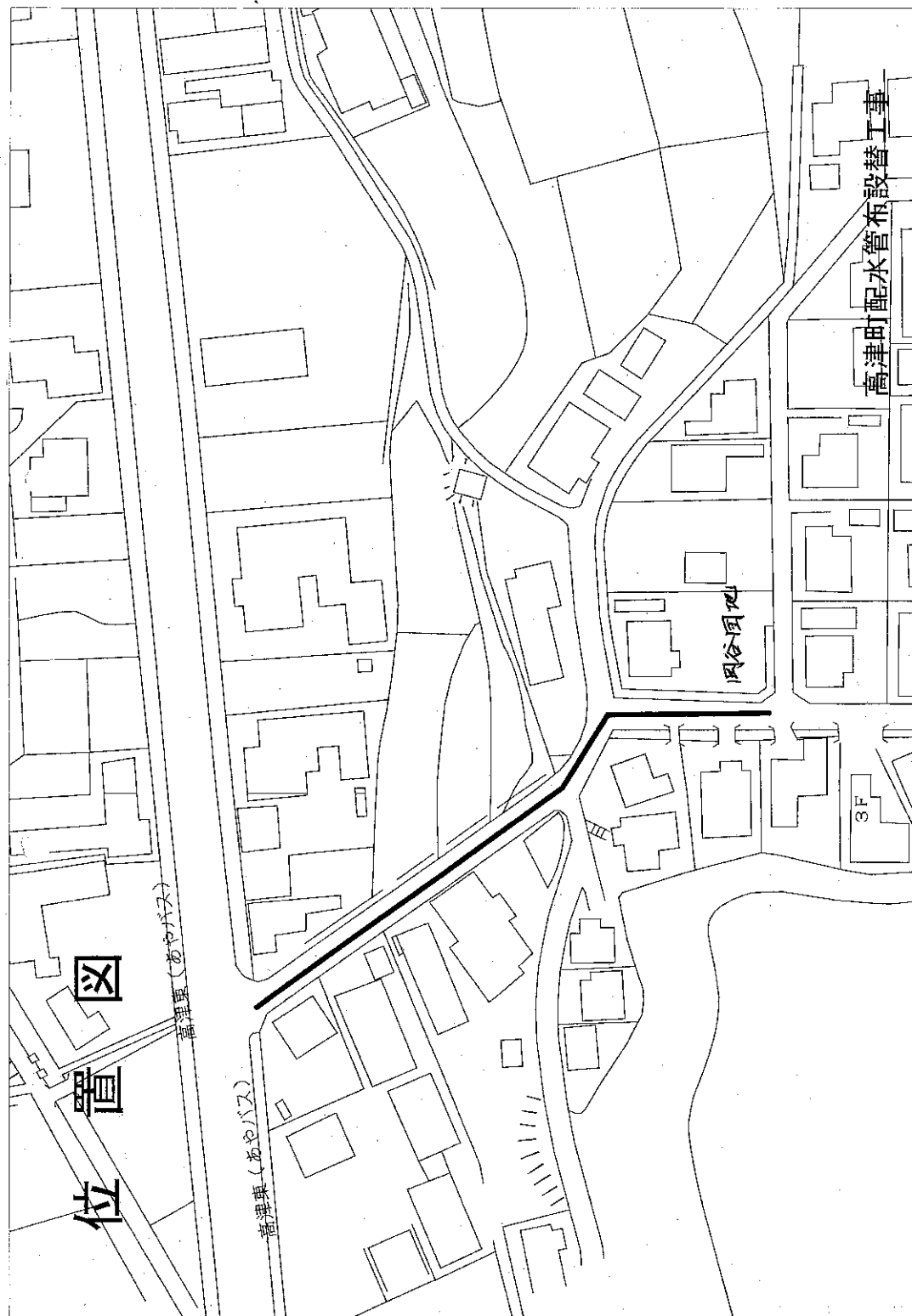
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



公 告

綾部市公告第 1 5 5 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

公 告

綾部市公告第 1 5 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 0 日まで

綾部市公告第 1 5 7 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

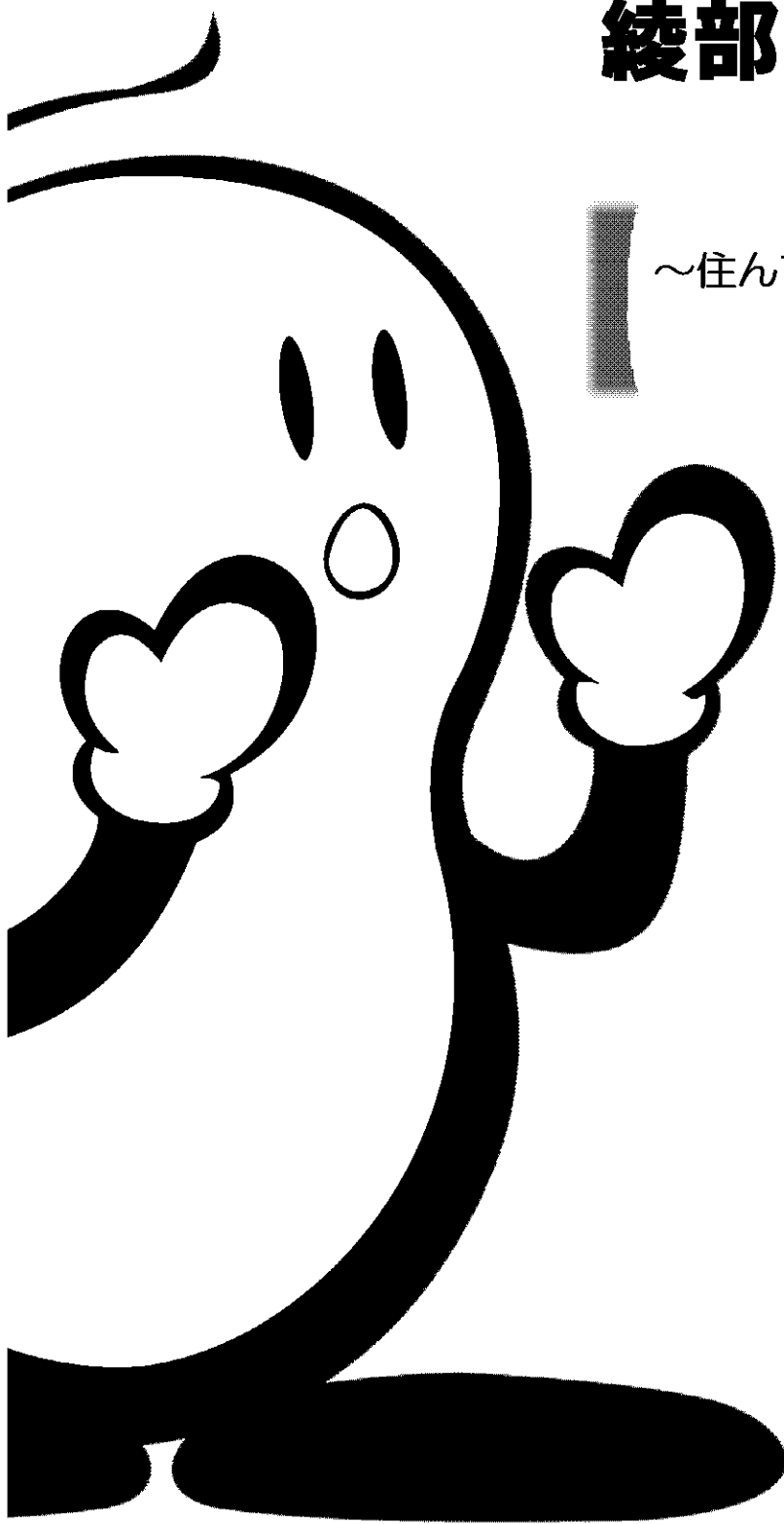
- 1 平成 3 0 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「平成 3 1 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、
- 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

平成30年度 第3回

綾部市職員採用試験

事務職員

～住んでよかった・住みたくなる・
住み続けられるまちづくり～



住んでよかった…
ゆったりやすらぎの
田園都市・綾部



～ 綾部市の求める人物像 ～

綾部市では、「住んでよかった」「住みたくなる」「住み続けられる」まちづくりを目指して、次に掲げる人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員
- (5) 困難なことにも明るく楽しむ職員

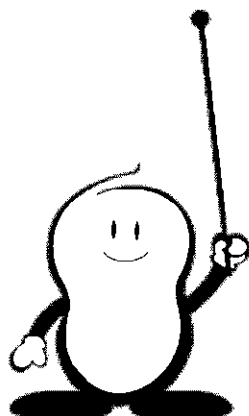
1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定 人 員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	(1) 平成2年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは平成31年3月までに卒業見込みの方 (2) 平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）	一般事務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



あなたのご応募
お待ちしております！

2 試験の日時及び場所

日 時		場 所
第1次試験	平成31年1月26日（土） 午前9時30分 （受付：午前9時から）	綾部市役所 （綾部市若竹町）
第2次試験	平成31年2月上旬 ※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。	
第3次試験	平成31年2月中旬 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ（<http://www.city.ayabe.lg.jp/>）でお知らせします。

3 試験の方法及び内容

	職 種	試 験 方 法
第1次試験	事 務 職 員	（1）一般教養試験 （2）適性検査
第2次試験	事 務 職 員	（1）作文試験（作題指定） （2）面接試験
第3次試験	事 務 職 員	面接試験

※各試験の内容は次のとおりです。

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験（社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
第2次試験	作文試験	文章表現力、課題理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験	人物評価
第3次試験	面接試験	人物評価

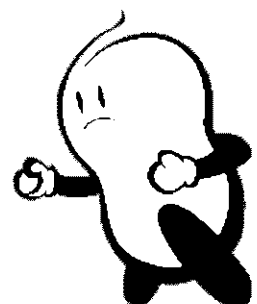
4 受験申込手続及び申込受付期間

申 込 書 入手方法	申込書は、市役所総務課にて配布しています。綾部市ホームページ (http://www.city.ayabe.lg.jp/) からでもダウンロード可能です。
申込方法	採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、無帽、正面向き）を貼り、申込先へ 直接持参又は郵送 してください。郵送で申し込まれる場合は、 必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。申込書の他に82円分の切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒（長3）を必ず同封してください。 ※インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。 ※受験票が平成31年1月18日（金）までに到着しないときは、下記申込先までご連絡ください。
申込先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市総務部総務防災室総務課 職員・人事担当 Tel 0773-42-4228
受付期間	<u>平成30年12月18日（火）～平成31年1月10日（木）</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u> ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。
その他	身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 平成31年2月4日（月）午前10時
合格者本人に通知するほか、次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。
○綾部市役所本庁舎玄関入口に掲示（平成31年2月4日（月）午後6時まで）
○綾部市ホームページ（掲載期間：平成31年2月12日（火）午後5時まで）
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、「平成31年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として平成31年4月1日に採用されます。なお、平成31年度綾部市職員採用候補者名簿は、平成32年3月31日まで有効です。
- (2) 保健師・文化財技師試験合格者については、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、平成31年3月末までに免許及び資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人（採用待機者）を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されています。ただし、採用待機者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。



7 給与、福利厚生等

(平成30年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	179,200円	159,800円	147,100円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

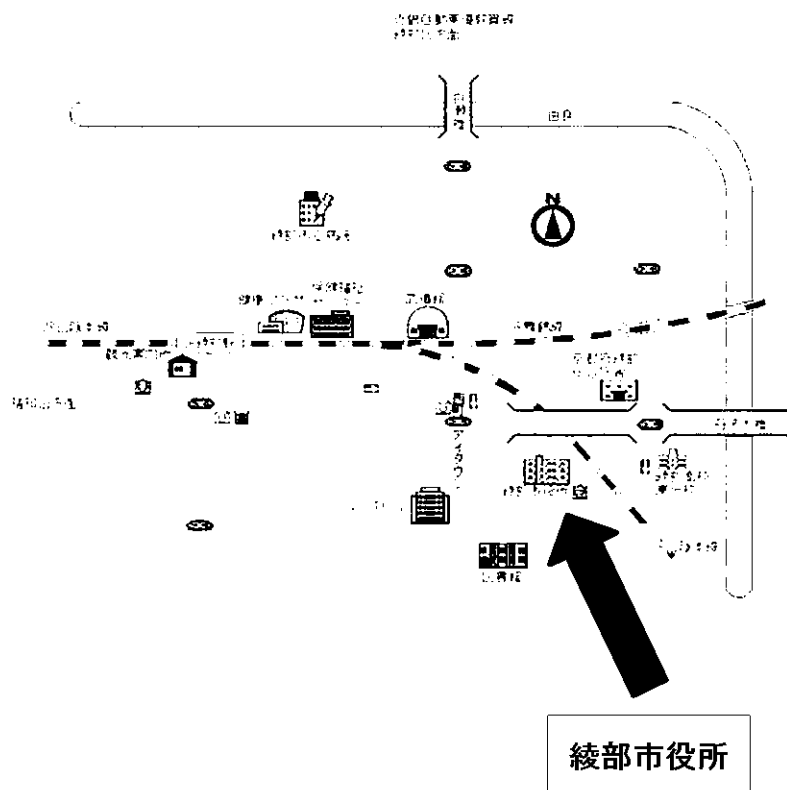
8 試験結果の開示

この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	平成31年2月4日 (月)から1か月間(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)	第2次試験合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)	最終合格発表の日(通知の日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(綾部市総務部総務課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

* 試験会場は、駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

J R綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

J R綾部駅よりあやバス
志賀南北線「市役所前」下車
すぐ。

または、あやバス上林線、
志賀南北線、東西線、
西坂線、篠田桜が丘線、
黒谷線、西八田線、
紫水ヶ丘・京綾部ホテル線
「西町二丁目」下車
徒歩約4分

■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市総務部総務防災室総務課職員・人事担当

TEL 0773-42-4228

綾部市公告第 1 5 8 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（30－6）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 4 3 0 1 2 8 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（30－6）工事
- (3) 工事場所 綾部市並松町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 管渠工 V U 2 0 0 ・ V U 1 5 0 L = 5 8 7 m
管渠工 V P 7 5 ・ アラミドがい装 P E 管 7 5 L = 1 8 1 m
単独橋 1 橋
マンホール設置工 N = 2 2 基
汚水枳及び取付管工 N = 4 5 箇所
附帯工（上水道管移設）一式
- (6) 予定工期 平成 3 1 年 1 月 3 1 日から
平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（60 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 平成 3 0 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が 9 0 0 点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月

31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 平成30年12月25日（火）午前9時から

- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は7,160円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 平成31年1月7日（月）午前9時から午後6時まで

平成31年1月8日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、平成31年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年1月15日（火）から

平成31年1月16日（水）正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成31年1月18日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 平成31年1月23日（水）午前9時から午後6時まで

平成31年1月24日（木）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年1月25日（金）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－２

公募型指名競争入札参加申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

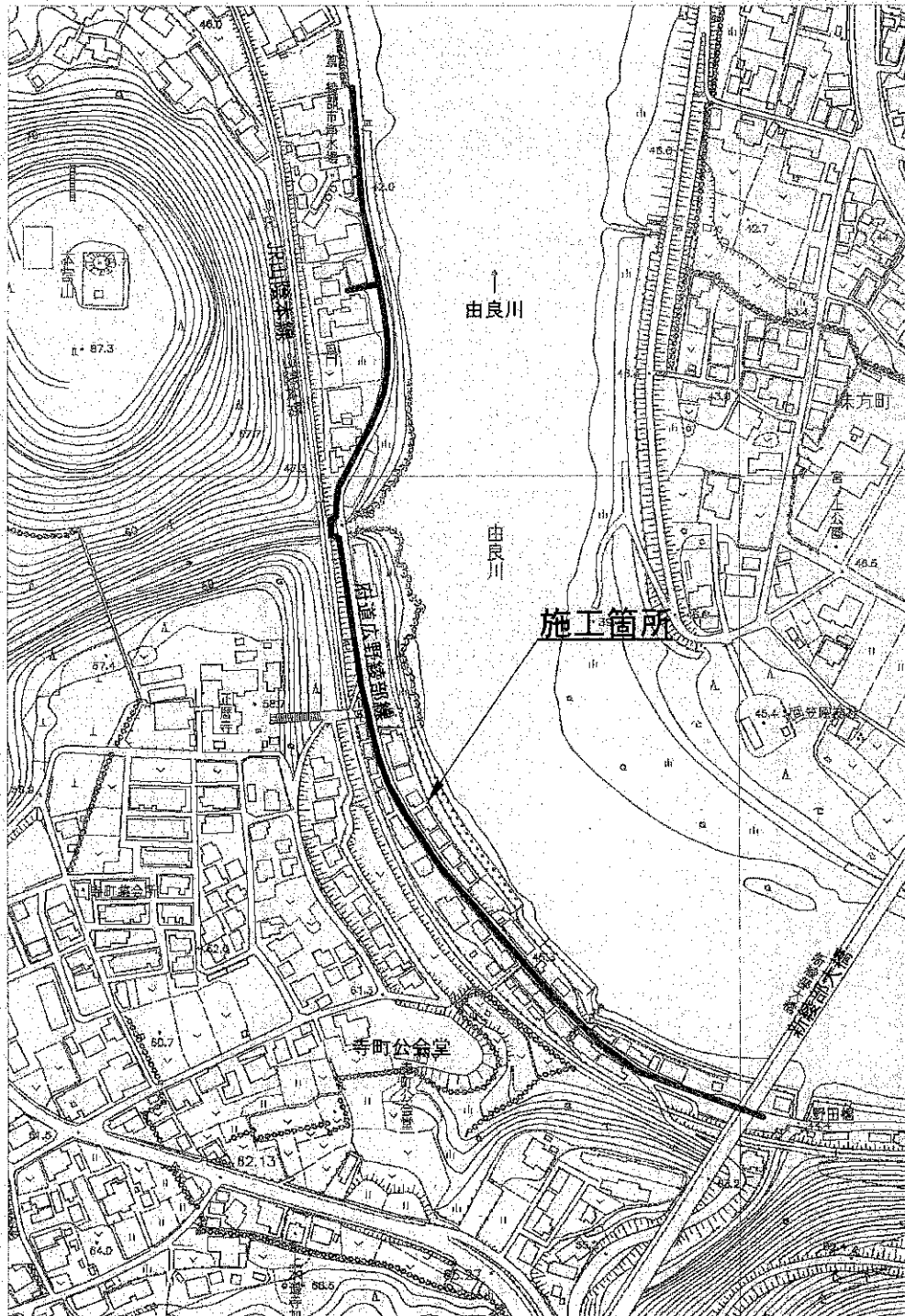
工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施 工 場 所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従 事 役 職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従 事 予 定 者 名			
所 属 会 社 名			
生年月日（年齢）			
最 終 学 歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工 事 名		
	施 工 場 所		
	工 期	平成 年 月～平成 年 月	平成 年 月～平成 年 月
	従 事 役 職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

位 置 図



公共下水道管渠築造（3.0－6）工事

綾部市公告第 1 5 9 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、29 災第 2945、2946 号 市道黒谷線外 1 線 1 川道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 9 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 29 災第 2945、2946 号
市道黒谷線外 1 線 1 川道路河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市八代町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | <p>29 災第 2945 号 L = 9 . 0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 3 9 m²</p> <p>小口止工 N = 2 基</p> <p>取付工（石積） A = 1 7 m²</p> <p>アスファルト舗装工 A = 5 m²</p> <p>舗装版取壊し工 A = 8 m²</p> <p>29 災第 2946 号 L = 8 . 0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 2 9 m²</p> <p>小口止工 N = 1 基</p> <p>取付工（石積） A = 6 m²</p> <p>アスファルト舗装工 A = 4 m²</p> <p>舗装版取壊し工 A = 6 m²</p> <p>仮締切工 N = 1 箇所</p> <p>29 災第 2948 号 L = 7 . 0 m</p> <p>現場打擁壁工 V = 7 m³</p> <p>取付工（石積） A = 1 m²</p> <p>植生工（筋芝） A = 1 5 m²</p> <p>29 災第 2931 号 L = 5 . 0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 1 1 m²</p> <p>小口止工 N = 2 基</p> <p>すりつけ工（石積） A = 1 m²</p> <p>構造物取壊し工 V = 3 m³</p> <p>仮締切工 N = 1 箇所</p> |

- (5) 予定工期 平成31年1月31日から
 平成31年3月31日まで（60日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年12月25日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,540円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 平成31年1月7日(月) 午前9時から午後6時まで
平成31年1月8日(火) 午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で1月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年1月15日(火) から
平成31年1月16日(水) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年1月18日(金) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年1月23日(水) 午前9時から午後6時まで
平成31年1月24日(木) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年1月25日（金）午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

公 告

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階
電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

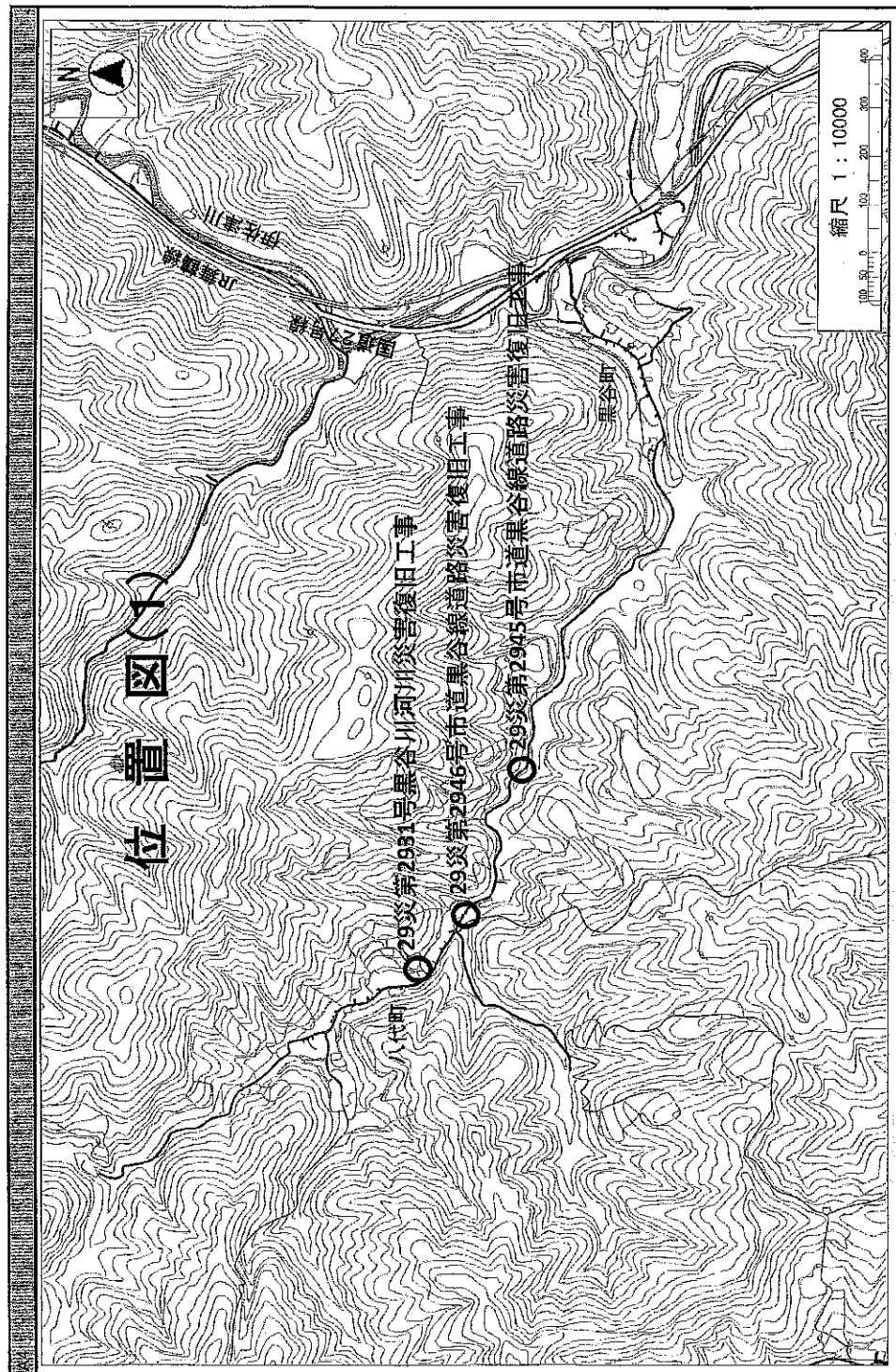
2) 主任技術者

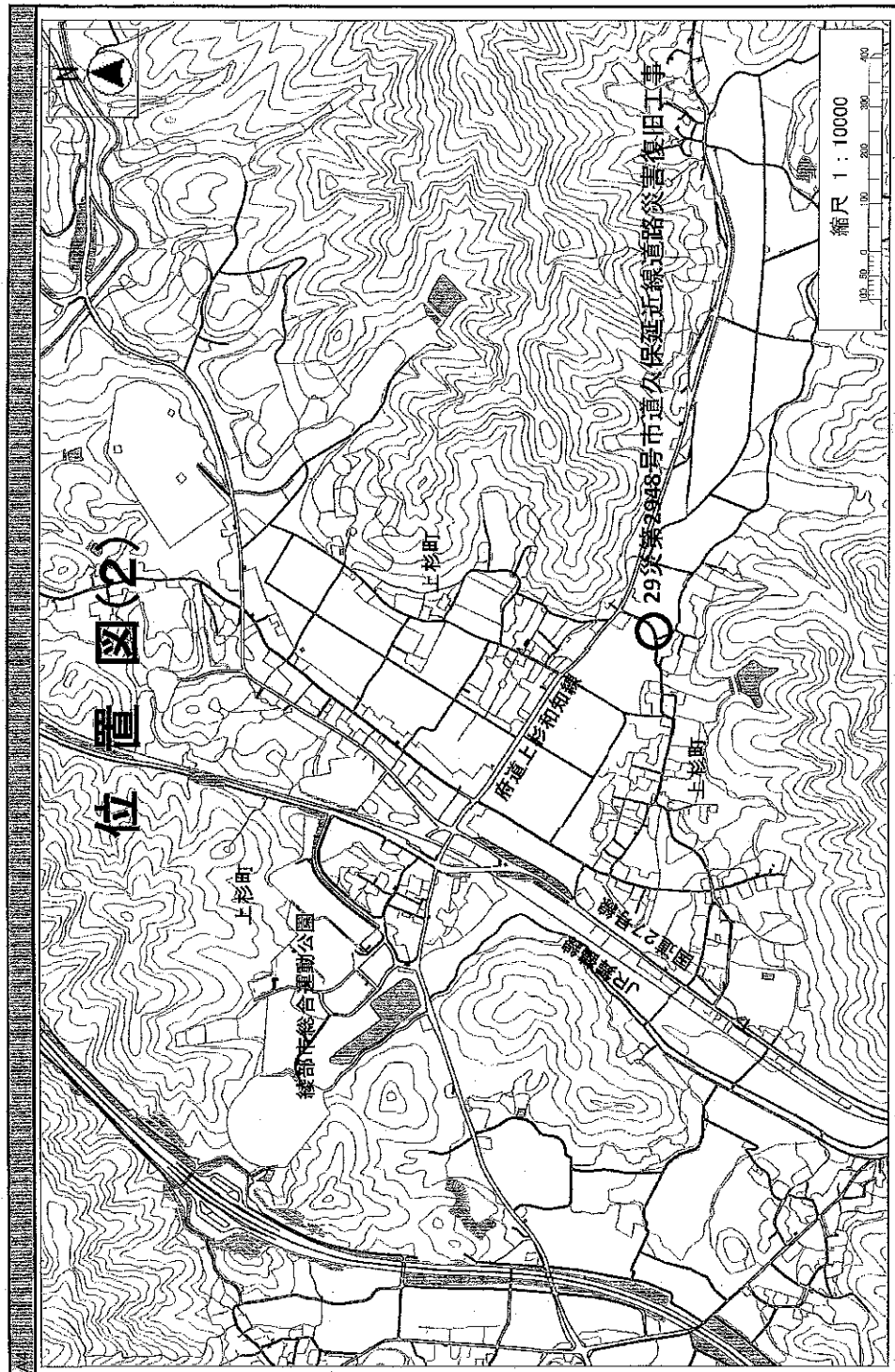
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第160号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2910 号、29 災第 2930 号 見内川河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第430 119号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2910 号、29 災第 2930 号
見内川河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市於与岐町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 30 災第 2910 号 L=28.5m
コンクリートブロック積工 A=73㎡
小口止工 N=4箇所
すり付け工（石積） A=12㎡
工事用道路工 L=13.5m
縮切排水工 一式
29 災第 2930 号 L=15.7m
コンクリートブロック積工 A=29㎡
小口止工 N=1箇所
すり付け工（石積） A=1㎡
工事用道路工 L=18m
縮切排水工 一式 |
| (5) 予定工期 | 平成31年1月31日から
平成31年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月

31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年12月25日(火)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,280円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年1月7日(月)午前9時から午後6時まで

平成31年1月8日(火)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によ

りその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成31年1月15日（火）から
平成31年1月16日（水）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成31年1月18日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 平成31年1月23日（水）午前9時から午後6時まで
平成31年1月24日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

平成31年1月25日（金）午前9時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

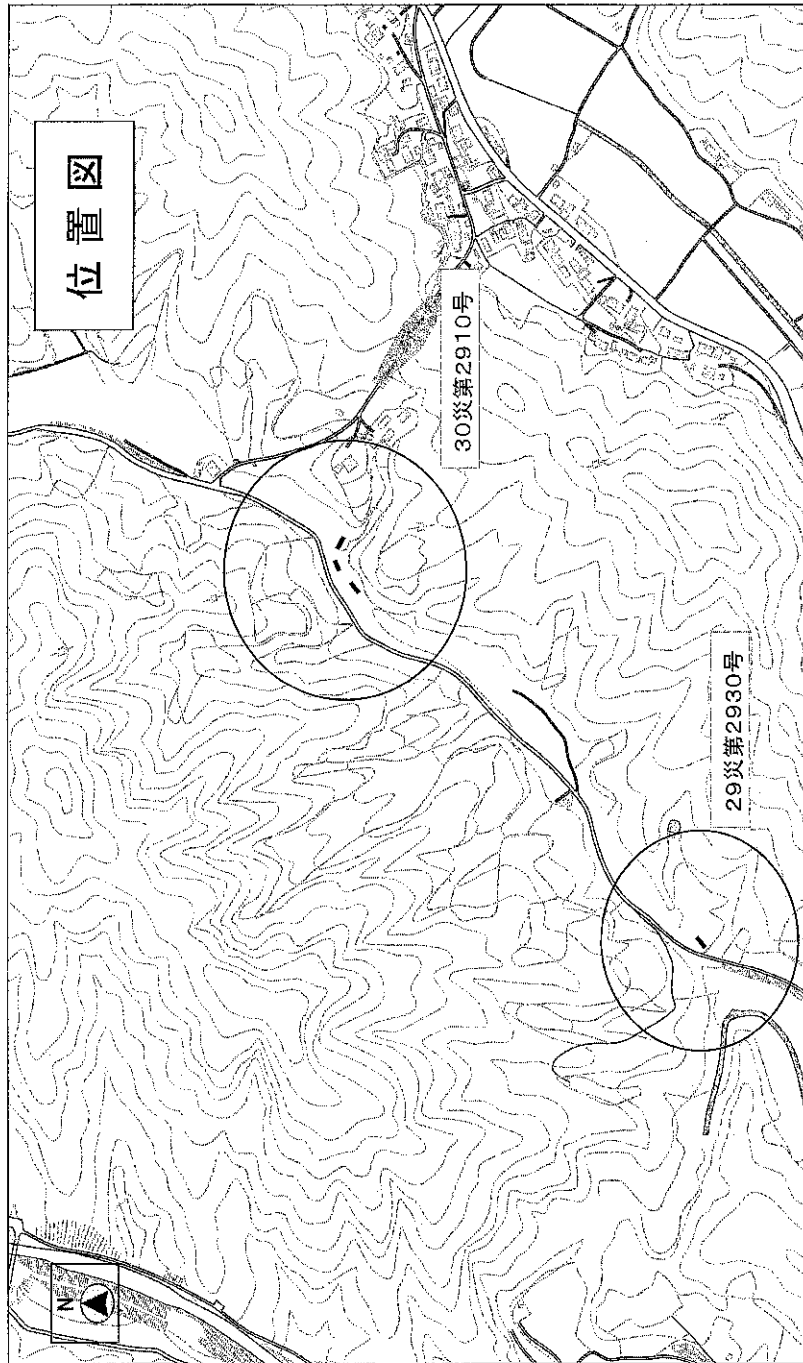
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第161号

林地崩壊防止事業、林地崩壊防止工事（下八田町牛取地区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第430 129号 |
| (2) 工 事 名 | 林地崩壊防止工事（下八田町牛取地区） |
| (3) 工事場所 | 綾部市下八田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 山腹工 A=0. 01ha
土工 一式
土留工 一式
伏工 A=170. 3m ²
水路工 L=12. 6m |
| (5) 予定工期 | 平成31年1月31日から
平成31年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 平成３０年１２月２５日（火）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とし、代金は７３０円です。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成３１年１月７日（月）午前９時から午後６時まで

平成３１年１月８日（火）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で１月７日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、平成３１年１月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成３１年１月１５日（火）から

平成３１年１月１６日（水）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成31年1月18日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 平成31年1月23日（水）午前9時から午後6時まで
平成31年1月24日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

平成31年1月25日（金）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

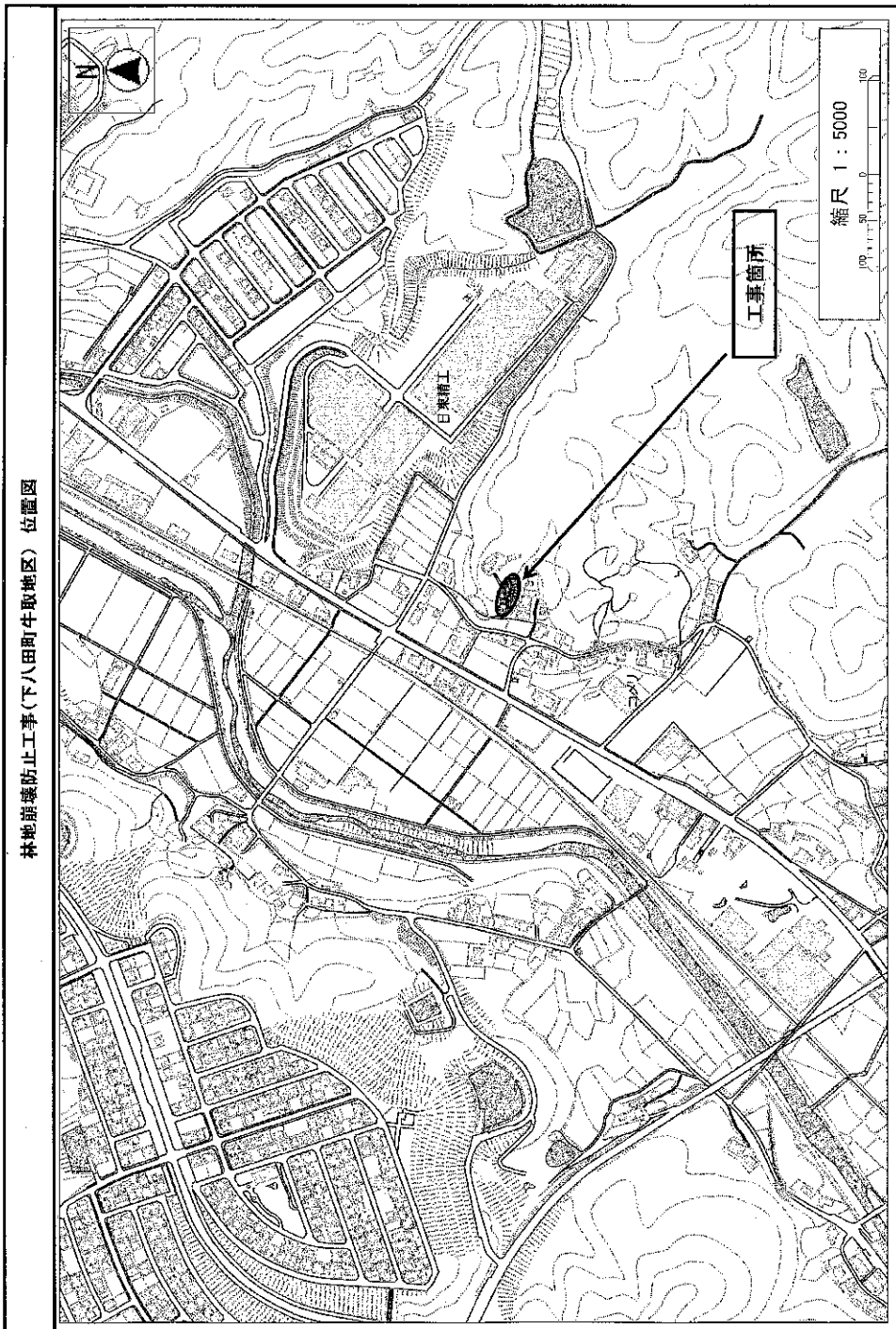
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第162号

小規模治山事業、小規模治山工事（味方町アミダジ地区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 130号 |
| (2) 工 事 名 | 小規模治山工事（味方町アミダジ地区） |
| (3) 工事場所 | 綾部市味方町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 山腹工 A=0.03ha
土工 一式
土留工 一式
伏工 A=377.3m ²
暗渠工 L=45.0m |
| (5) 予定工期 | 平成31年1月31日から
平成31年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 平成３０年１２月２５日（火）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とし、代金は７６０円です。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成３１年１月７日（月）午前９時から午後６時まで

平成３１年１月８日（火）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で１月７日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、平成３１年１月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成３１年１月１５日（火）から

平成３１年１月１６日（水）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成31年1月18日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 平成31年1月23日（水）午前9時から午後6時まで
平成31年1月24日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

平成31年1月25日（金）午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



綾 部 市 長 様

様式－２

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

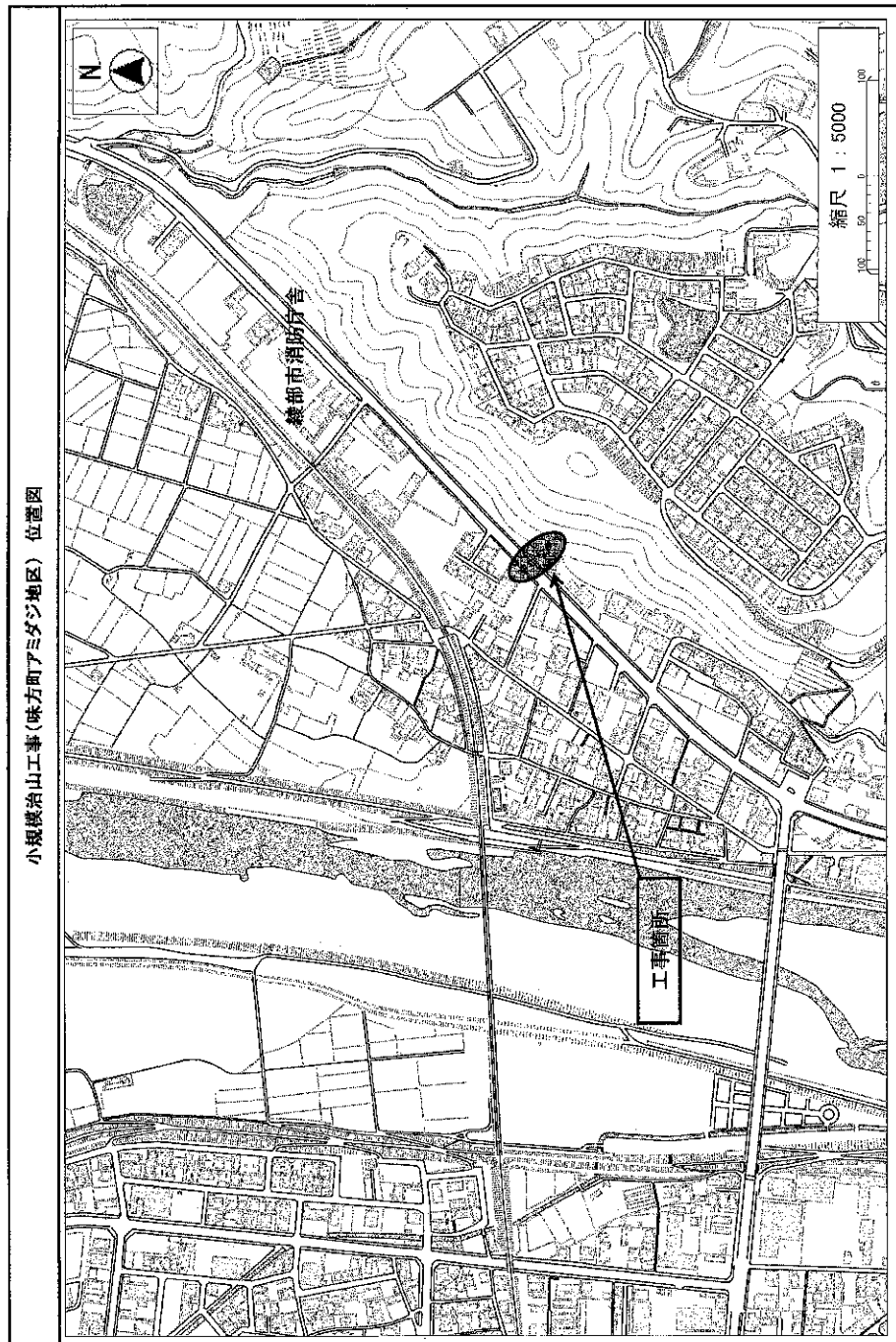
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第163号

橋りょう長寿命化対策事業、市道梅迫新町線（新町橋）上部工更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第430 131号 |
| (2) 工 事 名 | 市道梅迫新町線（新町橋）上部工更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市梅迫町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L＝10.5m、W＝2.3m
旧橋撤去 1橋
上部工製作架設 1橋 |
| (5) 予定工期 | 平成31年1月31日から
平成31年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年12月25日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は840円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年1月7日（月）午前9時から午後6時まで

平成31年1月8日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年1月15日（火）から

平成31年1月16日（水）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年1月18日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年1月23日（水）午前9時から午後6時まで
平成31年1月24日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年1月25日（金）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

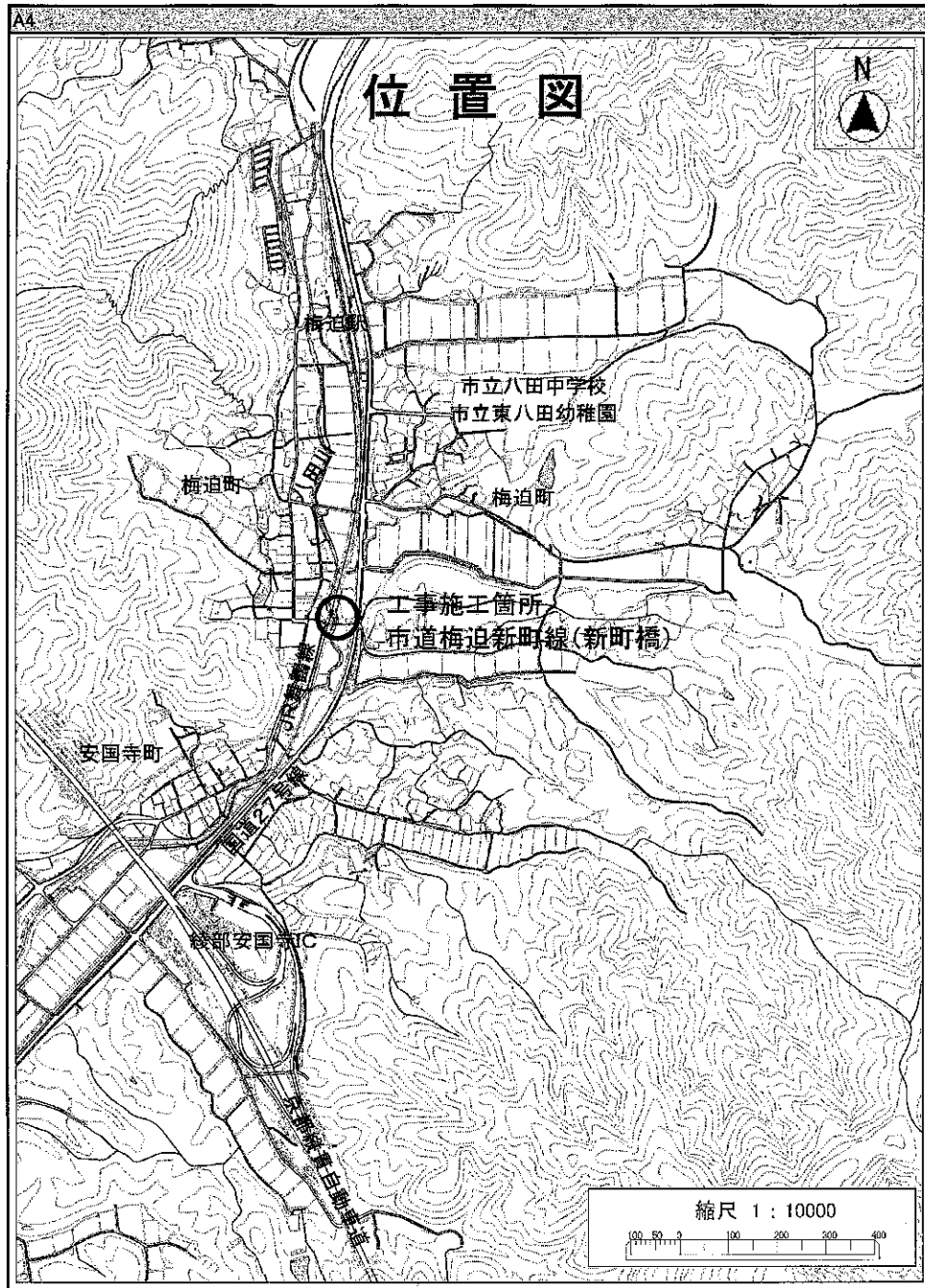
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第164号

小規模治山事業、小規模治山工事（鍛冶屋町茅倉地区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第430 132号 |
| (2) 工 事 名 | 小規模治山工事（鍛冶屋町茅倉地区） |
| (3) 工事場所 | 綾部市鍛冶屋町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 山腹工 A=0. 02ha
土工 一式
土留工 一式
伏工 A=176. 7m ²
水路工 L=31. 2m |
| (5) 予定工期 | 平成31年1月31日から
平成31年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 平成30年12月25日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は650円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年1月7日（月）午前9時から午後6時まで

平成31年1月8日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年1月15日（火）から

平成31年1月16日（水）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成31年1月18日（金）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 平成31年1月23日（水）午前9時から午後6時まで
平成31年1月24日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

平成31年1月25日（金）午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

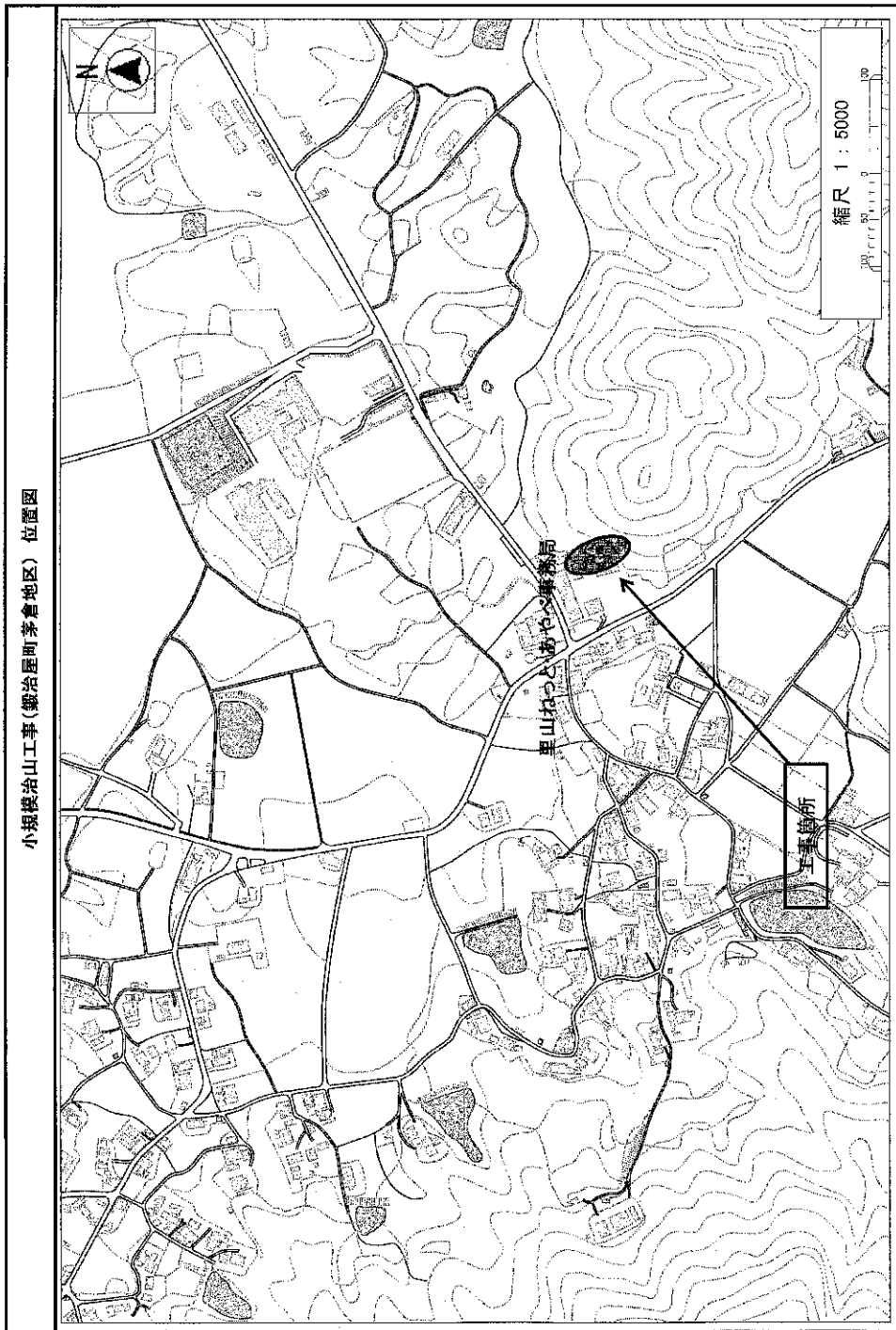
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第165号

下水道整備事業、マンホールポンプユニット設置（30－2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 134号 |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプユニット設置（30－2）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市井倉新町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 管渠工VP50 L＝22m
宅内ユニット設置 N＝1箇所
機械・電気設備設置 N＝1箇所 |
| (5) 予定工期 | 平成31年1月31日から
平成31年3月31日まで（60日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式－1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式－2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式―3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年12月25日(火) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,470円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成31年1月7日(月) 午前9時から午後6時まで

平成31年1月8日(火) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月7日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成31年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成31年1月15日(火) から

平成31年1月16日(水) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成31年1月18日(金) 午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成31年1月23日（水）午前9時から午後6時まで
平成31年1月24日（木）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成31年1月25日（金）午前11時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

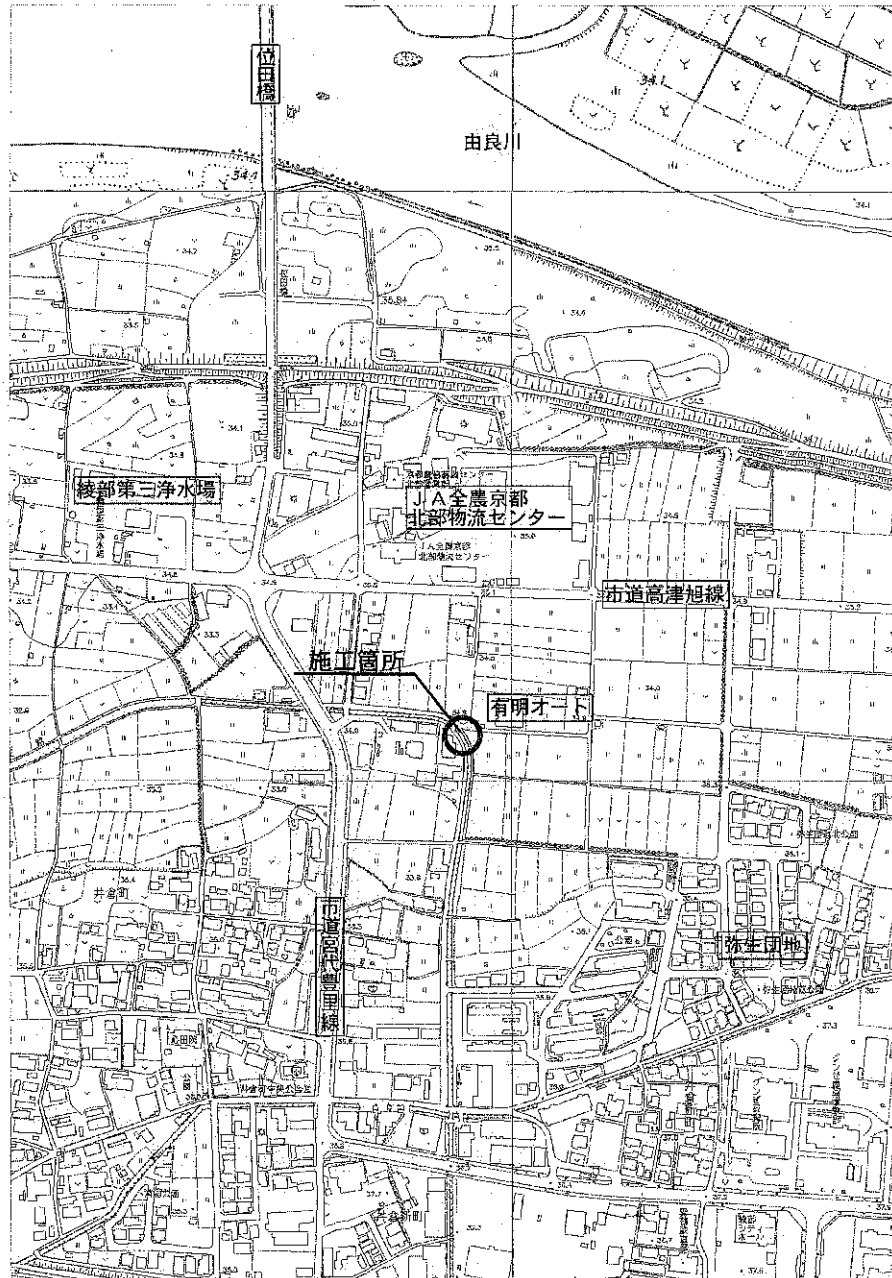
- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



マンホールポンプユニット設置(30-2)工事

綾部市水道事業管理規程第 2 号

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部事務分掌規程（昭和 5 0 年綾部市水道課管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「第 3 条」を「第 4 条」に改める。

第 5 条上水道課の項第 4 号中「上水道審議会」を「上下水道審議会」に改め、同条下水道課の項第 1 2 号中「下水道審議会」を「上下水道審議会」に改める。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 3 号

綾部市上下水道部公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道部公印規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部公印規程（昭和 4 2 年綾部市水道課管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「

水道事業専用綾部市長職務代理者印 を
」

「

下水道事業専用綾部市長印
水道事業専用綾部市長職務代理者印 に、
下水道事業専用綾部市長職務代理者印
」

「

企業出納員領収印
現金取扱員領収印 を
」

「

水道事業企業出納員領収印
下水道事業企業出納員領収印 に
水道事業現金取扱員領収印
下水道事業現金取扱員領収印
」

改める。

第 4 条中「上下水道部長之印及び下水道課長之印」を「下水道事業専用綾部市長之印、下水道事業専用綾部市長職務代理者之印、綾部市上下水道部長之印、綾部市下水道課長之印、綾部市下水道事業企業出納員之印、綾部市下水道事業企業出納員領収印及び綾部市下水道事業現金取扱員用領収印」に改める。

別表中

「

水道事業専用綾部市長職務代理者之印	同上	21ミリメートル	同上
水道事業専用綾部市長之印	同上	10ミリメートル	納入通知書
水道事業専用綾部市長職務代理者之印	同上	10ミリメートル	同上

を

下水道事業専用綾部市長之印	同上	21ミリメートル	同上
水道事業専用綾部市長職務代理者之印	同上	21ミリメートル	同上
下水道事業専用綾部市長職務代理者之印	同上	21ミリメートル	同上
水道事業専用綾部市長之印	同上	10ミリメートル	納入通知書
下水道事業専用綾部市長之印	同上	15ミリメートル	同上
水道事業専用綾部市長職務代理者之印	同上	10ミリメートル	同上
下水道事業専用綾部市長職務代理者之印	同上	15ミリメートル	同上

に、

領収印	綾部市水道事業企業出納員領収印	円形	直径25ミリメートル	金銭の受領
	綾部市水道事業現金取扱員用領収印	同上	同上	同上

を

	綾部市下水道事業企業出納員之印	同上	21ミリメートル	同上
領収	綾部市水道事業企業出納員領収印	円形	直径25ミリメートル	金銭の受領

印	綾部市下水道事業企業出納員 領収印	同上	同上	同上
	綾部市水道事業現金取扱員用 領収印	同上	同上	同上
	綾部市下水道事業現金取扱員 用領収印	同上	同上	同上

に

」

改める。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第4号

綾部市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部事務決裁規程（昭和50年綾部市水道課管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

別表第1中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 5 号

綾部市水道庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市水道庁舎管理規程の一部を改正する規程

綾部市水道庁舎管理規程（昭和 6 1 年綾部市水道課管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 6 号

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部就業規程（昭和 4 4 年綾部市水道課管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第 4 4 条中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 7 号

綾部市水道事業職員証発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市水道事業職員証発行規程の一部を改正する規程

綾部市水道事業職員証発行規程（昭和 4 2 年綾部市水道課管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「綾部市水道事業管理者」を削る。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 8 号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和 4 4 年綾部市水道課管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第 4 3 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 0」を「1 0 0 分の 9 2 . 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 2 . 5」を「1 0 0 分の 4 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

企 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	127,700	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	128,400	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	129,100	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	129,800	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	130,400	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	131,100	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	131,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	132,500	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	133,400	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	134,200	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	135,000	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	135,800	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	136,400	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	137,300	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	138,200	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	139,100	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	140,000	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	141,000	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	142,000	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	143,000	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	144,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	145,200	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	146,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	147,500	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	148,600	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	149,700	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	150,800	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	151,900	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	153,000	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	154,400	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	155,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	157,000	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	158,300	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	159,800	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	161,300	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	162,900	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	164,200	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	165,700	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	167,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	168,700	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

水道事業管理規程

再任用職員以外の職員	41	170,100	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	172,800	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	175,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	178,000	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	180,700	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	182,400	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	184,000	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	185,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	187,200	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	188,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	190,700	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	192,400	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	194,000	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	195,400	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	196,900	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	198,400	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	199,700	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	201,000	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	202,200	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	203,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	204,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	206,100	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	207,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	208,700	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	209,800	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	211,100	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	212,400	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	213,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	214,800	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	215,900	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	216,900	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	218,000	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	219,100	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	220,100	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	221,000	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	222,000	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	222,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	223,300	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	224,100	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	224,900	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	225,600	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	226,600	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	227,400	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	228,300	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	

水道事業管理規程

	85	229,000	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	229,800	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	230,700	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	231,700	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	232,400	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	233,100	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	233,700	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	234,500	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	235,300	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94	236,000	294,900	342,600	381,300			
	95	236,700	295,200	343,100	381,600			
	96	237,300	295,600	343,500	381,900			
	97	238,000	295,800	343,700	382,200			
	98	238,800	296,100	344,100	382,500			
	99	239,600	296,500	344,500	382,800			
	100	240,300	296,900	344,800	383,100			
	101	240,800	297,100	345,100	383,400			
	102	241,500	297,400	345,500				
	103	242,200	297,800	345,900				
	104	242,900	298,100	346,300				
	105	243,500	298,300	346,800				
	106	244,200	298,600	347,200				
	107	244,900	299,000	347,600				
	108	245,600	299,300	348,000				
	109	246,100	299,500	348,500				
	110	246,600	299,900	348,900				
	111	246,900	300,300	349,200				
	112	247,300	300,600	349,500				
	113	247,600	300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(その他)

- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

綾部市水道事業管理規程第 9 号

綾部市水道事業公金徴収事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市水道事業公金徴収事務委託規程の一部を改正する規程

綾部市水道事業公金徴収事務委託規程（昭和 4 2 年綾部市水道課管理規程第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

様式第 1 号中「綾部市水道事業管理者（氏名）」を「綾部市長」に改める。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 10 号

綾部市水道事業検針業務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市水道事業検針業務委託規程の一部を改正する規程

綾部市水道事業検針業務委託規程（平成 3 年綾部市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

様式第 1 号中「綾部市水道事業管理者」を「綾部市長」に改める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 11 号

綾部市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

綾部市上水道給水条例施行規程（昭和 61 年綾部市水道事業管理規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号ただし書中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

様式第 1 号から様式第 8 号までの規定、様式第 10 号及び様式第 12 号中「綾部市水道事業管理者」を「綾部市長」に改める。

様式第 15 号及び様式第 16 号中「綾部市水道事業管理者」を削る。

様式第 17 号及び様式第 18 号中「綾部市水道事業管理者」を「綾部市長」に改める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 12 号

綾部市上水道個別受給給水契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上水道個別需給給水契約規程の一部を改正する規程

綾部市上水道個別需給給水契約規程（平成 29 年綾部市水道事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「綾部市水道事業管理者」を「綾部市長」に改める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 13 号

綾部市給水工事に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市給水工事に関する規程の一部を改正する規程

綾部市給水工事に関する規程（昭和 44 年綾部市水道課管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 6 項ただし書中「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業管理規程第 14 号

綾部市浄水場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市浄水場管理規程の一部を改正する規程

綾部市浄水場管理規程（昭和 42 年綾部市水道課管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第 15 号

綾部市上下水道審議会規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道審議会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年綾部市条例第 26 号）第 5 条の規定に基づき、綾部市上下水道審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 上水道の使用者
- (3) 公共下水道の使用者
- (4) 農業集落排水施設の使用者
- (5) 特定地域生活排水処理施設の使用者
- (6) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱又は任命後最初の審議会は、管理者が招集するものとする。

3 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上水道担当課及び下水道担当課において行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第 16 号

綾部市下水道条例施行規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市下水道条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、綾部市下水道条例（平成 6 年綾部市条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の選定)

第 2 条 使用者又は設置義務者が、市内に居住しないときは、条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者の中から代理人の選定を命じることができる。

2 前項の規定による届出は、代理人選定（変更・廃止）届（様式第 1 号）により行わなければならない。

(排水設備等の共同設置)

第 3 条 土地又は家屋の状況により単独で排水設備等を設置することができないときは、数人が共同して設置することができる。この場合、その排水設備等に関する義務については、連帯責任を負わなければならない。

(排水設備の固着箇所等)

第 4 条 条例第 4 条第 2 号に規定する排水設備を公共汚水ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 排水設備を公共汚水ます等に固着させる箇所は、下流側の管渠等の底より高い箇所とすること。

(2) 前号により難い特別の理由があるときは、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の指示を受けること。

(排水設備等の計画の確認)

第 5 条 条例第 5 条の規定により排水設備の計画の確認を受けようとする者は、排水設備計画確認申請書（様式第 2 号）正副 2 通に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 見取図 方位、道路及び目標となる地物を表示し、工事施工地及び隣接地を明示したもの

(2) 平面図 縮尺 200 分の 1 以上とし、次の事項を表示したもの

ア 縮尺、方位、工事施工地の境界及び面積

イ 道路、建物、水道、井戸、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置

ウ 排水管渠^{きょ}の位置、大きさ、こう配及び延長

エ ますその他の付属装置の種類、位置及び大きさ

- (3) 縦断面図 縮尺は、横は平面図に準じ、縦は100分の1程度とし、管渠^{きょ}の大きさ、
こう配並びに地表及び管渠^{きょ}の高さを表示したもの
- (4) 構造図 縮尺20分の1とし、特別な施設に限る。
- (5) 承諾書 他人の土地又は排水設備を使用する場合に限る。
- (6) その他必要な書類

2 条例第10条及び第12条の規定により除害施設の計画の確認を受けようとする者は、
除害施設計画確認申請書（様式第3号）正副2通に次に掲げる書類を添えて管理者に
提出しなければならない。

- (1) 見取図 方位、道路及び目標となる地物を表示し、工事施工地及び隣接地を明示し
たもの
- (2) 配置図 敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置、排水箇所、排水
設備の位置及び縮尺を表示したもの
- (3) 生産工程図 生産工程ごとの使用原材料の量、使用薬品量、使用水量等を表示した
もの
- (4) 除害施設の設計書
- (5) その他必要な書類

3 管理者は、第1項又は前項の申請を確認したときは、副本に排水設備等計画確認済印
（様式第4号）を押印し、当該申請者に交付する。

（除害施設の設置を要しない下水の基準）

第6条 条例第12条第2項に規定する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に3,000ミリグラム未満
 - (2) 浮遊物質 1リットルにつき3,000ミリグラム未満
- （排水設備等の工事完了届等）

第7条 条例第7条に規定する排水設備等の工事が完了した旨の届出は、排水設備工事完
了届（様式第5号）正副2通又は除害施設工事完了届（様式第6号）正副2通による。

2 前項の届出があったときは、速やかに検査を行い、合格と認めたときは副本に排水設
備等検査済印（様式第7号）を押印し、章標（様式第8号）とともに当該届出者に交
付する。

（排水設備の構造及び設計基準）

第8条 排水設備の構造及び設計基準は、次のとおりとする。ただし、建物、土地その他
の状況により管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 管渠^{きょ}

ア 管渠^{きょ}の構造は、暗渠^{きょ}とすること。

イ 排水管の土かぶりは、私道内では80センチメートル以上、宅地内では20セ
ンチメートル以上を標準とすること。

(2) ます

ア 暗渠^{きょ}の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは管種を異にする接続箇

所又はこう配が著しく変化する箇所には、ますを設置すること。ただし、清掃又は検査の容易な場所には枝付管又は曲管を用いることができる。

イ 暗渠^{きょ}の直線部には、その管径の120倍以内の間隔にますを設置すること。

ウ ますは、硬質塩化ビニル製ます（小口径ます）を使用すること。

エ ますには、密閉ふたを取り付けること。

（3）ごみよけ装置 台所、浴場、洗濯場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるため、目幅8ミリメートル以下のスクリーン及びストレーナーを設けること。

（4）防臭装置 水洗便器、浴場、流し場等の汚水流出箇所には、トラップ又は防臭ますを取り付けること。トラップの封水がサイフォン作用又は逆圧によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

（5）油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する流し口には、油脂遮断装置を設けること。

（6）沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所には、適当な砂たまりを設けること。

（7）ポンプ施設 地下室その他下水の自然流下が充分でない場合は、ポンプ施設を設けて排水しなければならない。ポンプ施設は、下水が逆流しないような構造のものでなければならない。

（8）その他特別な場合は、必要な措置を講じること。

（排水設備設置義務の猶予等）

第9条 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項又は第11条の3第3項ただし書の規定の許可を受けようとする者は、排水設備設置義務猶予（免除）申請書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

（排水設備等の軽微な工事）

第10条 条例第5条に規定する軽微な工事は、次の各号に掲げる工事とする。

（1）ますのふたの取替工事その他これに類する工事

（2）防臭装置その他排水設備等の付属装置の修繕工事その他これらに類する工事

（水質管理責任者の選任及び業務）

第11条 除害施設等を新設した者は、当該施設の維持管理に関する業務を担当させるため水質管理責任者を選任し、水質管理責任者選任（変更）届（様式第10号）により、管理者に届け出なければならない。

2 前項に規定する水質管理責任者の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）除害施設の操作及び維持管理に関すること。

（2）除害施設から排除する下水の水質の測定及び記録に関すること。

（3）除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。

（水質の測定等）

第12条 条例第14条の規定による水質の測定は、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

（1）下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に定める検定方法によること。

（2）測定の回数は、温度又は水素イオン濃度については、排水の期間中1日1回以上、その他の項目又は物質については、1か月を超えない排水期間ごとに1回以上とす

る。

(3) 除害施設の排水口ごとに、他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。

2 水質の測定の結果は、除害施設水質測定記録表（様式第11号）により記録し、5年間保存しなければならない。

（使用開始等の届出等）

第13条 条例第18条に規定する公共下水道の使用の開始、休止、廃止、再開又は変更（以下「使用開始等」という。）に関する届出は、公共下水道使用開始等届（様式第12号）によるものとする。

2 前項の届出のないときは、使用開始等の期日は、管理者が認定する。

（使用者の変更届の届出）

第14条 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、遅滞なく公共下水道使用者変更届（様式第13号）を管理者に提出しなければならない。

（一時使用の届出）

第15条 条例第19条第3項の規定により、公共下水道を一時使用する者は、その使用開始前2日までに公共下水道一時使用開始（廃止）届（様式第14号）を管理者に提出しなければならない。一時使用を廃止したときも同様とする。

（使用者からの届出の特例）

第16条 第13条から前条までの規定による届出については、水道水を排除する場合で管理者が認めた場合には、綾部市上水道給水条例（昭和44年綾部市条例第10号）第7条第1号、第2号、第3号又は第5号に規定する届出をもって、これに代えることができる。

（水道水以外の水の使用水量の認定）

第17条 条例第20条第2項第2号に規定する認定は、次に掲げる基準により行うものとする。ただし、計測装置を設置する者については、この限りでない。

(1) 家事にのみ使用されるものについては、1世帯3人までは1使用期1人につき14立方メートルとし、3人を超える場合は1人増すごとに8立方メートルを加えた量をもって使用水量とする。

(2) 前号の場合において、水道水を併用しているときは、水道水の使用水量に同号の規定により算出した量の4分の1を加算した水量（同号の規定による水量を下回る場合は、同号の規定により算出した水量）とする。ただし、使用状況その他の事実により、排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その事実を考慮した量を使用水量とみなす。

(3) 家事以外に使用されるものについては、使用者の世帯員数、業態、揚水設備、使用状況その他の事実を考慮して、その使用水量を認定する。

2 使用者は、水道水以外の水を使用する場合は、水道水以外の水の使用（変更）届（様式第15号）を管理者に届け出なければならない。その届出の内容に変更があったときも同様とする。

（汚水排水量の申告）

第18条 条例第20条第2項第3号に規定する申告書は、汚水排水量申告書（様式第

16号)によらなければならない。

(行為の許可)

第19条 条例第23条に規定する申請書は、物件設置(変更)許可申請書(様式第17号)によらなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定して、その結果を物件設置(変更)許可決定通知書(様式第18号)により、当該申請者に通知するものとする。

(占用の許可)

第20条 条例第25条に規定する占用許可願は、公共下水道等占用(変更)許可申請書(様式第19号)によらなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定して、その結果を公共下水道等占用(変更)許可決定通知書(様式第20号)により、当該申請者に通知するものとする。

(排水設備等の清掃)

第21条 排水設備等は、使用者において毎月1回以上清掃し、常に清潔にしなければならない。

2 管理者が必要と認めたときは、前項のほか随時清掃を命ずることができる。

(使用料の減免)

第22条 条例第29条の規定により使用料の減免を受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者

(2) 天災その他の災害を受け支払能力がないと認めた者

(3) 前各号のほか管理者が特別の事情があると認めた者

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料等減免申請書(様式第21号)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定して、その結果を公共下水道使用料等減免決定通知書(様式第22号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 前2項の規定により使用料の減免又は徴収の猶予を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(既設の排水設備の認定)

第23条 既設の排水設備を排水設備として使用しようとする者は、既設排水設備認定申請書(様式第23号)正副2通を管理者に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定に関しては、第5条の規定を準用する。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのない排水施設又は処理施設)

第24条 条例第3条の2第3号に規定する規程で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設(これらの施設を補完する施設を含む。)とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によって排水施設及び処理施設に支障が生じないように講じる措置）

第25条 条例第3条の2第5号に規定する規程で定める措置は、次項に規定する耐震性能を確保するために講じるべきものとして次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）又は処理施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生じるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生じるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生じるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4) 前3号に定めるもののほか、排水施設又は処理施設に用いられる材料、排水施設又は処理施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設（これらを補完する施設を含む。）をいう。以下この項において同じ。）及び処理施設については次に掲げるとおりとし、重要な排水施設以外の排水施設については第1号のとおりとする。

(1) レベル1地震動（排水施設及び処理施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

(2) レベル2地震動（排水施設及び処理施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地

震後の速やかな流下機能及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

（排水管内径及び排水渠^{きょ}の断面積の数値）

第26条 条例第3条の3第1号に規定する規程で定める排水管内径の数値は100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とし、同号の規程で定める排水渠^{きょ}の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講じる措置）

第27条 条例第3条の4第2号及び第3条の6第5号に規定する規程で定める措置は、排液を水処理施設に送水する導管の設置、残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするために必要と認められる措置とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に廃止された綾部市下水道条例施行規則（平成6年綾部市規則第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第 10 号（第 11 条関係）

水質管理責任者選任（変更）届

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり除害施設等水質管理責任者を選任（変更）しましたので届け出ます。

使 用 者 番 号	第 号
事 業 所 の 名 称	
事業所の所在地	綾部市
除害施設の名称 又 は 種 類	
除 害 施 設 等 管理責任者氏名	
選 任 （ 変 更 ） 年 月 日	年 月 日
備 考	

注 1 除害施設等水質管理責任者の経歴書を添付してください。

2 変更の場合は、旧除害施設等水質管理責任者氏名を備考欄に記入してください。

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

除害施設水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		汚水を排出する施設の使用 状況	採水者 分析者	測定項目					
	名称	排水量 (m^3 /日)								

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

公共下水道使用開始等届

年 月 日

綾部市長

様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始（休止・廃止・再開・変更）したいので届け出ます。

使 用 者 番 号	第 号		
排水設備設置場所	綾部市		
開始・休止・廃止 再開・変更の別	☐ 開始	☐ 休止	☐ 廃止 ☐ 再開 ☐ 変更
開始・休止・廃止 再開・変更年月日	年 月 日		
使 用 水 の 種 類	☐ 上水道	☐ 井戸水等	☐ 上水道、井戸水等併用
水 栓 番 号			
使 用 人 員	人	戸 数	戸
使 用 者	住 所		
	フリガナ 氏 名	㊞	
支 払 方 法	☐ 口座振替	☐ 納入通知書郵送	
※備 考			

注 ※欄には、変更の場合は変更前の内容等を、休止又は廃止の場合はその理由等を記入してください。

以下、市記入欄

業 務 処 理	区 分	摘 要	担 当 員
	台 帳 番 号		
	検 針 カ ー ド		
	上 下 水 道 料 金 (開始・精算)	上水道 月分 円 下水道 月分 円	
	量 水 器 番 号 (—)	検 査 時 指 示 数 m^3 今 回 指 示 数 m^3 前 回 指 示 数 m^3 上水道使用水量 m^3 下水道使用水量 m^3	

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

公共下水道使用者変更届

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり公共下水道の使用者を変更しましたので届け出ます。

排水設備設置場所		綾部市
新使用者	住 所	
	氏 名	
旧使用者	住 所	
	氏 名	
理由		

様式第 14 号（第 15 条関係）

公共下水道一時使用開始（廃止）届

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

公共下水道の一時使用について、次のとおり届け出ます。

使 用 場 所	綾部市
使 用 目 的	
使 用 水 別	
使 用 期 間	自 年 月 日～至 年 月 日
利 用 人 員	人
使 用 状 況 等	
備 考	
添 付 書 類	1 付近見取図 2 平面図及び断面図 3 公共下水道の使用方法を示す書類 4 その他指示する書類

様式第 15 号（第 17 条関係）

水道水以外の水の使用（変更）届

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

綾部市下水道条例施行規程第 17 条の規定により届け出ます。

使 用 者 番 号	第 号
排水設備設置場所	綾部市
使 用 水 の 種 類	☐ 井戸水等 ☐ 水道水、井戸水等併用 ☐ その他（ ）
水 栓 番 号	
使 用 人 数	人
水 道 水 以 外 の 水 を 使 用 し て い る 箇 所 （ 併 用 の 場 合 の み 記 入 ）	☐ トイレ ☐ 風 呂 ☐ 炊 事 ☐ 洗 濯 ☐ その他（ ）
※備 考	

注 ※欄には、変更の場合に変更前の内容等を記入してください。

以下、市記入欄

整 理 欄	
-------------	--

様式第 16 号（第 18 条関係）

汚水排水量申告書

年 月 日

綾部市長 様

（申告者）住 所
フリガナ
氏 名
電 話

㊞

年 月分の排水量は、次のとおりです。

使 用 者 番 号	第 号
排 水 設 備 設 置 場 所	綾部市
業 種	
製 品 及 び 生 産 高	
使 用 水 量	☐ 水道水 m^3 ☐ 井戸水 m^3 計 m^3 ☐ その他 () m^3
製品化した使用水量 及 び そ の 根 拠	m^3
排 出 量	m^3

注 該当する□にレを記入してください。

様式第 17 号（第 19 条関係）

物件設置（変更）許可申請書

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり物件設置（変更）許可を受けたいので、綾部市下水道条例施行規程第 19 条第 1 項の規定に基づき申請します。

名 称 及 び 路 線 名	
設 置 目 的	
設 置 場 所	綾部市
行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	
設 置 面 積	m ²
工事期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 施 工 者	住所又は所在地
	氏名（名称及び代表者） ㊞
添 付 書 類	

備考 「添付書類」の欄には、設置場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載してください。

様式第 18 号（第 19 条関係）

物件設置（変更）許可決定通知書

年 月 日

（申請者）

様

綾部市長

印

年 月 日付けで申請のあった物件設置（変更）については、綾部市下水道条例施行規程第 19 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり許可します。

名称及び路線名	
設置目的	
設置場所	綾部市
設置面積	m ²
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	

様式第 19 号（第 20 条関係）

公共下水道等占用（変更）許可申請書

年 月 日

綾部市長

様

（申請者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり 公共下水道 の占用（変更）許可を受けたいので、綾部市下水道条例施行規
都市下水路
程第 20 条第 1 項の規定に基づき申請します。

名 称 及 び 路 線 名	
占 用 目 的	
占 用 場 所	綾部市
占 用 物 件	面積 m^2 延長 m
占 用 物 件 の 構 造	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 期 間（予 定）	年 月 日から 年 月 日まで
道 路 占 用 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
工 事 施 工 者	住所又は所在地
	氏名（名称及び代表者） ㊞
工 事 の 実 施 方 法	
添 付 書 類	
復 旧 方 法	

備考 「添付書類」の欄には、占用場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載してください。

様式第1号（第2条関係）

代理人選定（変更・廃止）届

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

代理人を選定（変更・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

確 認 番 号	第 号	
排 水 設 備 等 設 置 場 所	綾部市	
新 代 理 人	住 所	
	氏 名	
旧 代 理 人	住 所	
	氏 名	
理由		

様式第 20 号（第 20 条関係）

公共下水道等占用（変更）許可決定通知書

年 月 日

（申請者）

様

綾部市長

印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の占用（変更）については、綾部市下水道条例施行規程第 20 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり許可します。

名 称 及 び 路 線 名	
占 用 目 的	
占 用 場 所	綾部市
占 用 物 件	面 積 m^2 延 長 m
占 用 物 件 の 構 造	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 料	
許 可 条 件	

様式第21号（第22条関係）

公共下水道使用料等減免申請書

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）住 所
フリガナ
氏 名
電 話

印

次のとおり使用料を減免してください。

排水設備の 設置場所	綾部市
減 免 期 間	から まで
減免を受けよう とする理由	

様式第 2 2 号（第 2 2 条関係）

公共下水道使用料等減免決定通知書

年 月 日

（申請者）

様

綾部市長

印

年 月 日付けの使用料等減免申請については、次のとおり減免します。
減免しません。

排水設備の 設置場所	綾部市
減免期間	から まで
減免する額	
減免する理由 減免しない	

様式第3号（第5条関係）

除害施設計画確認申請書

年 月 日

綾部市長

様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり除害施設を設置したいので確認してください。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の責任者名			
工場又は事業場の所在地		綾部市	
工 事 の 種 別		☐ 新 設 ☐ 増 設 ☐ 改 築 ☐ 撤 去	
除 害 施 設 計 画	処理目的水質項目		
	処 理 方 法		
	施 設 内 容		
	原水と処理水の比較		
	工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
工 事 者 施 工 者	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名（名称及び代表者）	㊞	
※ 受	年 月 日	※ 摘 要	
※ 使	第 号		
※ 審	☐ 可 ☐ 不可		
※ 完	年 月 日		

注 ※欄は、記入しないでください。

様式第 4 号（第 5 条関係）

排水設備等計画確認済印

確 認 済		
年	月	日
公 共 下 水 道 施 設		
第		号
綾 部 市 長		

様式第5号（第7条関係）

排水設備工事完了届

年 月 日

綾部市長

様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり水洗化工事が完了したので届け出ます。

設 置 場 所	綾部市				
工 事 の 種 類	☐ 公共 ☐ 集排 ☐ 浄化槽 (☐ 新設 ☐ 増設)				
排 水 の 種 類	☐ 家庭 ☐ 営業 () ☐ 工場 ☐ その他 ()				
確 認 番 号		確 認 年 月 日	年 月 日		
工 事 着 手 日	年 月 日				
工 事 完 了 日	年 月 日				
設 計 工 事 費	円（別途工事費除く）				
精 算 工 事 費	円（別途工事費除く）				
工 事 の 容	排 水 管	m m m	ま す 個	便 器	和風便器 個 洋風便器 個 小 便 器 個
排 水 設 備 指 業 者 名	住 所 名 称	㊞			
	電 話 番 号	(T E L —)			
	責 任 技 術 者 名	㊞			

注 工事完了日から7日以内に届け出ること。

様式第 6 号（第 7 条関係）

除害施設工事完了届

年 月 日

綾部市長

様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり除害施設の新設等の工事が完了しましたので届け出ます。

工 事 の 場 所	綾部市
工 事 を し た 設 備 等	
工 事 の 種 別	☐ 新 設 ☐ 増 設 ☐ 改 築 ☐ 撤 去
使 用 者 番 号	第 号

様式第 7 号（第 7 条関係）

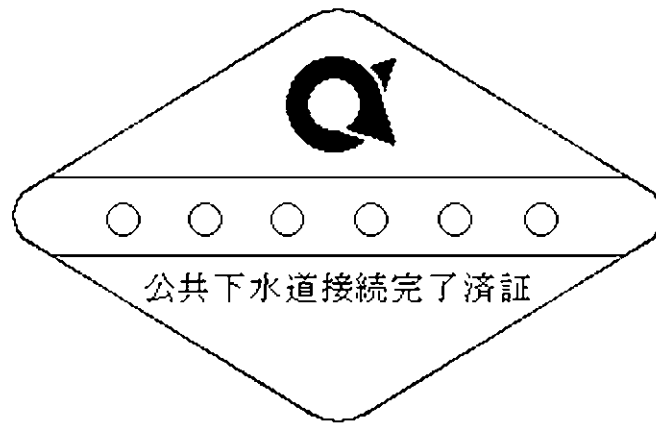
排水設備等検査済印

検	査	済
年	月	日
公	共	下
水	道	施
設		
第		号
綾	部	市
長		

様式第 8 号（第 7 条関係）

章

標



様式第9号（第9条関係）

排水設備設置義務猶予（免除）申請書

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊞

次のとおり排水設備設置義務を猶予（免除）してください。

※免 除 番 号	第 号
※水 栓 番 号	第 号
申 請 地	綾部市
放 流 水 の 種 類	
放 流 先	
取 水 先	
敷 地 面 積	m ²
放 流 水 量	m ³ ／月
水質管理責任者 氏 名	㊞
添 付 書 類	

注 ※欄は、記入しないでください。

綾部市上下水道事業管理規程第 17 号

綾部市農業集落排水施設条例施行規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市農業集落排水施設条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、綾部市農業集落排水施設条例（平成 7 年綾部市条例第 41 号、以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代理人の選定)

第 2 条 排水設備を設置し、又は設置しようとする者若しくは使用者が、市内に居住しないときは、条例に定める事項を処理するため、市内に居住する者の中から代理人を選定することができる。

2 前項に規定する代理人を選定した場合は、代理人選定（変更・廃止）届（様式第 1 号）により、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。

(排水設備の工事の実施方法等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 号に規定する排水設備を農業集落排水施設のますその他の排水施設（以下「公共ます等」という。）に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 汚水を排除するための排水設備は、公共ます下流側の排水管及び排水渠（以下「排水^{きよ}管渠」という。）の底より高い箇所とすること。

(2) 前号により難い特別の理由がある場合は、管理者の指示を受けること。

2 公共ますは、排水家庭 1 戸ごとに 1 個とする。ただし、管理者が特別の事情があると認める場合には、2 個以上とすることができる。

(排水設備の設置又は構造基準)

第 4 条 排水設備の設置又は構造の技術上の基準は、条例の規定によるもののほか、管理者が定める排水設備工事基準による。

(新規加入届等)

第 5 条 施設の供用が開始された日後において、施設の排水区域内の土地に建築物を新築等し、農業集落排水施設に新たに加入をしようとする者は、農業集落排水施設新規加入届（様式第 2 号）に位置図を添付し、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

2 農業集落排水施設に新たに加入できる場合は、次の各号の全ての要件を満たす場合に限る。

- (1) 処理人口は、計画処理人口の範囲内であること。
 - (2) 接続管路延長は、既設配水管及び既設マンホールから50メートル以内であること。
 - (3) 排水施設への接合により、施設の管理運営等に支障を来すおそれがないこと。
- 3 第1項の農業集落排水施設へ加入し、排水施設へ接合する場合に要する費用の負担については、綾部市農林業事業費分担金徴収条例（昭和58年綾部市条例第11号）に定めるところによる。

（排水設備の計画の確認申請）

第6条 条例第7条第1項に規定する排水設備の計画の確認を受けようとする者は、排水設備計画確認申請書（様式第3号）正副2通を工事着手までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 工事明細書
- (2) 位置図 工事予定地及び隣接地を表示したもの
- (3) 平面図 縮尺200分の1以上とし、排水する区域、排水管渠及びますの位置、排水管渠の内径又は内のり及び延長並びに公共ます等との接続箇所を記載し、水洗便所を設置する場合は、便所の位置を併記したもの
- (4) 縦断面図 横の縮尺は平面図に準じ、縦の縮尺は100分の1程度とし、排水設備の延長、こう配、地盤高及び土かぶり等を記載したもの
- (5) その他管理者が指示したもの

3 第1項の申請があったときは、管理者は、内容を審査し、適当と認めた場合は、当該申請書の副本に排水設備計画確認済印（様式第4号）を押して申請者に交付する。

（軽易な修繕工事）

第7条 条例第7条第1項ただし書に規定する軽易な修繕工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) し尿排除に関係のない部分の排水管その他の修繕工事
 - (2) ます又はマンホールのふたの据付け又は取替工事
 - (3) 防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕工事
- （排水設備工事の完了届）

第8条 条例第7条第2項の規定により、排水設備の工事がしゅん工したときは、排水設備工事完了届（様式第5号）正副2通に精算設計書を添えて提出しなければならない。

2 管理者は、しゅん工検査の結果、合格と認めたときは、前項の完了届の副本に排水設備工事検査済印（様式第6号）を押し、章票（様式第7号）と併せて交付するものとする。

（排水設備公認工事業者の指定）

第9条 綾部市下水道排水設備指定業者規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第20号）により指定を受けた業者は、条例第8条の規定により管理者が指定した業者として、排水設備の新設等の工事を行うことができる。

（使用開始等の届出）

第10条 条例第11条の規定による農業集落排水施設の使用の開始、休止、廃止、再開又は変更の届出は、農業集落排水施設使用開始等届出書（様式第8号）によるものとする。

（使用者からの届出の特例）

第11条 前条の規定による届出については、水道水を排除する場合で管理者が認めた場合には、綾部市上水道給水条例（昭和44年綾部市条例第10号）第7条第1号、第2号、第3号若しくは第5号又は綾部市簡易水道条例（昭和45年綾部市条例第19号）第16条第1項第1号若しくは同条第2項第1号若しくは第2号に規定する届出をもって、これに代えることができる。

（行為の許可）

第12条 条例第12条の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、行為（変更）許可申請書（様式第9号）を提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、行為（変更）決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（使用料及び分担金の納付）

第13条 条例第16条第1項に規定する使用料及び条例第17条第1項に規定する分担金は、指定する納付期限までに納付しなければならない。

（水道水以外の水の使用水量の認定）

第14条 条例第16条の2第2項第2号に規定する認定は、次に掲げる基準により行うものとする。ただし、計測装置を設置する者については、この限りでない。

（1）家事にのみ使用されるものについては、1世帯3人までは1使用期1人につき14立方メートルとし、3人を超える場合は1人増すごとに8立方メートルを加えた量をもって使用水量とする。

（2）前号の場合において、水道水を併用しているときは、水道水の使用水量に同号の規定により算出した量の4分の1を加算した水量（同号の規定による水量を下回る場合は、同号の規定により算出した水量）とする。ただし、使用状況その他の事実により、排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その事実を考慮した量を使用水量とみなす。

（3）家事以外に使用されるものについては、使用者の世帯員数、業態、揚水設備、使用状況その他の事実を考慮して、その使用水量を認定する。

2 使用者は、水道水以外の水を使用する場合は、水道水以外の水の使用（変更）届（様式第11号）を管理者に届け出なければならない。その届出の内容に変更があったときも同様とする。

（汚水排水量の申告）

第15条 条例第16条の2第2項第3号に規定する申告書は、汚水排水量申告書（様式第12号）によらなければならない。

（使用料等の減免）

第16条 条例第20条の規定により使用料等の減免を受けることができる者は、次の

とおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者
- (2) 天災その他の災害を受け支払能力がないと認めた者
- (3) 前各号のほか管理者が特別の事情があると認めた者

2 前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、農業集落排水施設使用料等減免申請書（様式第13号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、農業集落排水施設使用料等減免決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（委任）

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に廃止された綾部市農業集落排水施設条例施行規則（平成7年綾部市規則第37号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第 1 号（第 2 条関係）

代理人選定（変更・廃止）届

年 月 日

綾部市長

様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

代理人を選定（変更・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

確 認 番 号	第 号	
排 水 設 場 備 所	綾部市	
新 代 理 人	住 所	
	氏 名	
旧 代 理 人	住 所	
	氏 名	
理 由		

様式第 10 号（第 12 条関係）

行為（変更）決定通知書

年 月 日

（申請者）

様

綾部市長

印

年 月 日付けで申請のあった行為については、次のとおり許可します。

設 置 の 場 所	綾部市
設 置 の 目 的	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

水道水以外の水の使用（変更）届

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

綾部市農業集落排水施設条例施行規程第 1 4 条の規定により届け出ます。

使 用 者 番 号	第 号
排水設備設置場所	綾部市
使 用 水 の 種 類	☐ 井戸水等 ☐ 上水道、井戸水等併用 ☐ 簡易水道、井戸水等併用
水 栓 番 号	
使 用 人 数	人
水 道 水 以 外 の 水 を 使 用 し て い る 箇 所 （ 併 用 の 場 合 の み 記 入 ）	☐ トイレ ☐ 風 呂 ☐ 炊 事 ☐ 洗 濯 ☐ その他（ ）
※ 備 考	

注 ※欄には、変更の場合に変更前の内容等を記入してください。

以下、市記入欄

整 理 欄	
-------------	--

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

汚水排水量申告書

年 月 日

綾部市長 様

（申告者）住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊞

年 月分の排水量は、次のとおりです。

使 用 者 番 号	第 号		
排水設備設置場所	綾部市		
業 種			
製 品 及 び 生 産 高			
使 用 水 量	☐ 水道水 m^3 ☐ 井戸水 m^3 ☐ その他 () m^3	計	m^3
製品化した使用水量 及 び そ の 根 拠	m^3		
排 出 量	m^3		

注 該当する□にレ印を記入してください。

様式第 13 号（第 16 条関係）

農業集落排水施設使用料等減免申請書

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

印

次のとおり使用料等を減免してください。

使 用 料 等 の 額	
排 水 設 備 の 設 置 場 所	綾部市
減 免 期 間	から まで
減 免 理 由	

様式第 1 4 号（第 1 6 条関係）

農業集落排水施設使用料等減免決定通知書

年 月 日

（申請者）

様

綾部市長

印

年 月 日付けの農業集落排水施設使用料等減免申請については、次のとおり減免します。
減免しません。

排水設備の 設置場所	綾部市
減免期間	から まで
減免する額	
減免する 理由 減免しない	

様式第 2 号（第 5 条関係）

農業集落排水施設新規加入届

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊞

農業集落排水施設に新規加入するため届け出ます。

設 置 の 場 所		綾部市
土 地 所 有 者	住 所	
	氏 名	
建 物 所 有 者	住 所	
	氏 名	
汚 水 の 種 類		☐ 一般世帯 ☐ その他（ ）
施 工 予 定 時 期		年 月 日
添 付 書 類		位置図
備 考		

排水設備計画確認申請書

年 月 日

綾部市長 様

(申請者) 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

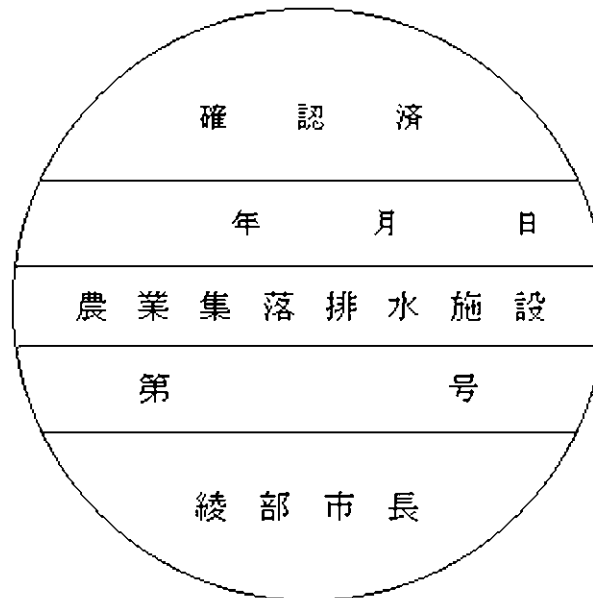


次のとおり排水設備を設置したいので確認してください。

設 置 場 所			綾部市							
工 事 の 種 類			☐ 公共	☐ 集排	☐ 浄化槽	(☐ 新設 ☐ 増設)				
建 物 の 状 況			☐ 既築	☐ 新築	☐ その他 ()					
既 設 の 便 所			☐ 有 (☐ くみ取便所	☐ 浄化槽	☐ 水洗)	☐ 無				
使 用 水 の 種 類			☐ 上水道	☐ 簡易水道	☐ 井戸水等	☐ 上水道、井戸水等併用				
排 水 の 種 類			☐ 家庭	☐ 営業 ()	☐ 工場	☐ その他 ()				
工 事 の 期 間			年 月 日 から 年 月 日 まで							
排水設備の内容	排水管	VUφ	—	.	m	VUφ	—	.	m	
		VUφ	—	.	m	VUφ	—	.	m	
		VUφ	—	.	m	VUφ	—	.	m	
	器具	大便器 (和風)		個、(洋風)	個、小便器	個、浴槽	個、流し類	個		
洗濯機		個、手洗器	個、洗面器	個、床排水口	個、阻集器	個、その他	個			
マ ス		インバート		個、トラップ	個、ドロップ	個	→ 計	個		
掃除口	φ		—	個、φ	—	個、φ	—	個	→ 計	個
	所有者の確認		建物所有者	☐ 申請者本人	☐ その他	戸数及び使用人数	戸人			
土地所有者の確認		土地所有者	☐ 申請者本人	☐ その他						
使用者	住 所					フリガナ氏 名	㊟			
建物所有者の承諾	私の所有する建物に、申請者が排水設備を設置 (便所等を改造) することを承諾します。									
	住 所					フリガナ氏 名	㊟			
土地所有者の承諾	私の所有する土地に、申請者が排水設備を設置することを承諾します。									
	住 所					フリガナ氏 名	㊟			
添付書類	☐ 付近見取図 ☐ 内訳書 ☐ 平面図 ☐ 縦断面図 ☐ 同意書 (利害関係のある場合) ☐ 給水工事許可申請書の写し ☐ その他 ()									
排水設備指定業者	㊟					責任技術者名				㊟
給水指定業者						浄化槽設置業者				
融資あつせん希望		☐ 有 ☐ 無								

様式第4号（第6条関係）

排水設備計画確認済印



様式第5号（第8条関係）

排水設備工事完了届

年 月 日

綾部市長

様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

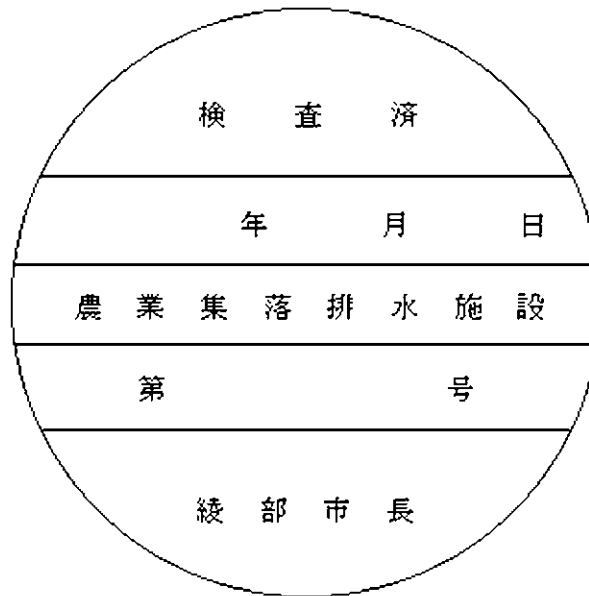
次のとおり水洗化工事が完了したので届け出ます。

設 置 場 所	綾部市				
工 事 の 種 類	☐ 公共 ☐ 集排 ☐ 浄化槽 (☐ 新設 ☐ 増設)				
排 水 の 種 類	☐ 家庭 ☐ 営業 () ☐ 工場 ☐ その他 ()				
確 認 番 号		確 認 年 月 日	年 月 日		
工 事 着 手 日	年 月 日				
工 事 完 了 日	年 月 日				
設 計 工 事 費	円（別途工事費除く）				
精 算 工 事 費	円（別途工事費除く）				
工事の内容	排 水 管	m m m	ま す 個	便 器	和風便器 個 洋風便器 個 小 便 器 個
排 水 設 備 指 定 業 者 名	住 所 名 称	㊞			
	電話番号	(TEL —)			
	責任技術者名	㊞			

注 工事完了日から7日以内に届け出ること。

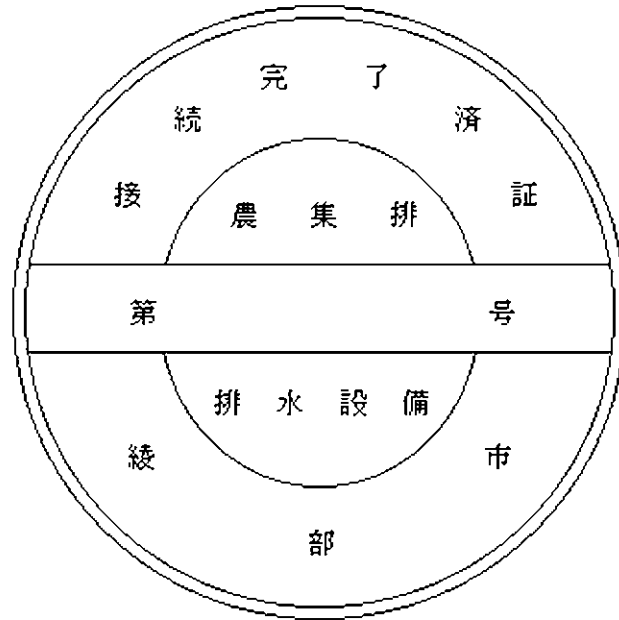
様式第 6 号（第 8 条関係）

排水設備工事検査済印



様式第7号（第8条関係）

章 標



様式第8号（第10条関係）

農業集落排水施設使用開始等届出書

年 月 日

綾部市長

様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり農業集落排水施設の使用を開始（休止・廃止・再開・変更）したいので届け出ます。

使 用 者 番 号	第 号		
排水設備設置場所	綾部市		
開始・休止・廃止 再開・変更の別	☐ 開始	☐ 休止	☐ 廃止 ☐ 再開 ☐ 変更
開始・休止・廃止 再開・変更年月日	年 月 日		
使 用 水 の 種 類	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ 井戸水等 ☐ 上水道、井戸水等併用		
汚 水 の 種 類	☐ 一般用 ☐ その他（ ）		
使 用 者	住 所		
	フリガナ 氏 名	㊞	
支 払 方 法	☐ 口座振替 ☐ 納入通知書郵送		
使 用 人 員	人	戸 数	戸
※備 考			

注 ※欄には、変更の場合は変更前の内容等を、休止又は廃止の場合はその理由等を記入してください。

以下、市記入欄

業 務 処 理	区 分	摘 要	担 当 員
	台 帳 番 号		
	検 針 カ ー ド		
	上 下 水 道 料 金 （開始・精算）	上水道 月分 円 下水道 月分 円	
	量 水 器 番 号 （ ー ）	検 査 時 指 示 数 m^3 今 回 指 示 数 m^3 前 回 指 示 数 m^3 上 水 道 使 用 水 量 m^3 下 水 道 使 用 水 量 m^3	

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

行為（変更）許可申請書

年 月 日

綾部市長

様

（申請者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり許可してください。

設 置 の 目 的	
設 置 の 場 所	綾部市
行 為 の 種 類 等	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 施 工 者	住所又は所在地
	氏名（名称及び代表者） ㊞
備 考	

綾部市上下水道事業管理規程第 18 号

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程を次のように定める。

平成 30 年 12 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、綾部市特定地域生活排水処理事業条例（平成 14 年綾部市条例第 43 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(浄化槽の設置申請)

第 3 条 条例第 4 条の規定により、浄化槽の設置を希望する住宅等所有者又は使用者（以下「申請者」という。）は、綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽設置申請書（様式第 1 号）により、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。この場合において、申請者と浄化槽を設置する土地の所有者が異なるときは、申請の際、当該土地所有者の承諾を証する書面を添付しなければならない。

(工事計画書の作成等)

第 4 条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、条例第 5 条第 1 項の規定により次に掲げる事項を定めた綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽設置工事計画書（様式第 2 号）を作成し、申請者の承認を得なければならない。

(1) 工事の内容

(2) 工事の時期

(3) その他工事の遂行に必要な事項

2 申請者は、条例第 5 条第 2 項の規定により、前項の工事計画書を承認したときは、綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽設置工事計画承認書（様式第 3 号）を管理者に提出しなければならない。

(設置完了通知)

第 5 条 管理者は、条例第 7 条の規定により、浄化槽の設置が完了したときは、綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽設置完了通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知しなければならない。

(分担金及び使用料の納付)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項に規定する分担金及び条例第 15 条第 1 項に規定する使用料は、指定する納付期限までに納付しなければならない。

（水道水以外の水の使用水量の認定）

第7条 条例第15条の2第2項第2号に規定する認定は、次に掲げる基準により行うものとする。ただし、計測装置を設置する者については、この限りでない。

- （1）家事にのみ使用されるものについては、1世帯3人までは1使用期1人につき14立方メートルとし、3人を超える場合は1人増すごとに8立方メートルを加えた量をもって使用水量とする。
- （2）前号の場合において、水道水を併用しているときは、水道水の使用水量に同号の規定により算出した量の4分の1を加算した水量（同号の規定による水量を下回る場合は、同号の規定により算出した水量）とする。ただし、使用状況その他の事実により、排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その事実を考慮した量を使用水量とみなす。
- （3）家事以外に使用されるものについては、使用者の世帯員数、業態、揚水設備、使用状況その他の事実を考慮して、その使用水量を認定する。

2 使用者は、水道水以外の水を使用する場合は、水道水以外の水の使用（変更）届（様式第5号）を管理者に届け出なければならない。その届出の内容に変更があったときも同様とする。

（汚水排水量の申告）

第8条 条例第15条の2第2項第3号に規定する申告書は、汚水排水量申告書（様式第6号）によらなければならない。

（代理人の選定）

第9条 排水設備を設置し、又は設置しようとする者若しくは使用者が、市内に居住しないときは、条例に定める事項を処理するため、市内に居住する者の中から代理人を選定することができる。

2 前項に規定する代理人を選定した場合は、代理人選定（変更・廃止）届（様式第7号）により管理者に届け出なければならない。

（排水設備の設置等）

第10条 申請者は、市の浄化槽設置工事と整合をとりながら排水設備工事を行い、条例第7条の規定による浄化槽の設置完了の通知を受けたときは、速やかに排水設備を浄化槽に接続しなければならない。

（排水設備の設置又は構造基準）

第11条 排水設備の設置又は構造の技術上の基準は、綾部市下水道条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第16号）第7条の規定によるもののほか、管理者が定める排水設備工事基準による。

（排水設備計画の確認申請）

第12条 条例第9条第1項に規定する排水設備の計画の確認を受けようとする者は、排水設備計画確認申請書（様式第8号）正副2通を工事着手までに提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次の書類を添付するものとする。

- （1）工事明細書

- (2) 位置図 工事予定地及び隣接地を表示したもの
- (3) 平面図 縮尺200分の1以上とし、排水する区域、排水管渠及びますの位置、排水管渠の内径又は内のり及び延長並びに浄化槽との接続箇所を記載し、水洗便所を設置する場合は、便所の位置を併記したもの
- (4) 縦断面図 横の縮尺は平面図に準じ、縦の縮尺は100分の1程度とし、排水設備の延長、こう配、地盤高及び土かぶり等を記載したもの
- (5) その他管理者が指示したもの

3 第1項の申請があったときは、管理者は、内容を審査し、適当と認めた場合は、当該確認申請書の副本に排水設備計画確認済印（様式第9号）を押して申請者に交付するものとする。

（軽易な修繕工事）

第13条 条例第9条第1項ただし書に規定する軽易な修繕工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) し尿排除に関係のない部分の排水管その他の修繕工事
 - (2) ますのふたの据付け又は取替工事
 - (3) 防臭装置その他の排水設備の付属装置の修繕工事
- （排水設備工事の完了届）

第14条 申請者は、条例第9条第2項の規定により、排水設備の新設等の工事が完成したときは、工事完了後7日以内に、排水設備工事完了届（様式第10号）正副2通に精算設計書を添えて提出しなければならない。

2 管理者は、しゅん工検査の結果、合格と認めたときは、前項の完了届の副本に排水設備工事検査済印（様式第11号）を押し、章票（様式第12号）と併せて交付するものとする。

（排水設備公認工事業者の指定）

第15条 綾部市下水道排水設備指定業者規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第20号）により指定を受けた業者は、条例第10条の規定により管理者が指定した業者として、排水設備の新設等の工事を行うことができる。

（使用開始等の届出）

第16条 使用者は、浄化槽の使用を開始、休止、廃止、再開又は変更しようとするときは、条例第14条の規定により、浄化槽使用開始等届出書（様式第13号）を管理者に提出しなければならない。

2 使用者に変更があったときは、浄化槽使用者変更届（様式第14号）を管理者に提出しなければならない。

（使用開始等の届出の特例）

第17条 前条の規定による届出については、水道水を排除する場合で管理者が認めた場合には、綾部市上水道給水条例（昭和44年綾部市条例第10号）第7条第1号、第2号、第3号若しくは第5号又は綾部市簡易水道条例（昭和45年綾部市条例第19号）第16条第1項第1号若しくは同条第2項第1号若しくは第2号に規定する届出をもって、これに代えることができる。

（分担金等の減免）

第18条 条例第17条の規定により、分担金等の減免を受けることができる者は、次のとおりとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者
- （2）天災その他の災害を受け、支払能力がないと認めた者
- （3）前各号のほか管理者が特別の事情があると認めた者

2 前項の規定により分担金等の減免を受けようとする者は、綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽分担金等減免申請書（様式第15号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽分担金等減免決定通知書（様式第16号）により、当該申請者に通知するものとする。

（住宅等所有者の地位承継）

第19条 条例第22条第2項の規定により、住宅等所有者の地位を承継した者は、綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽に関する地位承継届（様式第17号）を管理者に提出しなければならない。

（既設浄化槽の維持管理）

第20条 条例第23条第1項の規定により、設置者（使用者を含む。）が市に浄化槽の寄附を申し出るときは、既設合併処理浄化槽寄附承諾書（様式第18号）を管理者に提出するものとする。

（委任）

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に廃止された綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規則（平成14年綾部市規則第51号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第 1 0 号（第 1 4 条関係）

排水設備工事完了届

年 月 日

綾部市長

様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

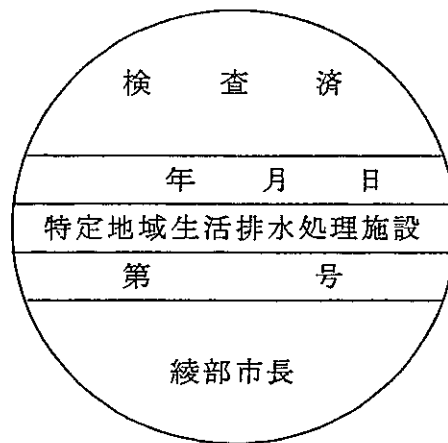
次のとおり水洗化工事が完了したので届け出ます。

設 置 場 所	綾部市					
工 事 の 種 類	☐ 公共 ☐ 集排 ☐ 浄化槽 （ ☐ 新設 ☐ 増設）					
排 水 の 種 類	☐ 家庭 ☐ 営業（ ） ☐ 工場 ☐ その他（ ）					
確 認 番 号		確 認 年 月 日	年 月 日			
工 事 着 手 日	年 月 日					
工 事 完 了 日	年 月 日					
設 計 工 事 費	円（別途工事費除く）					
精 算 工 事 費	円（別途工事費除く）					
工 事 の 内 容	排 水 管	m m m	ま す 個	便 器	和風便器 洋風便器 小 便 器	個 個 個
排 水 設 備 指 定 業 者 名	住 所 名 称	㊞				
	電話番号	(TEL —)				
	責任技術者名	㊞				

注 工事完了日から7日以内に届け出ること。

様式第11号（第14条関係）

排水設備工事検査済印



様式第12号（第14条関係）

章 票

特定地域生活排水処理施設	
第	号
接続完了証	
綾部市	

様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

浄化槽使用開始等届出書

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり浄化槽の使用を開始（休止・廃止・再開・変更）したいので届け出ます。

使 用 者 番 号	第 号	
排水設備設置場所	綾部市	
開始・休止・廃止 再開・変更の別	☐ 開始 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 再開 ☐ 変更	
開始・休止・廃止 再開・変更年月日	年 月 日	
使 用 水 の 種 類	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ 井戸水等 ☐ 上水道、井戸水等併用	
汚 水 の 種 類	☐ 一般用 ☐ その他（ ）	
使 用 者	住 所	
	フリガナ 氏 名	㊞
支 払 方 法	☐ 口座振替 ☐ 納入通知書郵送	
使 用 人 員	人	
※ 備 考		

注 ※欄には、変更の場合は変更前の内容等と、休止又は廃止の場合はその理由等を記入してください。

以下、市記入欄

業 務 処 理	区 分	摘 要	担 当 員
	台 帳 番 号		
	検 針 カ ー ド		
	上 下 水 道 料 金 (開始・精算)	上水道 月分 円 下水道 月分 円	
	量 水 器 番 号 (ー)	検 査 時 指 示 数 今 回 指 示 数 前 回 指 示 数 上 水 道 使 用 水 量 下 水 道 使 用 水 量	m ³ m ³ m ³ m ³ m ³

様式第14号（第16条関係）

浄化槽使用者変更届

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

㊞

次のとおり浄化槽の使用を変更しましたので届け出ます。

浄 化 槽 設 置 場 所		綾部市
新 使 用 者	住 所	
	氏 名	
旧 使 用 者	住 所	
	氏 名	
理由		

様式第 15 号（第 18 条関係）

綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽分担金等減免申請書

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

次のとおり分担金等を減免してください。

分 担 金 等 の 額	
排 水 設 備 の 設 置 場 所	綾部市
減 免 期 間	から まで
減 免 理 由	

様式第 16 号（第 18 条関係）

綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽分担金等減免決定通知書

年 月 日

様

綾部市長

印

年 月 日付けの綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽分担金等減免申請については、次のとおり減免します。
減免しません。

記

排水設備の 設置場所	綾部市
減免期間	から まで
減免する額	
減免する 理由 減免しない	

様式第 17 号（第 19 条関係）

綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽に関する地位承継届

年 月 日

綾部市長 様

（新たな住宅等所有者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

下記の者から綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽に関する地位を承継したので、届け出ます。

記

1 従前の住宅等所有者

（1） 住所

（2） 氏名

2 地位承継のあった日 年 月 日

様式第18号（第20条関係）

既設合併処理浄化槽寄附承諾書

年 月 日

綾部市長 様

（設置者）住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

寄 附 物 件 既設浄化槽設備 一式

所 在 地 綾部市

自 治 会 名

浄化槽種類

私の所有する上記浄化槽設備について 年 月 日付けで寄附したいので、承諾していただきますようお願いします。

なお、寄附に際して下記の条件を遵守します。

記

- 1 綾部市が事業実施する特定地域生活排水処理事業を理解し、浄化槽の適正な維持管理に協力します。
- 2 寄附については、無償で行います。
- 3 浄化槽設備設置部分の土地の使用期間は、管理者が必要とする期間とし、その使用料、補償費等の請求は行いません。
- 4 土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地に制限物件その他権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、譲渡人その他の新たに権利を取得するものに対し、浄化槽に係る市の使用权の承継を確認させます。
- 5 浄化槽が不要になったときは、管理者に申し出てその指示に従います。
- 6 維持管理業者との契約については、寄附までに解除します。
- 7 前各号に記載のない事項その他疑義を生じた事項については、管理者と協議の上、決定します。

様式第 1 号（第 3 条関係）

綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽設置申請書

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

年度において、浄化槽の設置を希望するので、綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

設 置 の 場 所	綾部市
居 住 人 数	人
使用水の種類	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ 井戸水等 ☐ 上水道・井戸水併用
家 屋 の 種 類	☐ 一般住宅用（延面積 m^2 ） ☐ 併用住宅用 住 宅（延面積 m^2 ） その他（延面積 m^2 ） ☐ 公 共 施 設（延面積 m^2 ）
設置希望工期	着手 年 月 日 竣工 年 月 日
放 流 先	☐ 河川 ☐ 側溝 ☐ 農業用排水路 ☐ その他
添 付 書 類	1 工事計画図 2 土地所有者承諾書（借地の場合のみ）

様式第 2 号（第 4 条関係）

綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽設置工事計画書

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

年度浄化槽の設置工事計画を次のとおり作成したので、綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程第 4 条の規定により承認を求めます。

なお、異議がないときは、別紙の工事計画承認書を提出してください。

記

設 置 場 所	綾部市
工 事 内 容	浄化槽 人槽の設置
工 事 の 時 期	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	位置図
その他の特記事項	

様式第3号（第4条関係）

綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽設置工事計画承認書

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

年 月 日付けで通知を受けた浄化槽の設置工事計画は、承認します。
なお、承認に際して下記の条件を遵守します。

記

- 1 綾部市が事業実施する特定地域生活排水処理事業を理解し、浄化槽の適正な維持管理に協力します。
- 2 浄化槽設備設置部分の土地の使用期間は、管理者が必要とする期間とし、その使用料、補償費等の請求は行いません。
- 3 土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地に制限物件その他権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、譲渡人その他の新たに権利を取得するものに対し、浄化槽に係る市の使用権の承継を確認させます。
- 4 浄化槽が不要になったときは、管理者に申し出てその指示に従います。
- 5 前各号に記載のない事項その他疑義を生じた事項については、管理者と協議の上、決定します。

様式第4号（第5条関係）

綾部市特定地域生活排水処理事業浄化槽設置完了通知書

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

年度浄化槽の設置工事が完了しましたので、綾部市特定地域生活排水処理事業
条例施行規程第5条の規定により通知します。

記

設 置 場 所	綾部市
浄化槽機種等	形式 名称 人槽 認定番号
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
工 事 業 者	工事業者名 登録番号
浄化槽設備士	氏名 免許番号

様式第5号（第7条関係）

水道水以外の水の使用（変更）届

年 月 日

綾部市長

様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

電話番号

綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程第7条の規定により届け出ます。

使 用 者 番 号	第 号
排水設備設置場所	綾部市
使 用 水 の 種 類	☐ 井戸水等 ☐ 上水道、井戸水等併用 ☐ 簡易水道、井戸水等併用
水 栓 番 号	
使 用 人 数	人
水 道 水 以 外 の 水 を 使 用 し て い る 箇 所 （ 併 用 の 場 合 の み 記 入 ）	☐ トイレ ☐ 風 呂 ☐ 炊 事 ☐ 洗 濯 ☐ その他（ ）
※ 備 考	

注 ※欄には、変更の場合に変更前の内容等を記入してください。

以下、市記入欄

整 理 欄	
-------------	--

様式第 6 号（第 8 条関係）

汚水排水量申告書

年 月 日

綾部市長 様

（申告者）住 所
フリガナ
氏 名
電 話

㊞

年 月分の排水量は、次のとおりです。

使 用 者 番 号	第 号
排水設備設置場所	綾部市
業 種	
製 品 及 び 生 産 高	
使 用 水 量	☐ 水道水 m^3 ☐ 井戸水 m^3 計 m^3 ☐ その他（ ） m^3
製品化した使用水量 及 び そ の 根 拠	m^3
排 出 量	m^3

注 該当する□にレ印を記入してください。

様式第7号（第9条関係）

代理人選定（変更・廃止）届

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）住 所

フリガナ

氏 名

㊞

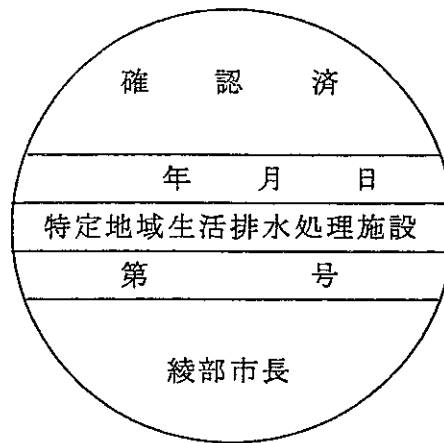
電話番号

代理人を選定（変更・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

排水設備等 設置場所	綾部市	
新代理人	住 所	
	氏 名	
旧代理人	住 所	
	氏 名	
理 由		

様式第9号（第12条関係）

排水設備計画確認済印



綾部市上下水道事業管理規程第19号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程を次のように定める。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成6年綾部市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一時使用)

第2条 条例第2条第1項ただし書に規定する一時使用とは、建物の所有を目的としない地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利に係る使用で、その契約に存続期間の定めのないもの又は存続期間が10年未満のものをいう。

(受益者の申告)

第3条 条例第4条の規定により公告された賦課対象区域の土地に係る受益者は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の定める日までに下水道事業受益者申告書を管理者に提出しなければならない。この場合において、受益者が条例第2条第1項ただし書に規定する権利者であるときは、土地の所有者と連署にて提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、代表者1人を定め、その代表者が他の受益者と連署した下水道事業受益者申告書を提出しなければならない。

(受益者の地積)

第4条 条例第5条に規定する受益者負担金（以下「負担金」という。）の額の算定基準となる土地の地積は、登記簿によるものとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、実測によることができる。

(負担金の決定通知)

第5条 条例第6条第3項に規定する負担金の額及び納付期日等の通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書により行うものとする。

2 条例第11条の規定による継承があった場合における継承後の負担金の額及び納付期日等の通知は、前項の例による。

(負担金の徴収及び納期)

第6条 条例第6条第4項に規定する負担金の徴収は、1年を更に4期に区分して行うものとし、その納期は次に掲げるとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 第1期 6月16日から同月30日まで
- (2) 第2期 9月16日から同月30日まで
- (3) 第3期 12月16日から同月28日まで
- (4) 第4期 翌年の2月16日から同月末日まで

2 前項に規定する各納期の末日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日をその納期に係る期限とみなす。

3 第1項に規定する各納期に係る負担金の徴収は、集金、納入通知書又は口座振替により行うものとする。

（端数計算）

第7条 条例第5条に規定する負担金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 負担金を各年度及び各納期に分割する場合において、分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の年度又は納期に係る負担金の額に合算する。

3 条例第12条第1項に規定する延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその負担金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 条例第12条第1項に規定する延滞金に100円未満の端数があるとき又はその全額が、1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 前2項の規定は、還付又は充当加算金について準用する。

（負担金の一括納付）

第8条 条例第6条第4項ただし書に規定する一括納付とは、徴収年度の初年度において、下水道事業受益者負担金決定通知書に記載された負担金のうち第1期の納期に係る負担金を納付しようとする場合に、当該納期後の納期（次年度以降の納期を含む。）に係る負担金を併せて納付することをいう。

2 前項に規定する負担金の一括納付は、下水道事業受益者負担金納入通知書によるものとする。

（一括納付報奨金）

第9条 受益者が前条第1項に規定する一括納付を管理者が指定する日までに行ったときは、納付した額に100分の5の割合を乗じて得た額に相当する額を報奨金として交付する。ただし、その額又はその額に前回までに交付した報奨金の額を加算した額が20,000円を超えることとなるときは、その合計額が20,000円に達するまでの額とする。

2 前項の報奨金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、又はその金額が10円未満であるときは、これを交付しない。

3 第1項に規定する報奨金は、次の各号のいずれかに該当する場合には交付しないものとする。

- (1) 当該受益者に下水道事業に係る未納の徴収金がある場合

(2) 当該受益者が国又は地方公共団体である場合

(3) 当該受益者が条例第8条に規定する負担金の徴収猶予及び条例第10条第2項に規定する負担金の減免の措置を受けている場合

(過誤納金に係る徴収金の取扱い)

第10条 管理者は、受益者の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付しなければならない。ただし、当該受益者に未納の負担金があるときは、過誤納金を未納の負担金に充当することができる。

2 管理者は、前項の規定による過誤納金を還付し、又は充当するときは、遅滞なく当該受益者に対し、下水道事業受益者負担金過誤納金還付（充当）通知書により通知するものとする。

(還付又は充当加算金)

第11条 管理者は、過誤納金を還付し、又は充当する場合においては、その過誤納金が納付された日の翌日から還付の日又は充当の日までの期間の日数に応じ、当該金額に年7.25パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金をその還付又は充当すべき金額に加算するものとする。

(負担金の徴収猶予)

第12条 条例第8条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、別表第1の受益者負担金徴収猶予基準に基づき、その適否を決定し、その旨を当該受益者に下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書により通知するものとする。

(負担金の徴収猶予の取消し)

第13条 管理者は、条例第9条の規定により徴収猶予を取り消したときは、その旨を当該受益者に下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書により通知するものとする。

(負担金の減免)

第14条 条例第10条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金減免申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、別表第2の下水道事業受益者負担金減免基準に基づきその適否を決定し、その結果を下水道事業受益者負担金減免決定通知書により通知するものとする。

(負担金の減免の取消し)

第15条 前条の規定により負担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なく、下水道事業受益者負担金減免消滅申告書を管理者に提出しなければならない。

(受益者の変更)

第16条 条例第11条の規定による受益者の変更があったときは、当該変更に係る当事者の一方又は双方は、遅滞なく下水道事業受益者変更申告書を管理者に提出しなければならない。

(納付代理人の申告)

第17条 受益者は、市内に住所、居所、事務所を有しない場合は、当該受益者の負担金

の納付に関する事項を処理させるため、本市において独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定め、下水道事業受益者負担金納付代理人申告書を管理者に提出しなければならない。納付代理人を変更し、又は廃止した場合も同様とする。

（住所変更の申告）

第18条 受益者又は納付代理人は、住所、居所、事務所を変更したときは、遅滞なく下水道事業受益者（納付代理人）住所変更申告書を管理者に提出しなければならない。

（不申告等に係る認定）

第19条 管理者は、この規程の規定により申告すべき事項について、申告のない場合又は申告内容が事実と異なると認めた場合においては、申告によらないで認定することができる。

（委任）

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に廃止された綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成6年綾部市規則第32号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（還付又は充当加算金の割合の特例）

3 当分の間、第11条に規定する還付又は充当加算金の年7.25パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

別表第1（第12条関係）

受益者負担金徴収猶予基準

条例該当条項	徴収猶予対象受益者	徴収猶予期間	徴収猶予額	摘要
条例第8条第1号	現況が田又は畑である土地に係る受益者	宅地化されるまで	当該現況が田又は畑である土地に係る負担金の全額	
	現況が山林、原野、池沼又は雑種地等である土地に係る受益者	宅地化されるまで	当該現況が山林、原野池沼又は雑種地である土地に係る負担金の全額	
	公道に面しない等の理由により賦課公告日から3年以内に公共下水道の供用ができないと認められる土地に係る受益者	公共下水道の供用ができるまで	当該土地に係る負担金の全額	
条例第8条第2号	震災、風水害、火災その他の災害を受けたため、負担金を納付することが困難であると認められる受益者 被害内容70%以上 被害内容50%以上70%未満 被害内容30%以上50%未満	災害発生の日から3年以内 災害発生の日から2年以内 災害発生の日から1年以内	当該申請に係る負担金の全額	関係機関の発行するり災証明書を添付のこと。
	盗難にあったため負担金を納付することが困難であると認められる受益者 被害内容時価100万円以上 被害内容時価50万円以上100万円未満 被害内容時価30万円以上50万円未満	災害発生の日から2年以内 災害発生の日から1年6月以内 災害発生の日から1年以内	当該申請に係る負担金の全額	警察署の発行する盗難証明書を添付のこと。

	受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したため負担金を納付することが困難であると認められる受益者	事実発生の日から3年を限度とし、管理者が定める期間	当該申請に係る負担金の全額	医師の発行する診断書を添付のこと。
	受益者の事業の廃止、休止又は著しい損失のため負担金を納付することが困難であると認められる受益者	事実発生の日から3年を限度とし、管理者が定める期間	当該申請に係る負担金の全額	
条例第8条第3号	係争地に係る受益者	受益者が確定するまでの期間	当該係争地に係る負担金の全額	訴状の写し等その事実を証する書類を添付のこと。
	上記以外の受益者でその事情により管理者が徴収を猶予する必要があると認められる受益者	管理者が定める期間	管理者が定める額	

別表第2（第14条関係）

受益者負担金減免基準

条例該当条項（受益者）	減免対象となる土地	減免率	摘要
第10条第2項第1号国又は地方公共団体が公用に供している土地（公用に供することを予定している土地を含む。）に係る受益者	国又は地方公共団体の所有又は使用に係る土地 国又は地方公共団体が設置する学校用地（予定地を含む。） 国又は地方公共団体が設置する社会福祉施設用地（予定地を含む。） 国又は地方公共団体が設置する病院用地（予定地を含む。） 警察法務収容施設用地（予定地を含む。） 一般庁舎用地（予定地を含む。） 国又は地方公共団体が設置する図書館、公民館、体育施設、その他これらに準ずる施設用地（予定地を含む。）	パーセント 75 75 25 75 50 50	予定地とは、賦課公告日から3年以内に公用に供する施設の設置が予定されている土地をいう。
第10条第2項第2号国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	国又は地方公共団体の所有又は使用に係る土地 企業用財産となっている土地	25	
第10条第2項第3号国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者	国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	100	公共の用に供することを予定している土地とは、賦課公告日から3年以内に公共施設の設置が予定されている土地をいう。
第10条第2項第4号生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に基づく生活扶	生活扶助を受けている受益者の所有又は使用に係る土地 生活扶助以外の扶助を受けている者又はこれに準ずる者で負担金を納付することが困難であると認められる受益者の所有又は使用に係る土地	100 100	

助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者			
第10条第2項第5号公共下水道事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者	公共下水道事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者の所有又は使用に係る土地	管理者が定める率	
第10条第2項第6号上記に掲げる受益者のほかその状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	国又は地方公共団体の所有又は使用に係る土地 有料の国家公務員宿舎用地 地方公務員宿舎用地 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）又は軌道法（大正10年法律第76号）の規定による鉄道事業者又は軌道経営者が直接その本来の事業の用に供している土地 踏切道及び踏切保安施設用地 軌道用地 駅舎及びプラットホーム用地 駅前広場用地 その他の用地 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人がその設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において直接教育の用に供している土地 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が直接同法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条に規定する宗教法人が直接その本来の目的の用に供している土地 公共性があり公道又は公有水路に準ずると認められる私有の道路敷及び水路敷	25 25 100 25 25 100 25 75 75 50 100	

保安林	1 0 0	
墓地	1 0 0	
児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 0 条に規定する児童遊園及びこれに準ずる施設の用地	1 0 0	
自治会等が所有又は使用する集会所及びこれに準ずる施設の用地	5 0	
消防団が所有又は使用する消防用備品等の格納施設の用地	1 0 0	
文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 2 条に規定する文化財（これに準ずるものを含む。以下同じ。）である土地又は文化財である建物その他の工作物の用地	1 0 0	
急傾斜地等のため宅地化が不可能な土地又は公共下水道の供用が不可能な土地	1 0 0	
上記に掲げる土地以外の土地で管理者が実情により負担金を減免する必要があると認める土地	管理者が定める率	

綾部市上下水道事業管理規程第20号

綾部市下水道排水設備指定業者規程を次のように定める。

平成30年12月25日

綾部市長 山崎 善也

綾部市下水道排水設備指定業者規程

(目的)

第1条 この規程は、綾部市下水道条例（平成6年綾部市条例第20号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、綾部市下水道排水設備指定業者に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事（新・増設、改築及び撤去の各工事を含む。）をいう。
- (2) 下水道排水設備指定業者 条例第6条の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定した工事業業者（以下「指定業者」という。）をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 京都府下水道協会（以下「府協会」という。）が、府協会下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習等実施要綱に基づき、排水設備工事の設計、施工等に関して知識及び技能を有する者として認め、府協会に登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。

(指定業者の指定)

第3条 条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業業者とし、管理者はこれを指定業者として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- (3) 京都府内に営業所があること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業業者（法人にあっては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合

イ 工事業業者（法人にあっては代表者）が第12条の規定により責任技術者として

の府協会登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定業者が第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

- 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定業者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定業者の指定を受けることができない。

(指定の申請)

第4条 指定業者としての指定を受けようとする者は、綾部市下水道排水設備指定業者指定申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類

(2) 法人の場合は、その登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類

(3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第2号)

(4) 専属下水道排水設備工事責任技術者名簿(様式第3号)、下水道排水設備責任技術者証(府協会が交付したものをいう。以下「責任技術者証」という。)の写し及び雇用関係を証する書類

(5) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類

(指定業者証)

第5条 管理者は、指定業者としての指定を行った工事業者に対し、綾部市下水道排水設備指定業者証(様式第4号。以下「指定業者証」という。)を交付する。

- 2 指定業者は、指定業者証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定業者は、指定業者証をき損又は紛失したときは、直ちに綾部市下水道排水設備指定業者証再交付申請書(様式第5号)を管理者に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定業者は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定業者証を返納しなければならない。また、第10条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定業者証を返納しなければならない。

(指定業者の責務及び遵守事項)

第6条 指定業者は、下水道に関する法令、条例及び規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- 2 指定業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

- (2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定業者としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定業者としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定業者が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定業者としての指定を受けようとするときは、管理者の指定する日までに綾部市下水道排水設備指定業者指定申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定業者は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定業者としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに綾部市下水道排水設備指定業者指定辞退届(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

2 指定業者は、次の各号の一に該当することとなったときは速やかに綾部市下水道排水設備指定業者異動届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号(組織)を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 営業所を移転したとき。
- (4) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (5) 住居表示、電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第10条 管理者は、指定業者から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 管理者は、指定業者が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し、又は6か月を越えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例又はこの規程等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が指定業者として不相当と認めたとき。

(責任技術者の責務)

第11条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例及び規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（責任技術者の処分手続き）

第12条 管理者は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録の取り消し、又は6か月を超えない範囲内において、登録の効力を停止する処分手続きを府協会に求めることができる。

（1）条例又はこの規程等に違反したとき。

（2）業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。

（公示）

第13条 管理者は、指定業者に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

（1）指定業者を新たに指定したとき。

（2）指定業者の指定を取り消し、又は一時停止したとき。

（3）指定業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。

（4）第9条第2項第1号、第2号及び第3号の届出を受理したとき。

2 管理者は、責任技術者認定試験又は更新講習の実施について、府協会から通知を受けたときは、あらかじめ日時等を公示するものとする。

（事務連絡会）

第14条 管理者は、指定業者による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定業者又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

（監査）

第15条 管理者は、必要に応じ、第3条に規定する指定要件にかかわること及び第6条に規定する責務、遵守事項にかかわることなど指定業者の業務状況を監査することができる。

2 指定業者は、前項に規定する監査に対して正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

3 管理者は、第1項に規定する監査の結果、不備な点があった場合には、改善措置を命じることができる。この場合、指定業者は、これに応じなければならない。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に廃止された綾部市下水道排水設備指定業者規則（平成 1 1 年綾部市規則第 7 9 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市下水道排水設備指定業者指定申請書
(新規・更新)

綾部市長 様

申 請 業 者	フリガナ 商 号			
	フリガナ 代表者住所・氏名	電話 ()	印	
	フリガナ 営業所所在地	電話 ()		

〔添付書類〕

- 1 個人の場合は、成年被後見人又は被保佐人あるいは破産者でないことを証する書類
- 2 申請書（法人の場合は代表者）の住民票記載事項証明書及び経歴書
- 3 法人の場合は、その登記事項証明書及び定款の写し
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第 2 号）
- 5 専属責任技術者名簿（様式第 3 号）
- 6 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

様式第 2 号

営業所の平面図及び付近見取図			
平 面 図	面積 m²		
付近見取図	線 駅下車 バス・徒歩 分		

- 注 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるものを数枚提出してください。
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入してください。
- 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入してください。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

専属下水道排水設備工事責任技術者名簿
(新規・更新)

綾部市長

様

指定（登録）番号 第 号
商 号

〒

営業所所在地

電話 ()

代表者氏名

㊞

フリガナ 専属者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ
 - ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証（国民健康保険証は除く）の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市下水道排水設備指定業者証

綾部市長



綾部市下水道排水設備指定業者規程第 3 条の規定により、下記のとおり綾部市下水道排水設備指定業者として指定します。

指定（登録）番号	第 号
指 定 業 者 名 （商 号）	
営 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市下水道排水設備指定業者証再交付申請書

綾部市長 様

申 請 業 者	指定（登録）番号	第 号		
	フリガナ 指定業者名 （商号）			
	フリガナ 代表者氏名		印	
	営業所所在地	電話 ()		
〔理由及び経過説明〕 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----				

〔添付書類〕

- 1 始末書（紛失した場合）
- 2 指定業者証（き損した場合）

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市下水道排水設備指定業者指定辞退届

綾部市長

様

申 請 業 者	指 定（登録）番号	第 号		
	フリガナ 指 定 業 者 名 (商 号)			
	フリガナ 代 表 者 氏 名		印	
	営 業 所 所 在 地	電話 ()		
理由 ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----				

〔添付書類〕

- 1 指定業者証
- 2 専属責任技術者の責任技術者証

様式第 7 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市下水道排水設備指定業者異動届

綾部市長

様

指定（登録）番号 第 号

指定業者名（商号）

代 表 者 氏 名



異 動 事 項	新	旧
フリガナ 商号（組織）		
添付書類	法人の登記事項証明書、指定業者証	
フリガナ 氏名（代表者）		
添付書類	法人の登記事項証明書、指定業者証、経歴書、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものではないことを証する書類	
住居表示の変更		
添付書類	住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書（法人の登記事項証明書でも可）、指定業者証	
電話番号		
添付書類	なし	
営業所移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、法人の登記事項証明書指定業者証、固定資産物件証明書（建物の登記事項証明書でも可）又は賃貸借契約書の原本及び写し	
営業所（仮）移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、固定資産物件証明書（建物の登記事項証明書でも可）又は賃貸借契約書の原本及び写し	
責任技術者の変更		
添付書類	新規の場合は、様式第 3 号及びその添付書類	

綾部市上下水道事業管理規程第21号

綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程を次のように定める。

平成30年12月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、雨水の流出抑制及び有効利用を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「雨水貯留施設」とは、建物の屋根等に降った雨水を雨どいから分岐器具を介して貯留する設備であって、雨水の貯水量が100リットル以上あるもの及びその附属設備のうち、市販されているものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市内で雨水貯留施設を設置する建物を所有し、又は使用（建物の所有者の同意を得た場合に限る。次条において同じ。）する個人又は法人であること。
- (2) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の滞納がないこと。

(助成対象基数)

第4条 助成金の交付の対象となる雨水貯留施設の基数は、その者が所有し、又は使用している建物1戸につき1基とする。ただし、複数の建物を所有し、又は使用している場合は、1年度につき2基を限度とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1基につき、雨水貯留施設の購入に要する費用（配達及び設置に要する費用を除く。）に4分の3を乗じて得た額とし、45,000円を限度とする。
2 前項の助成金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、当該雨水貯留施設の購入前に水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第7条 管理者は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、

交付の可否を決定し、綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第8条 申請者は、助成金の交付決定を受けた後において、第6条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに綾部市雨水貯留施設設置費助成金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、管理者に提出し、その承認を受けるものとする。

（実績報告）

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、当該雨水貯留施設の設置後、速やかに綾部市雨水貯留施設設置費助成金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 管理者は、助成金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（雨水貯留施設の維持管理及び処分制限）

第11条 助成金の交付を受けた者は、設置した雨水貯留施設の機能を良好に保つための維持管理を行い、当該雨水貯留施設の修繕を要すると認められた場合は、速やかに措置しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、当該雨水貯留施設について、助成金の交付の日から7年を経過する日までは、管理者の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に廃止された綾部市雨水貯留施設設置費補助金交付要綱（平成28年綾部市告示第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 住所又は所在地

氏 名 ㊟

（法人にあっては名称及び代表者氏名）

電 話 番 号

綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付申請書

綾部市雨水貯留施設設置費助成金の交付を受けたいので、綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 雨水貯留施設を設置する場所 綾部市

2 建物の所有者の氏名

3 雨水貯留施設のメーカー名・製品名及び貯水量

4 購入予定日 年 月 日

5 購入予定価格 円

6 助成金交付申請額 円

（1 基につき、購入予定価格の 4 分の 3 の額（1, 0 0 0 円未満切捨て）とし、
4 5, 0 0 0 円を限度）

7 添付書類

（1）購入する雨水貯留施設の見積書の写し

（2）建物の配置図に雨水貯留施設の設置箇所を示した図面

（3）雨水貯留施設の設置予定箇所の現況写真

（4）建物所有者の同意書（申請者が借家人である場合のみ）

（5）市税完納証明書

（6）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市雨水貯留施設設置費助成金について、綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏 名 ④
（法人にあっては名称及び代表者氏名）
電 話 番 号

綾部市雨水貯留施設設置費助成金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市雨水貯留施設設置費助成金につきまして、下記のとおり申請内容を変更（中止）したいので、綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程第 8 条の規定により申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- （１）購入する雨水貯留施設の見積書の写し（変更後）
- （２）建物の配置図に雨水貯留施設の設置箇所を示した図面（変更後）
- （３）雨水貯留施設の設置予定箇所の現況写真（変更後）
- （４）その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所又は所在地
氏 名 ⑨
（法人にあっては名称及び代表者氏名）
電 話 番 号

綾部市雨水貯留施設設置費助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市雨水貯留施設設置費助成金に係る雨水貯留施設を設置しましたので、綾部市雨水貯留施設設置費助成金交付規程第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 設置場所
- 3 設置完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
（1）購入した雨水貯留施設の領収書の写し
（2）設置後の現況写真
（3）その他市長が必要と認める書類